

三重縣

△松阪織物同業組合

所在地 松阪市大字日野町松信ビル 電話一五八・二六〇
設立 明治三十六年
役員 組長 後藤修 副組長 長谷川勘四郎
生産品種目 廣巾生地、綿布小巾白木綿、綿木綿、色無地織、木綿大小巾、麻布大小巾、綿麻交織物、絹織物、羽二重、廣巾人絹、羽二重絹綿交織物大小巾
組合員數 機業家三〇名 染色業五名 問屋仲買七名 其他三名
織機臺數 小巾三〇〇臺、大中一、二二臺
從業員數 男二六一名 女一、五七八名 合計一、八三九名
有力機業家 松阪木綿垣鼻工場(松阪市垣鼻)同第一工場(同清生)同布屋工場(同)上野喜代松(飯南郡花岡町)西出元吉(同機殿村)森齊之助(同)

△伊勢織物同業組合

所在地 津市丸之内殿町電二二 設立 明治三十六年十月
役員 組長 新家元郎
生産品種目 綿木綿、無地織物、白木綿、金巾綾織、毛織物等
組合員數 機業家三一名、問屋仲買二〇名、染色業二三名、其他四四名
織機臺數 小巾、六〇九臺、大中、一一五一臺、合計一七六〇臺
從業員數 男八四名、女四二一名 合計一五〇五名
有力機業家 富田金七(津市上濱町)大森織物合名會社(津市余慶町)町谷源藏(津市萬町)株式會社富田商店(安濃郡新町)小西龍太郎(同 節形村)松本吉太郎(河藝郡一身田町)倉田悟市(河藝郡豐津村)山中市太郎(同 豐津村)中村宗三郎(同 栗真村)中湖正孝(同 本原村)

滋賀縣

△高島織物工業組合

事務所 滋賀縣高島郡安曇村(電回中 九番)
設立 昭和九年六月
出資總額 三四、一五〇圓
役員 理事長 馬場三郎助 專務理事 河本嘉十郎 會計 三矢清次
生産品種目 綿織物、護謨芯地用布、綿縮
組合員數 製織業一一五名、撈掛業三六名
織機臺數 小巾一〇九臺、廣巾三三臺
從業員數 男二五名、女四八名、合計六一名
有力機業家及買織商 河本嘉十郎 川妻商店 一牛商店 一修商店 高橋商店 甲庭嘉三 馬場三郎助 熊谷清次 駒井半左衛門 淺見商店

後藤新次郎(河藝郡榮村) 坂倉金右衛門(同) 三井與兵衛(同 豐津村) 清水徳三郎(同 栗真村)

△滋賀縣輸出入造絹織物工業組合

事務所 滋賀縣阪田郡長濱町(鐘淵紡績長濱工場内)
設立 昭和十一年五月
出資總額 三、〇〇〇圓
役員 理事長 樋田喜代松
昭和十一年年度類別生産高 第六種縮緬 六七、五〇 第七種壁 七、五九

滋賀縣産會社 谷庭三一 昭和十一年年度類別生産高
品種 數量 價格
綿 縮 四、二〇 三、五八
ゴム芯用布 五、〇八 一、七三、八一
雜織物 五、二二 三、七、六四
合計 一、〇、六一 三、三九、三四

最近五ヶ年間各年總生産高

昭和七年 六、六二 九、六、六七
昭和八年 九、三三 一、四、六、九九
昭和九年 八、〇三 一、五、二、七、四四
昭和十年 一、五、一、一、九、九、六、三三
昭和十一年 一、五、〇、三、一、三、三、一、三、三四
創立以前、同業組合分ヲ掲載

第八種其他 一〇、五八 八、五、七、四七

△滋賀縣天鷲絨工業組合

事務所 滋賀縣阪田郡長濱町
創立 昭和十年十二月
出資額 四二、八六〇圓
役員 理事長 平尾重吉
生産品種目 天鷲絨
組合員數 機業家七一九名
職工數 男三五〇名 女四、四二八名 合計四、六七八名
織機臺數 小織機六三〇臺、足踏機三四八臺、手織機三、六三二臺
昭和十一年年度類別生産高(單位本)
人絹天 三、六、五
徑一重人絹紋天 六、三、五
二重人絹天 一〇、六、四七
綿天 一、三、五、六
徑二重人絹天 一〇、〇、七
八重天 三、六、四三
本天 一、六、九

最近五ヶ年間各年總生産高

昭和七年 三、六、〇、四
昭和八年 三、八、〇、三
昭和九年 三、九、〇、三
昭和十年 三、三、九、七
昭和十一年 三、五、七、四三

△濱縮緬工業組合

所在地 滋賀縣長濱町南吳服 電話四六七・六六四
設立 昭和七年六月十一日
出資總額 六二、七〇〇圓
生産品種目 縮緬
理事長 平田乙次郎
組合員數 六五
職工數 男一二五 女一二七三
工場法適用工場數 一八
機臺數 力織機三〇臺(大)七〇臺(小) 手織機二〇臺(大)四九臺(小)
年産額 昭和十年度(内地向) 絹織物六三、一〇〇反、絹、絹織物(一部)
組合員(一部) 株式大塚商店工場 長濱町三ノ宮 南久合名會社 滋賀縣阪田郡神照村南方 濱縮緬製織會社 口分田

△近江麻布同業組合

事務所 滋賀縣愛知郡愛知川町 電話二四四番
設立 明治十九年
役員 組長 山中利右衛門 副組長 野々村捨造 理事 山岸久次郎 會計 前川新五郎
生産品種目 麻織物、絹綿交織物
組合員數 機業家一三二八名、買繼一九名、染色加工三二名、原料商一〇名
織機臺數 力織機六一二臺、足踏機九二〇臺、廣巾三八八臺
從業員數 男一三一人、女一二六七人、合計一三九八人
有力機業家 東洋麻絲紡績株式會社(彦根市) 近江織物株式會社(神崎郡北五ヶ村)

木下織物工場(同 八幡村) 丹山合資會社(愛知郡稻枝村) 吉岡織物工場(同 八木並村) 辻富織物工場(神崎郡五峰村) 寺島傳吉織物工場(犬上郡日夏村) 中村謙三商店(神崎郡能登前村) 中村喜十郎(同 有) 中村勘助(神崎郡北五ヶ莊村) 買繼商 田附太郎兵衛商店(同 五峰村) 中村謙三商店(同 能登川村) 清水惣商店(同 五峰村) 青木清七商店(愛知郡愛知川町) 松源商店(同)

昭和十一年年度類別生産高

絹 一、八、四、四 一、〇、〇、〇、〇
紺 一、八、四、四 一、〇、〇、〇、〇
白 五、七、〇、〇 三、一、三、五、〇
赤 二、〇、九 三、五、五
舊製生 二、〇、〇 八、六、〇
半洋生 一、五、九、三三 三、五、八、四九
ラミー白生地 五、〇、〇、九四 九、六、一、六九
片麻生 三、七、九、〇 七、〇、一、一
夜具 二、八、三三 三、八、八、八
ラミー縮生地 七、八、三三 三、八、八、八
人絹交白生地 六、七 六、七
最近五ヶ年間總生産高
昭和七年 四、四、一、七 九、五、九、〇
昭和八年 四、九、五、九 一、〇、九、〇、〇
八三九

織物業

Table listing various textile industry organizations and their members, including names like 加納嘉一郎, 奥村龜太郎, and 中井榮一.

Table showing production statistics for various textile products, including categories like 織機臺數 (number of looms) and 生産品種目 (product types).

Table for '△京都絲物同業組合' (Kyoto Silk Industry Association), detailing its establishment, members, and production data.

Table for '△大阪府白木綿織物工業組合' (Osaka Prefecture White Cotton Textile Industry Association), providing details on its members and production.

大阪府

Table listing various textile industry organizations and their members, including names like 中辻本太郎, 中辻藤藏, and 倉崎幸一郎.

Table showing production statistics for various textile products, including categories like 織機臺數 (number of looms) and 生産品種目 (product types).

Table for '△泉南郡北部綿織物工業組合' (Izumi-Nanbu Cotton Textile Industry Association), detailing its establishment, members, and production data.

Table for '△大阪府人絹織物工業組合' (Osaka Prefecture Silk Textile Industry Association), providing details on its members and production.

織物業

工場法適用工場數 八四

組合員

泉南郡信達織布工場
泉南郡信達村大苗代
岡田織物株式會社 同郡春木町
森田織布株式會社

泉北郡國府村府中

合資會社橫田織布工場 同小田
大島織布株式會社 同郡大島町
府中布物株式會社同和泉町府中
萩原織布工場

中河内郡南高安村恩智
中山織布株式會社

泉南郡八木村西大路
泉タオル株式會社

同 熊取村大久保
和泉綿布株式會社

同 北中通村鶴原
株式會社南海人絹織物

同 南掃守村

△泉南郡中央綿織物
工業組合

所在地 大阪府泉南郡佐野町椋

山町七五二(電話佐野二

五九)

設立 昭和四年六月六日

出資總額 一〇、〇〇〇圓

生産品目 綿織物

組長 寺田 兵衛

組合員數 二二(製造業)

職工數 男九七〇名、女四、四

〇〇名

工場法適用工場數 全工場

機臺數 一二、一八四臺(大)

組合員

中井綿布株式會社

同 泉南郡熊取村紺屋

同 佐野工場 同 佐野町

同 中内工場 同 熊取村小垣内

同 熊取織物株式會社 同 五門

同 王子工場 同 貝塚町王子

同 泉陽紡織株式會社

同 北中通村中北

株式會社帶谷商店福田工場

同 泉中工場 同 貝塚町海塚

同 清見工場 同 泉中

同 清見

△河内第一織物工業
組合

所在地 大阪府南河内郡藤井寺

町津堂五一五(電話藤井

寺五一)

設立 昭和四年五月七日

出資總額 一五、〇〇〇圓

生産品目 綿布

理事長 山田 裕太郎

組合員數 二二(製造業)其他三

職工數 男一三三、女四二五

機臺數 力織機二五七臺(大) 擦

絲機(二四臺) 一、一二二

臺(小)

組合員(一部)

萩原織布工場

同 中河内郡南高安村恩智

同 西野織布工場 同 小阪町上小阪

同 中川織布工場 同 大正村太田

同 梅田織布工場 同

同 中村織布工場 同 南高安村恩智

同 阪本織布工場 同 南河内郡駒ヶ谷村

△泉北郡第四區南部
織物工業組合

所在地 大阪府泉北郡北松尾村

大字内田

設立 大正十五年四月二日

出資總額 六五、〇〇〇圓

生産品目 細布、太竺、細綾、ガ

一セ、小巾白木

理事長 大杉 熊次郎

組合員數 二回

機臺數 一、八八〇臺

組長 大杉 熊次郎

同 大杉 熊次郎

同 北村尾村字内田

同 阪口小彌太郎

同 中塚 關太郎

同 田中 廣光

同 久保 熊次郎

同 小林 米太郎

同 大字唐國

八四四

山本 管治 同 大字寺田

中辻 森藏 同 大字春木

中辻 本太郎 同

春木會社山口佐壽郎 同

河西 諫 同 大字松尾寺

△泉北郡第三區織物
工業組合

所在地 大阪府泉北郡和泉町府

中一三〇一 電話伯太四

設立 大正十四年二月七日

出資總額 四五、四〇〇圓

生産品目 綿三綾、綿綿布、細布

代表者 藤原 安太郎

組合員數 二一

機臺數 一二二九臺

組合員(一部)

同 藤原 安太郎

同 泉北郡大津町板原

同 奧村 元治 同 和泉町黒島

同 中西 貞輝 同 府中

同 森元 幾太郎 同 小田

同 西村 安太郎 同 井之口

同 藤井 市松 同 府中

同 田所 重藏 同

同 田邊 卯太郎 同 忠岡村高月

同 軒野 惣之助 同 北出

同 藤原 宗太郎 同 和泉町小田

同 河合 五郎吉 同 和氣

同 澤村 六郎 同 伯太

△岸和田綿織物工業
組合

事務所 大阪府岸和田市宮本町

創立 昭和十年五月

出資總額 三八、三〇〇圓

役員

理事長 西村 元之助

書記長 西村 貞一郎

生産品目 輸出織物製造

組合員數 機業家二五名

織機臺數 小巾一、一五一臺、廣

巾九〇二四臺

從業員數 男六七〇名、女二九二

八名、合計三五九八名

有力機業家 岸和田紡績株式會社

東洋帆布株式會社、泉州

織物株式會社、中山綿布

株式會社、岸和田煉瓦綿

業株式會社

昭和十一年度類別生産高

總生産數量 總生産金額

七、三九、六〇 九、三三、二七

△大阪府綿ネル工業
組合

事務所 大阪府岸和田市野田町

創立 昭和六年二月

織物業

出資總額 三五、〇五〇圓

役員

理事長 村田 德太郎

常務理事 貫 傳松

書記長 坂本 次郎

會計 日置 芽淳雄

生産品目 綿ネル生地、蒲團裏

生地

原絲消費數量 綿絲 九、二〇捆

組合員數 機業家 五〇名

織機臺數 小巾二、九七三臺、廣

巾一九九七三臺

從業員數 男一、三三三名、女五、

九六二名、合計七、三四

五名

有力機業家 久保惣織布株式會

社、岡田織物株式會社、

和歌織物株式會社、上ノ

山織布株式會社、川崎織

布株式會社、田尻織物株

式會社、欠塚紡績株式會

社、家陽紡績株式會社、

熊取織物株式會社

昭和十一年度類別生産高

綿ネル 二、〇六、四〇〇反

最近四ヶ年間各年總生産高

昭和七年 二、五八、七〇五反

同 八年 一、九一、九五

同 九年 二、四六、六六

同 十年 二、〇六一、〇〇八

△泉南郡葛城輸出綿
織物工業組合

事務所 大阪府泉南郡貝塚町水

間

創立 昭和四年一〇月

出資總額 六〇、〇〇〇圓

役員

理事長 三宅 九郎

書記長 中地 佐太郎

會計 塔筋 與次郎

生産品目 人絹、四ツ綾、仁斯

綿ネル、細布、綿綿布、

其他各種

組合員數 機業家 二四名

織機臺數 廣巾一、八〇〇臺

從業員數 男一四五名、女七七三

名、合計九一八名

買繼商及機業家團體

木嶋織物組合、會員一八

名、塔筋與次郎

西葛城織物組合、會員一

七名、

有力機業家 帶谷商店清兒工場、南

貝塚綿織ミツ松工場、南

織物ミツ松工場、塔西與

次郎、葛城綿布合資會社

高道文次郎

△大阪府平織綴通織
物工業組合

事務所 堺市中之町東二丁目三

創立 昭和九年八月

出資總額 三〇、〇〇〇圓

役員

理事長 山野 五郎造

書記長 安藤 房吉

生産品目 輸出向平織敷物

組合員數 機業家 三三五名

昭和十一年中生産統計

品名 數量 金額

シエニール 五五〇、三六〇 一、二四、九五

ヒットエフト 一、五四、八五 八二七、三三

ミスラツグ 一、五四、八五 八二七、三三

其他ノラツ 二、二九、六三 三、五五、八〇

合計 四、三九、八六 四、五五、九九

△大阪府段通同業
組合

事務所 大阪府堺市中之町東二

丁目(電堺 三一八)

設立 明治三十三年四月

豫算 昭和十年度八、九四圓

役員

組長 阪田 留次郎

副組長 西莖 植貞三

八四五

織物業

主事 安藤房吉
出納役 田中由藏
生産品種目 段通、絨氈、綿平織
毛平織
組合員數 機業家一八三名、問屋四五名、染色加工一五名
從業員數 男四二名、女七六一名、合計一、一八三名
昭和十一年度類別生産高 (内地向)

輸出向合計 四七、七〇一 三〇七、五五一
最近五ヶ年間各年總生産高
昭和六年 一、九六、八二二 二、四八、〇三三
昭和七年 二、〇三、八〇〇 二、八八、九三三
昭和八年 三、〇六、五五七 三、三九、〇五八
昭和九年 二、〇九、六四四 三、五五、七五七
昭和十年 三、八三、八七三 五、五三、三六六
△泉南織物同業組合
所在地 大阪府岸和田市宮本町
電話 一七四 電話岸和田六

東洋帆布株式會社 同
川峰織布株式會社 岸和田市沼町
株式帶谷商店 清見 木島村清見
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子
株式帶谷商店 中 具塚町王子

從業員數 男二六三名、女八二四名、合計一、〇八七名
有力機業家
寺尾富太郎(多可郡野間谷村)
藤田輝司(同)
小牧義雄(同)
門脇正藏(同)
頃安丈三郎(同)
谷田萬作(同)
昭和十一年度類別生産高
品名 數量 金額
三 綾 二、六六、六六六 四、四四、六六六
ギンガム 六、〇四、一八七 二、四〇、三三三
五彩布 一、五八、八五五 一、六二、一六四
綿四綾 五、〇八七 五、九四四
ネル地 二、四、六五五 四、三三三
サリ 三、七三二 四、〇九九
綿三綾ベツ 一、九二、〇六四 三、四三、一六〇
トクロース 六、六八、八五六 一、七七、〇六六
五枚朱子ベツ 六、六八、八五六 一、七七、〇六六
トクロース 一、三、八四三 二、六二八
杉織ベツ 二、〇〇〇 一、六七四
平織ベツ 二、〇〇〇 一、六七四
クローリス 一、〇〇〇 一、〇〇〇
杉織綿布 四、九八、二〇〇 八、一五、三三三
綿綿布 一、〇三、九三三 二、六、九九九
テーブルク 三、三六、二九九 四、七、九二一

兵庫縣

△播州織野間工業組合
事務所 兵庫縣多可郡野間谷村
中野間
創立 昭和六年七月
出資總額 五〇、四〇〇圓
役員
理事長 寺尾富太郎
書記長 牧浦久吉
生産品種目 綿織物
原絲消費數量 綿絲 六二、〇六五
組合員數 機業家 五七名
織機臺數 廣巾一、八〇七臺

雜綿布 三三、〇七六 五、五三三
シール 五、二二五 八、五〇〇
レヨネット 一、三、八四三 七、〇三三
晒三綾 一、八、三三〇 三、七九三
綿小倉 一、五、七二七 九、五八八
ハンカチーフ 一、一、九四四 一、八〇〇
人絹交織 二、六、六〇〇 六、三六五
合計 三三、二九、二五七 三、八〇〇、七三三
最近五ヶ年間各年總生産高
昭和七年 九、八二、四三三 一、五七、〇四五
昭和八年 一〇、八三、七、八二二 一、七九、九六一
昭和九年 一七、七、二、六四三 三、〇三、一七三
昭和十年 二〇、四、七、八〇〇 三、〇九、六四四
昭和十一年 二二、二、九、二七三 三、八〇〇、七三三
△但馬縮緬工業組合
事務所 兵庫縣出石郡資母村
創立 昭和十一年四月
出資總額 三〇〇〇圓
役員
理事長 今井甚兵衛
副理事長 福田徳市
書記長 山本廣勢
生産品種目 内地向縮緬物
原絲消費數量 生絲二一、〇四四貫、人絲七二貫

組合員數 機業家 六八名
織機臺數 小巾 六〇〇臺
從業員數 男一三六名、女四八四名
有力機業家及買辦商住所氏名
武田勝藏 能勢勝治
澁谷太郎吉 川上藤太郎
昭和十一年度類別生産高 (四月一日ヨリ三月三十一日)
品名 數量 金額
縮緬 四、〇六三 八四、六六七
縮緬 一、八八一 一〇九
山繭織取紋縮緬 一〇九
山繭織取紋縮緬 三五九
山繭入紋縮緬 九四
紋縮緬 七九二
内地向紋縮緬 一〇、三三三
無地縮緬 四、三三二
金絲入無地縮緬 三五五
山繭入無地縮緬 五二
無地羽二重 五二
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四
無地地 四

△中播織物工業組合
事務所 姫路市延末四三五
創立 昭和七年十月
出資總額 五、〇〇〇圓
役員
理事長 淺田奎次
生産品種目 四ツ綾、仁斯、粗布
細布、金巾、白木綿
組合員數 機業家 六名
織機臺數 小巾一六一臺、廣巾七八六臺
從業員數 男四六名、女二三五名

合計 二八一名
有力機業家 福島紡績株式會社
路工場、龍田紡績株式會社
昭和十一年度類別生産高
品名 數量 價格
白木綿 三〇、四三三 一四、五八四
細モス 六、九三三 一〇、六六六
五枚朱子 六、〇〇〇 九、三三三
仁斯 五、九四三 一三、五九九
金巾 八、四九九 八、八七四
粗布 三、三、四四四 四〇〇、八八〇
細布 一、二、九、四六五 一六、六九九
四ツ綾 四、〇、六六六 六四、五三三
最近五ヶ年間各年總生産高
昭和八年 輸出 一三、八〇七、一七一、八四、六六七
内地 二、五、四、一〇一 一、五、八、八六六
昭和九年 輸出 一七、一、八、四四二、一八三、六九九
内地 二、四、三、四九九 一、六〇、七六六
昭和十年 輸出 一三、八、六、三九九、一、八、九、四、八八
内地 二、四、三、八〇一 一、四九、九三三
昭和十一年 輸出 二、五、九、四、五五一、五、五、一、八〇
内地 二、六〇、四二二 一、四三、五八元

△加西郡織物工業組合
八四七

織物業

三四六臺(小) 生産品目 綿織物、袴地類、疊縁地、腰帶子、學生服、綿小倉服地、帆布、ポプリン、帶地類、綿布、ギヤバジン、人絹織物、雲才類、其の他の綿布、綿交織物、ゲートル、無地染綿布 年産額 昭和十年度 内地向 綿織物 二六三、〇〇〇 三、三五、三〇〇 綿交織物 一、四八、〇〇〇 一、三〇、〇〇〇 人絹織物 九、〇〇〇 一〇、〇〇〇 (交織物共) 一、四〇〇、〇〇〇 二、〇〇、〇〇〇 雜織物 一、四〇〇、〇〇〇 三、〇〇、〇〇〇 合計 四、四三、七〇〇 一、四、一四、八〇〇 輸出向 綿織物 二、四、三〇〇 七、六、三三三 組合員地域—小島郡(一圓) 尾崎織物株式會社 琴浦町ノ口 尾崎商事株式會社 同 清松社 同 引綱 内藤織物株式會社 同 片山 藤七 兒島町神田 岡野太郎 同 小川 中塚 熊太 同 呼松織物株式會社 郷内村曾原

愛媛縣

丸高織工場 灘崎村彦崎 山本藤四郎 八濱町八濱 八幡濱織物工業組合 事務所 愛媛縣八幡市濱田町 創立 昭和六年六月 出資總額 二〇、〇〇〇圓 役員 理事長 酒井 頼一 副理事長 菊地 源太郎 書記長 中須賀 圓太郎 組合員數 機業家 五名 買織四名 織機臺數 小巾二四四臺 廣巾二二一臺 從業員數 男 三三名 女 一六三名 有力機業家 合計 二、〇五四名 丸喜綿布株式會社、入山綿布株式會社、八幡濱織布株式會社、新川織布工場、川上織布株式會社、菊地清一 昭和十一年年度別生産高 品名 數量 金額 綿三綾 六四四、〇七五 七、四、八四〇 ジンス 三三、〇〇〇、八八〇 二、五三、〇四四 細布 三三、九四三、三八〇 三、五七、〇七〇 綿サロン 一、一九〇、七一一 一、九、三四四

今治織物工業組合

所在地 今治市大字藏敷神之木六八六 電話 一〇八 設立 昭和五年八月五日 出資總額 一、二三、〇〇〇圓 理事長 村上 義太郎 組合員數 一三九、內譯 製造業 一〇〇、染晒業 一〇、問 屋仲買 六、整理業 三 職工數 男 一五九〇 女 四八六八 工場法適用工場數 一五七 機臺數 力織機 八、八一五臺(大) 一、〇三九臺(小) 生産品目 綿織物 年産額 昭和十年度 綿布 四、〇六、七〇四 五、八、〇九五 綿ネル 三〇九、九〇〇 三、七、〇八二 其ノ他 一、五八、七〇〇 三、五、三〇八 合計 六、〇六、三〇四 六、八、五七、一四三 小巾物 一、〇九、五九九 八、六七、〇〇〇 最近五ヶ年間各年度生産高 昭和七年 三、四、三、三三三 四、〇一、三、一四三 昭和八年 四、九、七、六四四 六、〇五、一八七 昭和九年 五、一、六〇、五三〇 七、一、六、二一九 昭和十年 四、九、八、四三三 七、一、四、九、五四四 昭和十一年 六、一、五、三、六六九 七、七、四、二、〇三三

八五二

輸出向 綿織物 一、七〇、一三三 七、四、五、三六四 人絹織物 五、五五三 一、七、六、六六 (交織物共) 合計 一、七五、六八六 七、四、七、〇二八 内地向 綿織物 八、四、一、五〇五 一、七、七、五、八一九 麻織物 三、一〇三 三、三、九、三四 (交織物共) 合計 八、四、四、六一〇 一、七、六、二、六六九 組合員 合資會社野間工場 今治市松本通 昭和織物別宮分工場 同 森見通 中村株式會社 同 旭町 城南織物工場 同 高橋善三郎 新居郡西條町 三品兵馬 同 株式日本絹紡織西條工場 同 株式日本絹紡織 同 新居濱町 株式日本絹紡織 同 今治市旭町 株式會社興業會 同 慶應町 丸今綿布株式會社 同 大手通 阿部株式會社 同 株式木原商店織布工場 同 北新町 株式木原商店織布工場 同 柳町 昭和織物株式會社 同 山十織物合資會社 松山市泉町

株式宮崎商店第二工場 今治市泉川通 株式木原商店旭町分工場 同旭町 株式伊豫織物同業組合 事務所 松山市紙屋町 電話 二四八 創立 明治二〇年四月 豫算 昭和十年度 三〇、五〇圓 役員 組長 神山 充穂 生産品目 耕木綿、縞木綿、色木綿、綿ネル 組合員數 機業家 一七三名、買織 二二名 織機臺數 小巾 二〇、〇〇〇 廣巾 三一六臺 從業員數 男 八〇〇名 女 三、〇〇〇名 合計 二二、八〇〇名 買織商及機業家團體 玉井合名會社(松山市魚町二丁目) 合資會社田内機織所(同 豊後町) 松山織物株式會社(同 湊町) 白石 商店(同 松前町) 株式伊豫織共同販賣所(同紙屋町) 有力機業家 西村機織所(松山市南八坂町) 合名會社(温泉郡久枝村) 白方機織所(温泉郡久枝村) 織物業

山崎合資會社 松山市唐人町) 濱田機織所(温泉郡三津濱) 神山機織所(松山市淡町) 昭和十一年年度別生産高 内地向小巾 耕長尺 一、七四、八三三 二、八三、〇一一 同着尺 一、八二、九三三 二、九、三三一 合計 一、九七、七六六 三、一、五、三三一 縞木綿 一、八、七七一 三、〇〇三 色木綿 一、四、一三八 一、六、四、九六 白木綿 三、七、八四四 一、四、八、九五 層絲織 三、七、五三三 三、五、四三三 解絲織 二、三、五五五 二、四、三、三三 合計 二、三、三、九六六 三、三、八、五九三 内地向廣巾 小倉織 三、四 一、六、〇三三 白綿ネル 八〇、七六六 三、三、七、三三三 テーブルクロス 五、一一 二、三、二五 榮織 三、〇九 四、五、七三 ケット 一、五〇 二、二、七〇 合計 八、一八〇 三、九、三、四八二 最近五ヶ年間各年度生産高 昭和七年 二、四、六、九〇〇 三、八、八、八三六 昭和八年 二、三、九、六五一 四、一、〇、八、五七

△宇和島織物同業組合 事務所 宇和島市朝日町 電話 二六七 創立 明治四十年十一月 豫算 昭和十年度 三、六六一圓 役員 組長 大平 勇治 副組長 河野 松衛 生産品目 綿織物、絹織物 組合員數 機業家 三三名 織機臺數 小巾 一〇三臺 廣巾 八〇〇臺 從業員數 男 一三名 女 四三名 合計 五四〇名 有力機業家 丸今綿布株式會社宇和島支店 合資會社朝日織布工場、宇和島綿布合資會社、福本織物工場 昭和十一年年度別生産高 綿三綾 一、五、一、六〇 一、三、八〇、五七四 綿綿布 三、六、四、九〇〇 三、九、六、九 綿小倉 四、九、九七〇 一、〇、四、八八 綿朱子 三、七、九八〇 九、〇、一〇 足袋裏生地 三、三、四〇〇 五、七、七八

高知縣

△高知縣人絹織物工業組合 事務所 高知縣香美郡夜須村 電話 夜須二五 創立 昭和十年五月 役員 理事長 長崎 繁彦 副理事長 都築 瀧治 書記長 別役 龍助 生産品目 人絹織物、綿織物 原絲消費數量 人絹 四八三、七九五封 八五三

織物業

綿絲 一五、九七六貫
組合員數 機業家一〇名
織機臺數 小巾吉臺、廣巾吉臺
從業員數 男三〇名 女三〇五名
合計 三三五名
有力機業家
濱田光太郎、齋藤源吉、島中賢一郎、美馬儀一郎商店高知出張所
昭和十一年度生産高
人絹織物 一五、三二
綿織物 九三、九一
合計 一〇九、二三

△高知縣織物同業組合

所在地 高知市高知縣廳内
組長 廣川吉二郎
組合員數 九五〇、(製造業 三〇八、問屋仲買六四二)
職工數 男三一 女一五三
工場法適用工場數 二
機臺數 力織機一〇臺(大)、四臺(小)、手織機三臺(小)
生産品目 正藍綿、淺黃木綿、人絹織物
組合員 齋藤源吉工場 香美郡吉岡町
峰瀧織物工場 同 岸本町
土佐絹織株式會社 安藝郡安藝町

香川縣

△香川縣織物同業組合

所在地 高松市西濱新町
電話 一六七
組長 逸見貞次郎
組合員數 一〇四、内譯 製造業
一六、染色業二、整理業
一、其他八五
機臺數 力織機八三六臺(大) 一
六九臺(小) 手織機二三
生産品目 織物製造、染色、整理
加工
組合員 佐藤織布株式會社 大川郡志度町
大路商事白鳥工場 同 白鳥本町
株式會社筑前屋工場 同 西濱新町
四國紡織株式會社 同 警水町
豐濱織物株式會社 三豐郡豐濱町
會社觀音寺織物工場 同 觀音寺町
會社平田織布工場 同 仲多度郡琴平町
赤松整理工場 高松市栗林町
大西染工場 香川郡鷺田村

長崎縣

△島原綿織物工業組合

事務所 長崎縣南高來郡島原町
創立 昭和十年三月
出資額 七、〇〇〇圓
役員
理事長 北村繁夫
生産品目 絹織物
組合員數 九七、内譯 製造業九
六、染色業一
職工數 男一名 女一名 計二名
昭和十一年度類別生産高
無地羽二重 八、四七
同 縮緬 六三
同 縮緬 三、四三
同 他 三
合計 一二、三三
昭和十一年度類別生産高
無地羽二重 八、八三
同 縮緬 四一
同 縮緬 一、八六
同 他 三
合計 一一、一〇

福岡縣

△久留米織物工業組合

事務所 福岡縣久留米市津福本町
創立 昭和八年七月
出資額 四〇、〇〇〇圓
役員 理事長 國武金太郎
生産品目 小倉服地、麻服地、
ネル、綾綿布、葛城、ギ
ンガム、デニム生地、
綿布、綿物、無地物、蒲
團織
組合員數 機業家五名 染色業四
職工數 男一九七名 女七二五名
織機臺數 大中八六七臺、小巾六
六一臺、撚絲機一臺、
起毛機二臺、整理機三臺
有力機業家

△博多織物工業組合

所在地 福岡市須崎土手町二五
電話 一六一五・一六一六
設立 昭和十一年三月十三日
出資總額 八、三七〇圓
理事長 兒島紀七郎
組合員數 二二一(製造業)
工場法適用工場數 八〇
機臺數 力織機五臺(大) 一〇臺
(小) 手織機一四七臺(大)
一、三三臺(小)
生産品目 着尺物、ネクタイ地、
クッション地、帶地、袴
地、其他
織物業

熊本縣

年産額 昭和十年度(内地向)
絹織物 三三、七五九 三、八六、三九七
絹綿交織物 一〇、六〇〇 九、〇八九
合計 三四、三九九 三、六五、三六六
組合員 株式會社松居博多織製作所
福岡市住吉字中津
力丸 作藏 同 渡邊通一ノ二
安川竹次郎 同 舊柳町一四
兒島織工場 同 春吉五番丁
合資會社小林博多織工場
林田トミ子 同 高宮四ノ二
野村末次郎 同 春吉三番丁
林田友助 同 下濱口町九
川口ハル 同 春吉下寺町
福富健次郎 同 西堅千把町
山内織工場 同 中堅町三八
養巴町二二
△熊本織物同業組合
所在地 熊本市春竹町古堂一〇四
電話 一六九〇
組長 田邊 章
組合員數 七〇 内譯 製造業六
職工數 男七五名 女一九六名
機臺數 力織機一八臺(大) 四二

鹿兒島縣

△本場大島綿織物
工業組合
事務所 鹿兒島縣大島郡名瀬町
創立 昭和十一年一月
役員
理事長 永野 孫七
專務理事 久保井米榮
理事

鹿兒島縣織物工

設立 大正十二年九月二十一日
組長 佐藤 玄一
組合員數 三八〇、内譯 製造業
二六二、染色業八、問屋
仲買八
機臺數 足踏機二八〇臺(小) 手
織機三〇臺(小)
生産品目 綿織物
年産額 昭和十年度(内地向)
綿織物 四九、〇四 五、五六
八五四

△鹿兒島縣綿織物

一臺(小) 手織機一〇臺
(大) 六臺(小) 足踏機二
〇臺(小)
生産品目 絹織物、綿織物
組合員 上野織布工場 熊本市出水町今
田中織布工場 同 二本木町六
筑紫織布工場 同 北新坪井町
卷色織合名會社 飽託郡川尻町
宮崎染織合名會社 同
清島織布工場 同 日吉村平田
柏原織布工場 同 下益城郡小川町
小川織物合資會社 同
田中織布工場 八女郡宮原町
上村織布工場 上益城郡甲佐町
黒川織布工場 熊本市大江町本
天野織布工場 同 大江
横田織布工場 菊池郡泗水村

△鹿兒島縣綿織物

事務所 鹿兒島市新屋敷町一二二
電話 四二九
創立 昭和十一年十一月
出資總額 一四、〇六〇圓
役員
監事 友野 兼彦 瀧田佐次郎
書記長 金田 茂吉
生産品目 本場大島綿
原絲消費數量 生絲 一七、七〇一貫
組合員數 機業家 一〇、六六名
織機臺數 小巾 一五、四九臺
從業員數 男六七名 女一四、二三名
合計 一四、八九名
最近五ヶ年間各年總生産高
昭和七年 三〇、四三 三、四九、六三〇
同 八年 三〇、五八 四、〇〇、〇〇四
同 九年 三九、三〇 四、〇一、四一一
同 十年 二八、三〇一 四、〇九、八〇四
同 十一年 三三、三六九 三、一五、三〇一
八五五

織物業

理事長	田中 巖	次郎、外山榮之助、原田シヲ、前田元次郎	同	七年	二二、四四
專務	木之下藤八郎	買繼商 田中德次郎、平尾喜代松	同	八年	二六、六六
書記	金澤直巳	河田妙	同	九年	一三、五九
會計	藤山義雄	昭和十一年度類別生産高	同	十年	二三、四二
生産品種目	大島紬、縞大島、正藍大島經耕、正藍大島緯、夏大島、鹿兒島織羽	大島 紬 五〇、〇三 大島 緯 三、五六 正藍大島緯 九、七〇 同 經耕 四、七五 夏大島 二四、五三 鹿兒島織 一、二九 羽 重 六、七五 雜 織 四〇	<p>沖繩縣</p> <p>△琉球久米島紬織物同業組合</p> <p>事務所 沖繩縣久米島局區内字嘉手刈七十三 創立 大正五年九月</p> <p>役員 組長 比嘉文貞 副組長 安里哲夫</p> <p>生産品種目 絹織物、久米島紬</p>		
原絲消費數量	生絲 二、七五四貫	最近五ヶ年間各年總生産高	同	七年	一〇、〇二
組合員數	機業家 二七八名	昭和六年	同	八年	一〇、〇二
織機臺數	小巾 一、五〇〇臺	昭和六年	同	九年	一〇、〇二
巾	三臺	昭和六年	同	十年	一〇、〇二
從業員數	男七名 女一、四七名	昭和六年	同	十一年	一〇、〇二
機業團體	合計 一、五四二名	昭和六年	同	十一年	一〇、〇二
有力機業家	鶴嶺會、會員約二〇名 鹿城會、會員約一五名 田中德治郎 村山清一郎、江畑三	昭和六年	同	十一年	一〇、〇二

八五六

組合員數 機業家九二二名 買繼主なる買繼商 一〇名

出來 弘(久米島字儀間) 仲村榮太郎(同) 湖城 再鏡同 塘 覺衛(久米島字嘉手刈)

昭和十一年度類別生産高 絹織物久米島紬 二、七〇三

最近五ヶ年間各年總生産高 昭和七年 一〇、〇二

昭和八年 六、三四

昭和九年 六、九七

昭和十年 三、五七

昭和十一年 三、七〇

製品

内地向 伊勢崎銘仙、千代田御召、子波御召
輸出向 絹人絹 高級品 各種
毛織物 背廣、オーバ、婦人子供服地



伊勢崎織物同業組合

群馬縣伊勢崎町榮町



桐生織物同業組合

群馬縣桐生市永樂町

内地向

御召、銘仙、コート地、友仙帶地
廣帶、織那古屋帶、兵兒帶
尺三帶、看光色額朱子帶、其他



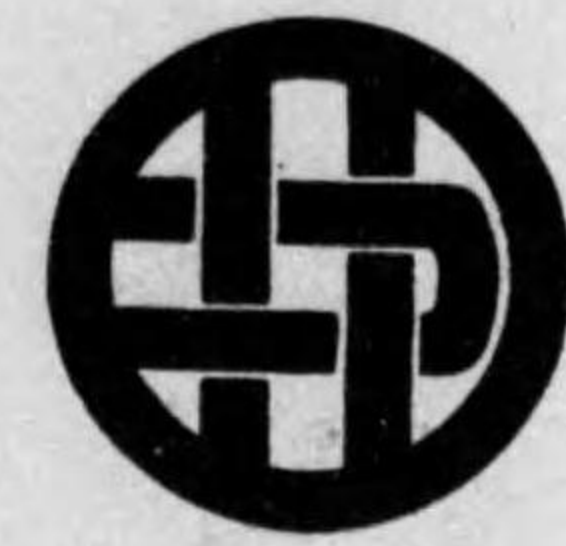
八王子織物同業組合

八王子市八日町二十七、二十八番地

電話八王子

九三九
番番番
一五二
番番番
一五五

輸出向
織物各種
內地



足利織物同業組合

栃木縣足利市通三丁目



秩父織物工業組合

埼玉縣秩父町

電話、秩父

燃	返	販	事
米	品	賣	務
工	審	部	所(長)
場	查	所	
	場		
三	一	一	五
三	四	四	四
七	五	四	〇
番	番	番	番

日本人造絹織物工業組合聯合會

東京市京橋區銀座西五丁目二共同建物ビル
電話(57)銀座一三〇四・一七〇四・七〇四番

日本輸出絹織物工業組合聯合會

東京市京橋區寶町二丁目七番地
味の素ビルディング五階
電話京橋(56) 三二二六二番

日本内地向機械捺染工業組合聯合會

事務所

從タル事務所

東京市日本橋區室町四丁目五番地壹
近 三 ビ ル デ ン グ
電話 日本橋(24)二〇九五・三九四一
京都市下京區中堂寺前田町二三
電話 下 五 九 二 四



京都織物卸問屋同業組合

組長 渡邊 郁 二

副組長 矢守 治 太郎

理事 小林 美樹 雄



丹後縮緬工業組合



西陣着尺織物工業組合

理事長 江羅直三郎



西陣織物同業組合

組長 長谷川市三

尾州絹織物工業組合

愛知縣丹羽郡古知野町
電話古知野七四番

尾州織物工業組合 尾州織物同業組合

愛知縣葉栗郡水曾川町
電話水曾川一番

東春織物同業組合

事務所

愛知縣東春日井郡小牧
電話小牧二六七番

各種毛糸



株式會社

平松商店名古屋支店

本店大阪・支店東京・名古屋
出張所 奉天

日本輸出織物工業組合聯合會

理事長 菊地 吉藏
專務理事 岩田 久吉

東京事務所 東京市京橋區寶町一丁目七番地
大阪事務所 大阪市東區本町二丁目廿六―七番地



近江絹絲紡績株式會社

滋賀縣彦根市

紡織關係組合一覽

全國織物及關係同業組合一覽表

(昭和十二年六月末現在、商工省工務局調)

組名	地域區	設立	基本金	組合員數	事務所所在地	組合長
仙臺織物製造同業組合	仙臺市、宮城郡、名取、黒川、亙理各郡	昭和六年	九	仙臺市良覺院町三八	小松富一郎	
米澤織物同業組合	米澤市、南置賜郡、東置賜郡(伊佐村除ク)	明治三年	三九	米澤市大町千二十番地	猪俣政次郎	
羽前輸出織物同業組合	酒田市、鶴岡市、東田川、西田川、各郡	同 三年	二四	西田川郡鶴岡町五日町	小泉政宣	
莊内染色同業組合	東田川郡、西田川郡	同 五年	二〇	鶴岡市	工藤利吉	
置賜織物同業組合	西置賜郡、東置賜郡	同 五年	三〇	西置賜郡長井町	大友惣八	
山形縣織物同業組合聯合會	米澤、置賜、山形、莊内各織物同業組合	同 五年	三三	山形市旅籠町五〇五	猪俣政次郎	
山形織物同業組合	山形市、東村山、南村山兩郡	昭和七年	一、四六	山形市旅籠町五〇五	櫻井省三	
會津木綿織物同業組合	若松市、北會津郡、耶麻郡	昭和四年		若松市榮町七〇	山田善助	
福島縣節絹同業組合	福島市、信夫郡、伊達郡、安達郡	同 七年		福島市杉妻町一一	油井德藏	
本場結城織物同業組合	結城郡結城町、附近村一帶	同 五年	四、七三	結城郡結城町一六	奥澤庄平	
足利織物同業組合	栃木縣足利市、足利郡	同 三年	三、八四	足利市通三丁目	殿岡利助	

紡織關係組合一覽

八五七

紡織關係組合一覽

八五八

組名	地區	設立	基本金	組合員數	事務所所在地	組合長
佐野織物同業組合	安蘇郡、下都賀郡	同三年	三六〇	安蘇郡佐野町六四八	吉田常次郎	
伊勢崎織物同業組合	佐波郡、新田郡、勢多郡	同三年	一、八〇三	佐波郡伊勢崎町六三五	下城虎次	
桐生織物同業組合	桐生市、山田郡、新田郡	同三年	一、二〇四	桐生市永樂町二丁目	丹羽平助	
館林織物同業組合	邑樂郡、新田郡、九合村	同三年	三〇五	邑樂郡中野村	宮田伴次郎	
前橋捻絲同業組合	前橋市、勢多郡、外近村、群馬郡	同三年	八二〇	前橋市本町三九	阿部善太郎	
兩毛織物同業組合聯合會	伊勢崎、館林、足利、桐生、佐野組合	同三年	五	組長所屬組合事務所	宮田伴次郎	
群馬縣生絹太織商同業組合	高崎市、多野郡、北甘樂郡、碓氷郡	同三年	二七二	高崎市田町三五	吉野藤一郎	
埼玉王織物產盛同業組合	北埼玉郡、北葛飾郡、北足立郡	同三年	一、八〇〇	北埼玉郡加須町	小島平朝	
武州織物同業組合	南埼玉郡、北葛飾郡	同三年	八一	入間郡所澤町	富永吉一	
所澤織物同業組合	入間郡、所澤町、豐岡町、北足立郡	同三年	一五	入間郡所澤町	平岡德次郎	
行田足袋同業組合	北埼玉郡及北足立郡吹上村	同四年	四、七六	北埼玉郡忍町佐間	渡邊喜代三郎	
飯能織物同業組合	入間郡	同四年	六五	入間郡飯能町	大河原廣作	
大里絹織物同業組合	大里郡	同四年	一〇、〇〇〇	大里郡深谷町宇西島	柿原清二	
東京織物製造同業組合	東京市	明治三年	二〇四	東京市淺草區新福井町	淺井辰三郎	
八王子織物同業組合	東京市、八王子市、南多摩郡、西多摩郡	同三年	一、四〇〇	八王子市八日町二七	小林吉之助	
青梅織物同業組合	西多摩郡	同四年	三三	西多摩郡青梅町青梅	稻葉庫太	
東京足袋同業組合	東京市、豐多摩郡、北豐島郡	同四年	八五	神田區三崎町三一八	吉野長造	
東京染色加工同業組合	東京市、南葛飾郡	同四年	一	東京市本所區堅川町三	齋藤庄吉	
東京染物同業組合	東京市	大正五年	一	東京市神田區司町二ノ三	西山吉五郎	

東京織物整理同業組合	舊東京市、豐島區、瀧野川區、王子區	同九年	一三四	東京市本所區堅川町三	松原伊與吉
村山織物同業組合	豐多摩郡一圓	同四年	三九	北多摩郡村山村中藤	關田藤四郎
東京織物小賣商同業組合	東京市	明治四年	一〇、七二	日本橋區通三同生命館	石谷二一
東京洋傘ショール毛布問屋同業組合	東京市	明治四年	一〇五	日本橋區藥研堀六	高知尾健次郎
東京蒲團蚊帳同業組合	東京市	同五年	四七	牛込區辨天町二六	山本錦之助
東京染料工業藥同業組合	東京市	大正五年	一〇、三四	日本橋區本町二ノ二	小西喜兵衛
東京羊毛毛絲同業組合	東京府下一圓	同二年	一六	日本橋區吳服町	杉村義三
東京絲問屋同業組合	東京市一圓	昭和三年	一〇〇	日本橋區鐵砲町一	高柳直兵衛
東京織物問屋同業組合	東京市	明治五年	五〇	日本橋區堀留町一	缺員
東京洋裝雜貨卸商同業組合	東京市隣接五郡	同五年	二二	日本橋區蠣殼町四ノ一	加藏末藏
東京綿商同業組合	東京市	昭和三年	一、八五	日本橋區鐵砲町一	杉山龜藏
神奈川縣					
橫濱綿布貿易同業組合	橫濱市一圓	同三年	七	橫濱市中區太田町一	奧澤許四郎
橫濱輸出織物加工品同業組合	橫濱市一圓	同三年	一六三	橫濱市中區日本大通	竹村嘉造
北相織物同業組合	津久井郡、高坐郡、愛甲郡	大正二年	一、四四	津久井郡中野町	久保田惣右衛門
秦野織物同業組合	中郡	大正二年	六	中郡秦野町曾屋	井澤勝之助
橫濱輸出絹物同業組合	橫濱市	明治三年	三六	橫濱市中區日本大通二	龜井信次郎
橫濱輸出雜貨同業組合	橫濱市、久良岐、橋樹兩郡	同三年	一、〇〇〇	橫濱市中區日本大通二	中村楠太郎
新潟縣					
十日町織物同業組合	中魚沼郡	同三年	四、三三	中魚沼郡十日町	阿部隆治
栃尾織物同業組合	古志郡、栃尾町	同四年	一、二五	古志郡栃尾町	佐藤善作
龜田織物同業組合	中蒲原郡、龜田町	同五年	一〇五	中蒲原郡龜田町	石本一郎
五泉織物同業組合	中蒲原郡、五泉町	同四年	三三	中蒲原郡五泉町	石井民治
長岡織物同業組合	長岡市	同四年	一	長岡市坂上町	武植政治

紡織關係組合一覽

八五九

紡織關係組合一覽

組合名	地區	設立年	基本金	組合員數	事務所所在地	組合長
見附織物同業組合	南蒲原郡見附町	同四年		二四	南蒲原郡見附町	島田俊二
加茂織物同業組合	南蒲原郡加茂町、下條町、田上村	同四年			南蒲原郡加茂町	皆川正藏
新潟縣染織同業組合聯合會	十日町織物同業組合	同四年			新潟市赤坂町	梁中淳二
小須戶織物同業組合	中蒲原郡小須戶町	同四年	二六六		中蒲原郡小須戶町	風間留作
白根織物同業組合	中蒲原郡白根町	同四年			中蒲原郡白根町	野澤吉太郎
村松織物同業組合	中蒲原郡村松町	同四年			中蒲原郡村松町	佐藤爲次
小千谷織物同業組合	北魚沼郡小千谷町	大正二年			北魚沼郡小千谷町	西脇新次郎
越後麻織物同業組合	南魚沼郡	同二年			南魚沼郡監澤町	荒井豐三郎
福野織物同業組合	東礪波郡	明治七年			東礪波郡福野町	前川恒三
高阿捺染同業組合	富山縣	同四年			射水郡下關村	石黒茂三郎
石川縣輸出織物同業組合	石川縣	同五年	一、八七七	五九	金澤市高岡町九四	東與三郎
小松織物同業組合	能美郡	同五年	五、〇〇七	六八	能美郡小松町字京町	東與三郎
金澤染物同業組合	金澤市	大正二年	九、九	五九	金澤市	清水松太郎
金澤內地絹織物同業組合	金澤市	昭和七年	二	五	金澤市殿町六五	喜多次郎
石川縣江沼郡內地用織物同業組合	江沼郡	明治六年		一四	江沼郡大聖寺町	山田長太
鹿島郡內地絹織物同業組合	鹿島郡	大正九年		五		林要吉
福井縣織物同業組合	福井縣	同三年	一、八五	二、九八	福井市佐住枝上町八五	山田千之助
福井縣丹生郡綿織物同業組合	丹生郡	同四年			丹生郡朝日村西田中	高島善左衛門
山梨縣北都留郡甲斐絹同業組合	北都留郡	同七年		二、四〇三	北都留郡大原村猿橋	天野美春

山梨縣南都留郡甲斐絹同業組合	南都留郡	同五年	一五、七九	五、七九	南都留郡谷村町上谷	渡邊昇
甲斐絹同業組合聯合會	山梨縣北都留及南都留兩甲斐絹同業組合	同五年		一	南都留郡大原村猿橋	天野美春
甲府市織物商同業組合	甲府市	同五年			山梨縣甲府市綠町三	山田新太郎
山梨縣峽南足袋同業組合	西八代郡	同四年			西八代郡岸間村	河口貫一郎
長野縣上伊那染織同業組合	上伊那郡	同五年		七九	上田市	成澤伍一郎
上田織物同業組合	上田市、山縣郡、埴科郡	同五年			埴科郡埴生村	金澤喜代治
更埴織物同業組合	更埴郡	同五年			上伊那郡伊那町	久保田久治
岐阜縣美濃織物同業組合	羽島郡、岐阜市、山縣郡	同三年		二〇	羽島郡笠松町	高島喜七
岐阜縣竹ヶ鼻織物同業組合	羽島郡竹ヶ鼻町	同三年		三三	羽島郡竹ヶ鼻町	渡邊藤三郎
岐阜縣織物同業組合聯合會	岐阜縮緬、美濃織物、岐阜絹、各組合	大正二年		五	岐阜市八ッ橋岐阜工試内	佐藤二郎
西濃織物同業組合	大垣市、安八郡、不破、養老、海津各郡	大正二年		〇三	大垣市南新町四二二	加藤伴司
遠江織物同業組合	濱名郡、濱松市、引佐、磐田、周知各郡	明治四年			濱松市田町一五一	竹山才
静岡織物同業組合	静岡市、清水市、安倍、庵原兩郡	同四年	八、三六	七	静岡市西草深町一二五	大須賀喜太郎
志太棒原織物同業組合	志太郡、棒原郡	大正二年		四	志太郡藤枝町益津	磯野銀作
尾西織物同業組合	一宮市、中島郡、海部郡	明治三年	五〇〇	一、四五	一宮市明治通二ノ二二	後藤辰一郎
知多郡白木綿同業組合	知多郡	同四年	一、七一	四三	知多郡半田町	藤田茂平
尾州織物同業組合	丹羽郡、葉栗郡	同四年		三三	葉栗郡木曾川町	杉本文一郎
三河織物同業組合	寶飯郡	同五年	二、三〇	三六	寶飯郡蒲郡町	舞田壽三郎
有松校商工同業組合	知多郡、愛知郡、鳴海市	同五年	四〇八	一四	知多郡有松字有松	竹田佐太郎
名古屋織物同業組合	名古屋、愛知、東春日井、兩郡	同四年	三、〇七	四七	名古屋市中區大池町四	武藤鉦八郎

紡織關係組合一覽

紡織關係組合一覽

組名

地區

設立基本金 組合員數 事務所所在地

組合長

愛知縣一ノ宮機絲同業組合	一宮市、中島郡	大正八年	七六	一宮市大字一宮北石野	森清次
三河紡績同業組合	東加茂郡、岡崎市、額田郡	同八年	二九	岡崎市祐金町五九	大西十方吉
名古屋染物同業組合	名古屋市及西春日井郡庄内町	同二年三月	二七	名古屋市東區外堀町	江口彌一郎
知多郡晒業同業組合	知多郡一圓	同四年	五五	知多郡半田町	江端幸三郎
東春織物同業組合	東春日井郡	昭和二年	九	東春日井郡小牧町	塚原嘉一
名古屋織物卸賣同業組合	名古屋市	明治三年	二五五	名古屋市中區南區吳服町一	祖父江重兵衛
名古屋足袋問屋同業組合	名古屋市	大正二年	三三	名古屋市中區吳服町一	野津重助
伊勢織物同業組合	津市、安濃、河藝、鈴鹿各郡	明治三年	三〇	津市丸ノ内一七五	新家元郎
松坂織物同業組合	松坂市、一志郡、飯南、多氣兩郡	同五年	三三	松坂市大字日野町二三二	後藤修
近江蚊帳同業組合	滋賀縣	明治三年	六、三三	坂田郡長濱町	樋口松藏
近江麻布同業組合	近江國	同三年	一、三三	愛知郡愛知川町	山中利右衛門
京都織物卸問屋同業組合	京都市	昭和二年	一〇〇	京都市區	海邊郁二
西陣織物同業組合	京都市	同三年	七、六	京都市上京區今出川通	長谷川市三
京都染物同業組合	京都市、葛野、愛后、乙訓、紀伊、宇治各郡	同三年	四、四五	京都市上京區釜座通	松岡健太郎
京都絲物同業組合	京都市、紀伊郡、愛后郡	同三年	一〇	京都市上京區烏丸	澤村萬治郎
京都吳服悉皆同業組合	京都市	同四年	五、六六	京都市上京區烏丸	船橋庄七
大阪府友禪染同業組合	大阪府	明治三年	三七	大阪府北區山崎町	安田申平
大阪府段通同業組合	大阪府	同三年	三七	堺市中之町東二丁目	阪田留次郎
泉北郡織物同業組合	泉北郡	同三年	三七	泉北郡濱寺町大字下	溝端庄司

泉南織物同業組合	岸和田市、泉南郡	同三年	共一	岸和田市宮本町	村田宜寬
大阪織物同業組合	大阪府	同三年	共一	大阪府東區内本橋詰	古川鐵治郎
大阪染色同業組合	大阪府	同四年	三三	大阪府東區川區本庄中	市居嘉三郎
大阪織物加工同業組合	大阪府、兵庫縣	同四年	三三	大阪府南區監町四丁目	細井彌吾平
大阪綿商同業組合	大阪府及近接町村	大正七年	一七	大阪府西區南堀江二	半田寅之助
大阪羅紗商同業組合	大阪府	昭和七年	一五	大阪府	梅村衡平
神戸貿易同業組合	神戸市	明治三年	三、〇〇	神戸市神戶區北長峽通	末高興次郎
神戸輸出敷物同業組合	神戸市、武庫郡	大正二年	二五〇	神戸市葺合區御幸町	丹下良太郎
神戸輸出絹物同業組合	神戸市	同四年	九、〇〇	神戸市神戶區京町	加藤源次
大和木綿同業組合	奈良縣	明治三年	六、六	北葛城郡高田町	樫根左七
奈良麻布蚊帳同業組合	奈良縣	同三年	八五	奈良市	勝村直治郎
伊都織物同業組合	伊都郡	大正八年	三	伊都郡高野口町	藤戶幸吉
備前織物同業組合	兒島郡	明治六年	九	兒島郡灘崎村追川	家守善平
中備織物同業組合	後月郡高尾村	大正四年	九	後月郡出部村	大塚笹一
讚岐製綿同業組合	三豐郡	同四年	三	三豐郡觀音寺町	橫内善左衛門
伊豫織物同業組合	松山市、温泉郡、伊豫郡	明治三年	四〇	松山市大字紙屋町	神山充穂
八幡濱織物同業組合	八幡濱市、西宇和郡	同六年	元	八幡濱市、矢野町	酒井六十郎
宇和島織物同業組合	北宇和郡、東宇和郡	同四年	二、三〇	宇和島市朝日町	大平勇治

紡織關係組合一覽

紡織關係組合一覽

組合名	所在地	設立	基本金	組合員數	事務所所在地	組合長
愛媛縣織物同業組合聯合會	伊豫、八幡濱、今治、宇和島各同業組合	同 四年		四縣 廳内	今治市神ノ木通	神山充穂
今治織物同業組合	今治市、越智、周桑、新居各郡	大正九年				阿部惠一
高知縣織物同業組合	高知縣	明治三年			香美郡山南村役場内	長崎繁彦
博多織物同業組合	福岡市、筑紫、甲良、朝倉、秋日各郡	明治三年			福岡市中土居町	兒島紀七郎
島原綿織物同業組合	南高來郡	大正三年	三六		島原二三四	佐藤玄一
熊本織物同業組合	熊本市、飽託、宇土、玉名、鹿本各郡	明治四年			熊本市春竹町古堂	中山造酒夫
大分縣染織同業組合	大分市、別府市、大分郡	大正四年			大分縣工業試驗場内	甲斐謙一
琉球織物同業組合	那覇市、首里市	明治三年		一、五二	那覇市天妃町一丁目	川平朝傳
琉球久米島綿織物同業組合	島尻郡仲里村具志川村	大正三年			島尻郡具志川村	比嘉文貞

全國織物及關係工業組合一覽

(昭和十二年六月末日現在)工業組合中央會調

組合名	所在地	組合員資格	設立年月	出資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
仙臺木綿染物工業組合	仙臺市一圓宮城縣内地向絹織物染色工業組合	綿絲布ノ染色業者内地向絹織物ノ染色業者	同 八、六	一〇、〇〇〇	三	仙臺市南染師町	添田子之吉
鶴岡輸出織物工業組合	鶴岡市	輸出向絹人絹織物製造者	同 七、六	三、二〇〇	五	鶴岡市泉町	小泉政宜
米澤輸出織物工業組合	米澤市	輸出人絹及輸出織物製造業者	同 八、一〇	五、三〇〇	六	米澤市門東町	降旗利喜馬
山形絹人絹織物工業組合	山形市東南兩村山郡	絹織物及人絹織物製造業者	同 一〇、四	三、六〇〇	五	山形市宮町	櫻井省三
米澤輸出平織製造工業組合	米澤市	輸出平織製造、人絹、絹絲製造業者	同 一〇、七	六、三〇〇	三	米澤市大町	金子助太郎
相馬輸出絹織物工業組合	相馬郡小高町、原町	輸出絹織物製造業者	大正二五、二	二六、二〇〇	三	相馬郡小高町	半谷一寛
川俣輸出絹織物工業組合	伊達郡川俣町他近村	力織機使用輸出絹織物製造業者	昭和三、二〇	二九、五〇〇	四	伊達郡川俣町	高橋金藏
福島縣輸出羽二重工業組合	福島縣	輸出羽二重に關する製造業者	同 七、九	五、〇〇〇	三	福島縣廳内	五十嵐民之助
川俣輸出人造絹織物工業組合	伊達郡一圓	輸出入絹織物ノ製造業者	同 九、一〇	二六、五〇〇	六	伊達郡川俣町	鹿志村龜吉
茨城輸出麻眞田工業組合	茨城縣	輸出麻眞田製造業者	昭和二、五	一、四〇〇	五	那珂郡湊町	那定兵衛
下館織底工業組合	茨城郡一圓	力織機使用スル織底ノ製造業者	同 八、五	二、七〇〇	六	眞壁郡下館町	寺田藤吉
結城郡織物工業組合	結城郡下他近村	絹織物の製造業者	同 九、六	四、〇〇〇	三	結城郡石下町	小泉善一郎
佐野綿布工業組合	安蘇郡、下都賀郡	輸出綿織物の製造染色等加工業者	昭和五、八	五、〇〇〇	四	安蘇郡佐野町	秋草好作
足利綿織物工業組合	足利市、足利郡	綿織物製造業者	同 五、三	一八、六〇〇	三	足利市伊勢町	黒田要一郎
足利輸出絹人絹織物工業組合	同	輸出絹織物、移出絹織物の製造業者	同 七、四	三、八〇〇	二〇	足利市通三丁	

紡織關係組合一覽

八六五

紡織關係組合一覽

組名	地區	組合員資格	設立年月	出資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
足利機械捺染工業組合	栃木縣	内地向絹織物、人造絹織物、機械捺染	同 九、七	七三、〇〇〇	一三	同	中島良助
佐野人絹織物工業組合	安蘇郡下都賀郡一圓	人造絹織物製造業者	同 九、七	三三、〇〇〇	一〇	同	小泉善一郎
足利内地人絹織物工業組合	足利市及足利郡	先染品を除きたる内地向人絹織物	同 一〇、九	六、〇〇〇	三五	足利市通三	下山知雄
足利絲布染色工業組合	足利市、足利郡、安蘇郡	絹織物用原糸、絹織物用原糸練染業者	同 一、五	三、〇〇〇	一七	同	小山辰藏
足利型紙捺染工業組合	足利市及足利郡	内地向人絹織物、絹織物用原糸練染業者	同 一、六	八、〇〇〇	一六	同	石井要太郎
足利内地向絹織物整理工業組合	同 右	内地向絹織物、人絹織物等を業とする	同 一、二	三〇、〇〇〇	三	同	小林甚作

館林絹織物工業組合	邑樂郡新田郡他近村	輸出絹織物製造業者	昭和六、一	一五、〇〇〇	七	邑樂郡館林町	茂木新次郎
桐生輸出絹織物工業組合	桐生市山田郡、新田郡	輸出絹織物製造業者	同 七、六	一、九、〇〇〇	一七	桐生市末廣町	茂木米吉
伊勢崎絹織物工業組合	群馬縣佐波郡、他近村	絹織物、人絹織物、交織物、製造業者	同 七、八	五〇、四、〇〇〇	七	佐波郡伊勢崎	下城虎次
兩毛輸出絹織物工業組合	群馬縣、栃木、山形、新潟縣	輸出絹織物、機械捺染業者	同 八、二	二、七〇〇	三	桐生市永樂町	朝倉富久壽
桐生輸出人絹織物工業組合	桐生市、山田郡、新田郡	輸出絹織物製造業者	同 九、二	四、三〇〇	三六	同	森口唯八
桐生絲染工業組合	同 同	絹織物用原糸、絹織物用原糸練染業者	同 一〇、一〇	一、九、〇〇〇	八〇	桐生市安樂土	永井一郎
桐生輸出練絹織物工業組合	同 同	輸出練絹織物、移出練絹織物製造業者	同 一〇、二	一、三、〇〇〇	八	桐生市永樂町	森口唯八
前橋絹織物工業組合	前橋市一圓	絹織物製造業者	同 一〇、三	一〇、〇〇〇	二	前橋商工會議所内	勝山益太郎
伊勢崎整染工業組合	群馬郡佐波郡一圓	絹織物用本絹糸染色業者	同 一〇、三	六、〇〇〇	一七	佐波郡伊勢崎	丸山四郎
館林絹織物工業組合	邑樂郡一圓	内地向絹織物製造業者	同 一〇、三	六、〇〇〇	二六	邑樂郡館林町	
秩父絹織物工業組合	秩父郡一圓	絹織物、人絹織物の製造業者	昭和六、三	三三、〇〇〇	四〇	秩父郡秩父町	坂本宗太郎

飯能絹織物工業組合	入間郡、飯能町、他近町	絹織物の製造業者	同 七、二	一六、五〇〇	一八	入間郡、飯能町	大河原廣作
高階絹織物工業組合	入間郡、高階村、他近村	絹織物、絹織物製造業者	同 八、二	一〇、〇〇〇	三	入間郡高階村	對崎長太郎
川越絹織物工業組合	川越市及入間郡	絹織物、絹織物製造業者	同 八、四	一五、〇〇〇	二〇	川越市松郷	沼田文次郎
大里絹織物工業組合	大里郡、深谷村、他近村	絹織物製造業者	同 九、二	四、三〇〇	一〇	大里郡深谷町	根岸近五郎
小川絹織物工業組合	比企郡、小川町他近村	絹織物の製造業者	同 九、三	一五、八〇〇	六	比企郡小川町	横川重次
鳩ヶ谷絹織物工業組合	川口市、北足立郡	絹織物の製造業者	同 九、一〇	五、九〇〇	七	北足立郡神根	野呂豊吉
行田足袋工業組合	北埼玉郡忍町他近村	足袋の製造業者	同 九、二	六、六〇〇	一三	北埼玉郡忍町	渡邊喜代三郎
埼玉絹織物工業組合	浦和市、足立郡	絹織物、人造絹織物製造業者	同 一〇、二	一、九、〇〇〇	四	浦和市七香地	中村彌太郎
蕨絹織物工業組合	北足立郡の内蔵町	絹織物、絹織物製造業者	同 一〇、五	二、〇〇〇	四	北足立郡蕨町	金子庄五郎
越生絹織物工業組合	入間郡、越生村、梅園村	絹織物(交織物を含む)の製造業者	同 一〇、五	二、五〇〇	九	入間郡越生町	栗原勘次郎
所澤絹織物工業組合	同 郡、飯能町他近村	人造絹織物、絹織物の製造業者	同 一〇、二	三〇、〇〇〇	一七	同 郡 所澤町	平岡仙太郎
上總絹織物工業組合	山武郡	絹織物の製造業者	昭和九、九	一〇、〇〇〇	四	山武郡白里町	池田幸吉
東京輸出麻真田工業組合	東京府	輸出向麻真田の製造業者	大正四、二	七、七〇〇	六	東京(蒲)六郷二	川田諒次
東京輸出莫大小工業組合	同	輸出向莫大小の製造業者	昭和二、三	五、五〇〇	五	(日)横山町三	小杉佐右衛門
日本絹織物工業組合	日本全國	絹織物の製織及精練業者	同 三、二	二、九、五〇〇	七	(京)京橋一千代田ビル	三輪常次郎
東京輸出靴下工業組合	東京府	輸出向靴下の製造業者	同 四、六	一〇、〇〇〇	九	(小)久堅町	今泉吉太郎
日本輸出羽二重工業組合	日本全國	輸出向羽二重の製造業者	同 六、八	一五、五〇〇	八	(京)京橋千代田ビル	梶原伸治
日本輸出織物染色工業組合	同	輸出向織物染色業者	同 七、一	一六、〇〇〇	二	(京)寶町味素ビル	菊地吉藏

紡織關係組合一覽

紡織關係組合一覽

組合名 地區

組合員資格

設立年月

出資總額

組合員數

事務所所在地

代表者氏名

東京府青梅織物工業組合	東京府、西多摩郡一圓	輸出絹織物の製造業者	同	七、二	六三、〇〇〇	二七	西多摩郡青梅町	田中孫次郎
關東捺染工業組合	東京市、埼玉縣、新潟縣	内地向織物の機械捺染業者	同	八、一	一三、五〇〇	三三	(日)大傳馬町大傳馬ビル	田中昌龜
日本内地向機械捺染工業組合	日本全國	内地向機械捺染ニ關する聯合會	同	八、四	一四、〇〇〇	九	(日)室町近三ビル	田中昌龜
東京友禪工業組合	東京府、千葉縣	生地型紙捺染業者	同	八、七	一三、七五〇	四	(向)吾嬭町東五	坪井璞藏
東京帽子工業組合	東京、静岡、神奈川、埼玉	フェルト帽子、帽體の製造業者	同	八、一〇	二二、三〇〇	二	(神)東神田一	橋本直一
東京染晒工業組合	東京市	莫大小染色業者各種絲類加工業者	同	八、二	二二、四〇〇	一	(下)二長町	黒川傳次郎
東京タオル工業組合	東京、埼玉、山梨、群馬	タオル製造業者	同	八、二	一、二五〇	五	(豐)西巢鴨二	松本輝秀
東京綿フェルト工業組合	東京、神奈川、千葉	綿フェルト製造業者	同	九、一	一四、五〇〇	三	(本)一既橋三	秋本徳次郎
東京輸出織物染色工業組合	東京市一圓	輸出向絹織物染色業者	同	九、五	三三、〇〇〇	一五	(本)太平町	田中昌龜
八王子輸出織物工業組合	八王子市南多摩郡	輸出絹織物輸出入絹織業者	同	九、七	七、七〇〇	六	八王子市八日町	小林吉之助
日本人造絹織物工業組合聯合會	日本全國	人造絹織物の製造に關する聯合會	同	九、二	二〇、〇〇〇	六	(京)銀座共同ビル	大山清一郎
青梅生絹織物工業組合	西多摩郡一圓	生絹織物製造業者	同	一〇、七	五、六〇〇	一六	西多摩郡青梅町	谷合直太郎
東京シャツ、カラー工業組合	東京市	ワイシャツ、カラーの製造業者	同	一〇、七	一〇、〇〇〇	一三	(芝)新橋六	梶永松
東京婦人子供服工業組合	同	工場設備を有する婦人子供服業者	同	一一、六	一〇、七〇〇	一〇	(神)神保町三	川島兼太郎
日本輸出絹織物工業組合聯合會	日本全國	輸出絹織物移出絹織物の聯合會	同	一一、七	二〇、〇〇〇	二五	(京)寶町味素ビル	茂木米吉
東京洋傘工業組合	東京府	洋傘製造を業とする者	同	一一、四	一一、〇〇〇	一五	(本)東兩國三	永井貞造
神奈川縣								
秦野綿布工業組合	中郡	綿布の製造業者	大正二五、一〇	五、七五〇	七	中郡秦野町	石田佐吉	
横濱輸出莫大小工業組合	横濱市一圓	輸出向莫大小製造業者	昭和二三、三	八、二〇〇	二〇	中區住吉町	讓原萬太郎	
横濱輸出麻眞田工業組合	神奈川縣	輸出向麻眞田の製造業者	同	二、九	一六、八五〇	一六	同 杉山町	田島三藏
日本輸出麻眞田工業組合聯合會	日本全國	麻眞田の製造に關する組合	同	二、二	八、〇〇〇	八	同 太田町	藤井理一
横濱輸出洋傘工業組合	横濱市一圓	輸出向洋傘製造業者	同	六、一	一〇、八〇〇	八	同 庚臺一	村上金太郎
横濱輸出織物染色工業組合	神奈川縣、埼玉縣	輸出向織物整理業者	同	六、二	二〇、〇〇〇	二〇	同 山下町	小島常太郎
横濱輸出布帛製品第一工業組合	神奈川縣	布帛製品製造に關する工組	同	八、〇	二〇、五〇〇	四	同 辨天通	竹村嘉造
横濱輸出布帛製品第四工業組合	神奈川縣	布帛製品製造に關する工組	同	八、〇	一、五〇〇	四	同 二葉町	大岡作次郎
神奈川縣布帛製品工業組合聯合會	同	輸出絹織物、輸出入絹織物製造業者	同	九、一	一一、〇〇〇	八	同	川北福三郎
愛川輸出織物工業組合	愛甲郡、中郡、平塚市	絹織物製造業者	同	九、七	七、七〇〇	三	愛甲郡愛川村	内藤泰助
横濱輸出注染布帛製品工業組合	神奈川縣	絹織物注染加工を施し輸出入業者	同	九、九	一一、一〇〇	二〇	横濱日本大通公園ビル	山本清太郎
横濱輸出絹織物工業組合	同	絹織物製造業者	同	九、九	六、五〇〇	二〇	同 日本大通商工獎	龜井信次郎
津久井織物工業組合	津久井、高座兩郡、相原	絹織物製造業者	同	九、九	四、五〇〇	二六	津久井郡、中野 勳館	久保田惣右衛門
横濱輸出絹織物手工捺染工業組合	神奈川縣一圓	絹織物捺染業者	同	一〇、九	一〇、〇〇〇	五	横濱中區山下	秋山文雄
日本輸出布帛製品工業組合聯合會	日本全國	輸出布帛製品製造に關する聯合會	同	一〇、三	五、〇〇〇	二	同 日本大通商工獎勳館	加藤平次郎
新潟縣								
見附輸出絹人絹織物工業組合	南蒲原郡見附町、今町	輸出絹織物、人絹織物製造業者	昭和九、三	二五、〇〇〇	二四	南蒲原郡見附	近藤藤三郎	
加茂輸出人絹織物工業組合	南蒲原郡加茂町	輸出絹織物、輸出絹織物製造業者	同	一〇、三	一六、〇〇〇	三	南蒲原郡加茂	皆川正藏
十日町織物工業組合	中魚沼郡一圓	内地白絹織物同人絹織製造業者	同	一〇、三	九、八〇〇	三三	中魚沼郡十日	阿部隆治
五泉人絹織物工業組合	中蒲原郡五泉町	人造絹織物製造業者	同	一一、三	一〇、〇〇〇	九	中蒲原郡五泉	松田順次郎
見附内地向生絹人絹織物工業組合	南蒲原郡見附町	内地向生絹織物の製造業者	同	一一、四	一六、五〇〇	四	中蒲原郡見附	
見附内地向絹人絹織物工業組合	同	生絹を除きたる内地向絹製造業者	同	一一、四	二五、〇〇〇	六	南蒲原郡見附	

紡織關係組合一覽

紡織關係組合一覽

組合名	地 區	組合員資格	設立年月	出資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
中越内地向絹人絹織物捺染整理工業組合	長岡市三條古志郡	生地の型紙捺染整理を業とする	同 二、八	八、八〇〇	三	南浦原郡見附	家坂吉重郎
加茂内地絹織物工業組合	南浦原郡加茂町	内地向絹織物の製造業者	同 三、六	三、七五〇	六	加茂町	皆川信藏
加茂内地絹人絹織物工業組合	同 右	内地向絹人絹織物業	同 三、六			同	
城端織物工業組合	東礪波郡城端町近村	絹織物の製造業者	昭和七、二	一五、〇〇〇	一五	東礪波郡城端	西川庄太郎
富山縣輸出織物染色工業組合	富山縣一圓	輸出絹織物、精練漂白染色整理業者	同 九、二	一〇、〇〇〇	一〇	高岡市宮脇町	碓井榮太郎
富山縣東部輸出絹人絹織物工業組合	富山市、上新川郡	絹織物製造業者、輸出入業者	同 一〇、六	一〇、〇〇〇	一五	富山市櫻橋通	碓井榮太郎
富山縣西部人造絹織物工業組合	西礪波郡、東礪波郡	人造絹織物の製造業者	同 一〇、九	一〇、〇〇〇	一四	東礪波郡福野	碓井榮太郎
富山縣友禪工業組合	富山縣一圓	型紙捺染加工業	同 一、八	五、〇〇〇	七	高岡市宮脇町	碓井榮太郎
福光内地向絹織物工業組合	西礪波郡福光町	内地向絹織物の製造業者	同 一、五	一〇、〇〇〇	一七	西礪波郡福光町	井波儀兵衛
マルサン織物工業組合	金澤市	輸出富士絹輸出入絹の製造業者	昭和五、一	一、九、一〇〇	一五	金澤市松枝町	岸 加八郎
加賀羽二重工業組合	富山縣、石川縣	輸出羽二重、交織物を除く製造業者	同 六、五	三、一五〇	一〇	市高岡町	和田權五郎
小松朝鮮移出織物工業組合	能美郡、江沼郡、石川縣	朝鮮輸出絹織物製造業者	同 七、五	二七、〇〇〇	一四	能美郡小松町	河場 又吉
能登麻織物工業組合	鹿島郡、羽咋郡	麻織物(交織物を含む)製造業者	同 八、五	九、九五〇	一五	鹿島郡能登町	正谷 次助
石川縣輸出織物染色工業組合	石川縣一圓	絹織物漂白業者	同 八、二	一六、〇〇〇	一四	金澤市高岡町	本田 政樹
金澤人造絹織物工業組合	金澤市	人造絹織物製造業者	同 九、八	六、四〇〇	一六	同	新名彌三吉
大聖寺絹人絹織物工業組合	江沼郡	輸出羽二重及朝鮮移出絹織物の製造業者	同 九、二	四、三〇〇	一〇	江沼郡大聖寺	山田 長太
加能絹織物工業組合	河北郡羽咋郡	内地向絹織物の製造業者	同 九、二	四、六〇〇	一三	河北郡津幡町	西川外太郎

福井縣

小松輸出絹人絹織物工業組合	能美郡	輸出人造絹織物輸出入業者	同 九、二	四、一〇〇	一七	能美郡小松町	白崎仁三郎
石川輸出絹織物工業組合	石川縣能美郡下除く	輸出絹織物製造業者	同 九、二	三、三〇〇	六	金澤市高岡町	東 與三郎
小松内地向絹人絹織物工業組合	能美郡	内地向絹織物の製造業者	同 一、六	六、七〇〇	一〇	能美郡小松町	
福井輸出羽二重工業組合	福井市足羽郡吉田郡	輸出羽二重製造業者	昭和六、五	三、五〇〇	三	福井市佐住枝	
鯖江輸出羽二重工業組合	今立郡鯖江郡他近村	同	同 六、五	九、五〇〇	六	今立郡鯖江町	田賀勘太郎
武生輸出羽二重工業組合	南條郡一圓	同	同 六、五	五、九〇〇	三	南條郡武生町	三田村 甚之助
勝山輸出羽二重工業組合	大野郡勝山町他近村	同	同 六、五	六、九〇〇	一五	大野郡勝山町	山岸伊之助
大野輸出羽二重工業組合	大野郡大野町、下庄村	同	同 六、五	七、九〇〇	二	大野郡大野町	齋藤 重雄
福井輸出織物染色工業組合	福井縣	輸出織物輸出入絹の整理業者	同 六、六	八、五〇〇	九	福井市毛矢町	安本吉次郎
福井縣人絹ボイル工業組合	福井縣一圓	人絹ボイル織物製造業者	同 七、一〇	六、七〇〇	一五	福井市佐久良	黒田善三郎
福井縣輸出羽二重工業組合	同	輸出羽二重に關する業者	同 八、六	五、〇〇〇	五	福井市佐住枝	
福井縣織物紋紙工業組合	同	織物の紋紙製造業者	同 八、八	五、〇〇〇	四	同	近藤 金松
福井縣輸出人造絹織物工業組合	同	縮緬壁及ボイルを除く輸出人造絹織物製造業者	同 九、一	一〇、一〇〇	九	同	土田 幸作
吉田郡輸出人造絹織物工業組合	吉田郡、松岡町	縮緬を除く輸出人造絹織物製造業者	同 九、一	四、五〇〇	三	吉田郡下志比	河合 彌平
坂井郡輸出人造絹織物工業組合	坂井郡及圓生郡	縮緬ボイルを除く輸出人造絹織物製造業者	同 九、二	五、四〇〇	三	福井市佐住枝	久保 義隆
大野郡輸出人造絹織物工業組合	大野郡、他近村	同	同 九、二	二、六五〇	三	大野郡大野町	富藤 重雄
勝山郡輸出人造絹織物工業組合	大野郡、勝山町他近村	同	同 九、二	三、三〇〇	一	同	荒井 由松
武生郡輸出人造絹織物工業組合	南條郡、圓生郡、他近村	同	同 九、二	一、六〇〇	九	南條郡武生町	田邊 又左衛門
鯖江輸出人造絹織物工業組合	今立郡、鯖江町他近村	同	同 九、二	三、九〇〇	二	今立郡鯖江中	山田仙之助

紡織關係組合一覽

紡織關係組合一覽

組名	地區	組合員資格	設立年月	出資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
中越内地向絹人絹織物捺染整理工業組合	長岡市三條古志郡	生地の型紙捺染整理を業とする	同 二、八	八、八〇〇	三	南蒲原郡見附	家坂吉重郎
加茂内地絹織物工業組合	南蒲原郡加茂町	内地向絹織物の製造業者	同 三、六	二、七〇〇	六	加茂町	皆川信藏
加茂内地絹人絹織物工業組合	同 右	内地向絹人絹織物業	同 三、六			加茂町	
城端織物工業組合	東礪波郡城端町近村	絹織物の製造業者	昭和七、二	一五、〇〇〇	一五	東礪波郡城端	西川庄太郎
富山縣輸出織物染色工業組合	富山縣一圓	輸出絹織物、精練漂白染色整理業者	同 九、二	一〇、〇〇〇	一〇	高岡市宮脇町	碓井榮太郎
富山縣東部輸出絹織物工業組合	富山市、上新川郡	輸出絹織物、輸出人絹織物製造業者	同 一〇、六	一〇、〇〇〇	一五	富山市櫻橋通	碓井榮太郎
富山縣西部人造絹織物工業組合	西礪波郡、東礪波郡	人造絹織物の製造業者	同 一〇、九	五、〇〇〇	四	東礪波郡福野	笹井勝之
富山縣友禪工業組合	富山縣一圓	型紙捺染加工業者	同 一〇、八	五、〇〇〇	七	高岡市宮脇町	井波儀兵衛
福光内地向絹織物工業組合	西礪波郡福光町	内地向絹織物の製造業者	同 一三、五	一〇、〇〇〇	一七	西礪波郡福光町	松村龍之助
マルサン織物工業組合	金澤市	輸出富士絹織物人絹織物製造業者	昭和五、一	一五、一〇〇	一五	金澤市松枝町	岸 加八郎
加賀羽二重工業組合	富山縣、石川縣	輸出羽二重、(交織物を除く)製造業者	同 六、五	三三、五〇〇	五	同 市高岡町	和田權五郎
小松朝鮮移出織物工業組合	能美郡 江沼郡、石川縣	朝鮮輸出本絹織物製造業者	同 七、五	二七、〇〇〇	三	能美郡小松町	河場又吉
能登麻織物工業組合	鹿島郡、羽咋郡	麻織物(交織物を含む)製造業者	同 八、五	九、九五〇	五	鹿島郡能登町	正谷次助
石川縣輸出織物染色工業組合	石川縣一圓	絹織物漂白業者	同 八、二	一六、〇〇〇	四	金澤市高岡町	本田政樹
金澤人造絹織物工業組合	金澤市	人造絹織物製造業者	同 九、八	一六、四〇〇	一六	同	新名彌三吉
大聖寺絹人絹織物工業組合	江沼郡	輸出羽二重及朝鮮移出絹織物製造業者	同 九、二	四、九五〇	一〇	江沼郡大聖寺	山田長太
加能絹織物工業組合	河北郡羽咋郡	内地向絹織物の製造業者	同 九、二	一六、六〇〇	三	河北郡津幡町	西川外太郎

福井縣

小松輸出絹織物工業組合	能美郡	輸出人造絹織物輸出業者	同 九、二	一五、一〇〇	二七	能美郡小松町	大喜要藏
石川輸出絹織物工業組合	石川縣能美郡下除く	輸出羽二重 輸出富土絹織物の製造業者	同 九、二	三、二五〇	六	金澤市高岡町	東 與三郎
小松内地向絹織物工業組合	能美郡	内地向絹織物の製造業者	同 一三、六	一五、七〇〇	三六〇	能美郡小松町	
福井輸出羽二重工業組合	福井市足羽郡、吉田郡	輸出羽二重の製造業者	昭和六、五	三、五〇〇	三	福井市佐住枝	白崎仁三郎
鯖江輸出羽二重工業組合	今立郡鯖江郡他近村	同	同 六、五	九、五五〇	六	今立郡鯖江町	田賀勘太郎
武生輸出羽二重工業組合	南條郡一圓	同	同 六、五	五、九〇〇	三	南條郡武生町	三田村 甚之助
勝山輸出羽二重工業組合	大野郡勝山町他近村	同	同 六、五	六、九〇〇	五	大野郡勝山町	山岸伊之助
大野輸出羽二重工業組合	大野郡大野町、下庄村	同	同 六、五	七、九〇〇	二	大野郡大野町	齋藤 重雄
福井輸出織物染色工業組合	福井縣	輸出織物 輸出人絹織物の整理業者	同 六、六	一六、五〇〇	九	福井市毛矢町	安本吉次郎
福井縣人絹ボイル工業組合	福井縣一圓	人絹ボイル織物製造業者	同 七、〇	一六、七〇〇	一七	福井市佐久良	黒田善三郎
福井縣輸出羽二重工業組合	同	輸出羽二重に關する工業組合	同 八、六	五、〇〇〇	五	福井市佐住枝	
福井縣織物紋紙工業組合	同	織物の紋紙製造業者	同 八、八	一五、〇〇〇	一四	同 外木田	近藤 金松
福井輸出人造絹織物工業組合	同	縮緬壁及ボイルを除く輸出人造絹織物製造業者	同 九、二	一〇、一〇〇	九	同 佐住枝	土田 幸作
吉田郡輸出人造絹織物工業組合	吉田郡、松岡町	縮緬を除く輸出人造絹織物製造業者	同 九、二	一四、五〇〇	三	吉田郡下志比	河合 彌平
坂井郡輸出人造絹織物工業組合	坂井郡及圓生郡	縮緬ボイルを除く輸出人造絹織物製造業者	同 九、二	一五、四〇〇	三	福井市佐住枝	久保 義隆
大野輸出人造絹織物工業組合	大野郡、他近村	同	同 九、二	一五、六〇〇	三	大野郡大野町	富藤 重雄
勝山輸出人造絹織物工業組合	大野郡、勝山町他近村	同	同 九、二	一三、一〇〇	一	勝山町	荒井 由松
武生輸出人造絹織物工業組合	南條郡、圓生郡、他近村	同	同 九、二	一六、六〇〇	九	南條郡武生町	田邊 又左衛門
鯖江輸出人造絹織物工業組合	今立郡、鯖江町他近村	同	同 九、二	一三、九〇〇	一六	今立郡鯖江中	山田仙之助

紡織關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組名	地區	組合員資格	設立年月	出資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
神明輸出入造絹織物工業組合	今立郡、神明村、圓生郡	同右	同九、二	三、五〇〇	一〇	神明村	峯田喜兵衛
福井縣輸出縮緬工業組合	福井縣一圓	輸出織物製造業者	同九、二	一〇七、九〇〇	五七	福井市佐佳枝	久保義隆
福井縣北部輸出絹織物工業組合	福井市、田羽郡、南條郡、丹生郡、今立郡	輸出絹織物製造業者	同九、二	三、八〇〇	七	同	同
福井縣南部輸出絹織物工業組合	立郡	同	同九、二	五、〇〇〇	一〇	同	同
日本絹織工業聯合會	日本全國	輸出絹織物製造業者	同九、二	七、五〇〇	三	同	同
福井內地向絹人絹織物工業組合	福井縣(大野郡を除く)	輸出絹織物製造業者	同九、二	一〇、九〇〇	三	同	同
福井縣九岡細巾マーク織物工業組合	坂井郡九岡町	細巾マーク織物業	同九、二	一、九〇〇	二七	坂井郡九岡町	山田仙之助
大野郡內地向絹人絹織物工業組合	大野郡一圓	內地絹織物業及人絹織物業	同九、二	二、三〇〇	三	大野郡勝山町	山田仙之助
福井縣輸出絹織物工業組合	福井縣	輸出絹織物製造業者	同九、二	一、五〇〇	三	福井市佐佳枝上	北甚之助
山梨縣	山梨縣	製絹工業業者	昭和九、二	六、六〇〇	四	甲府市穴切町	菅澤朝治郎
保證責任山梨縣製絹工業組合	山梨縣	絹織物業	昭和九、二	一〇、七〇〇	八	南都留郡瑞穂	加々見宗吾
保證責任富士吉田絹織工業組合	南都留郡一圓	絹織物業	同九、二	一〇、七〇〇	七	南都留郡瑞穂	小山濱吉
吉田絹織工業組合	南都留郡瑞穂村明見	絹織物業	同九、二	六、八〇〇	六	山梨縣商工課内	天野美春
山梨縣輸出入造絹織物工業組合	山梨縣一圓	絹織物業	同九、二	四、〇〇〇	一〇	北都留郡大月町	古屋藤作
大月內地向絹人絹織物工業組合	北都留郡大月町	絹織物業	同九、二	二、八〇〇	三	下伊那郡上郷	山田九一
下伊那絹織物工業組合	下伊那郡一圓	絹織物業	昭和九、二	一〇、〇〇〇	三	松本市諸町	加藤秀次郎
松本絹織物工業組合	松本市外二郡	絹織物業	同九、二	一〇、〇〇〇	三	同	同

岐阜縣輸出入絹織物工業組合	岐阜縣一圓	人造絹織物、移出人絹織物製造業者	昭和五、二	二四、〇〇〇	二六	岐阜市神明町	早野宗太郎
岐阜絹織工業組合	岐阜縣及滋賀縣	絹織物業	同六、五	一七、六〇〇	三三	同	小木曾新治
岐阜縮緬工業組合	岐阜市、本巢郡、稲葉郡	縮緬製物業、內地絹織物業	同六、二	一〇、七五〇	二九	同	矢井美濃作
岐阜縣竹ヶ鼻天鵞絨工業組合	羽島郡	天鵞絨製物業	同八、七	一〇、〇〇〇	一六	羽島郡竹ヶ鼻	堀順一
岐阜縣輸出織物染色工業組合	岐阜縣一圓	輸出絹織物、人絹、白無地絹織物、製業者	同九、二	一〇、〇〇〇	五	岐阜市神田町	赤堀儀三郎
岐阜縣絹工業組合	羽島郡一圓稻葉郡	絹織物業	同九、三	一八、三〇〇	五	羽島郡中屋村	松原治助
美濃絹織物工業組合	岐阜市大垣市	絹織物業	同三、三	三、〇〇〇	一四	羽島郡笠松町	高島嘉七

組名	地區	組合員資格	設立年月	出資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
遠州輸出織物工業組合永久社	濱名郡、引佐郡、濱松市	輸出絹織物業、人絹、擦染加工業者	大正五、八	八、八〇〇	九	濱松市板屋町	寺田松三郎
静岡縣輸出麻真田工業組合	静岡縣一圓	輸出麻真田製業者	昭和二、五	五、八〇〇	三	田方郡三島町	鶴田羊重
遠州輸出織物工業組合天龍社	盤田郡一圓	輸出絹織物業	同五、〇	一〇、〇〇〇	三〇	盤田郡福田町	寺田銀市
静岡輸出織物工業組合長久社	静岡市、安部郡、清水市	絹織物業	同七、五	一〇、四〇〇	六	静岡市西草深	澤村藤四郎
遠江染色工業組合開進社	静岡市、濱名郡	絹織物業	同七、五	三、三〇〇	一〇	濱松市佐藤町	齋藤徳次郎
遠州捺染整理工業組合盛興社	濱松市、濱名郡、盤田郡、下八村引佐郡	絹織物業	同八、三	三、〇〇〇	七	同	山田倉太郎
遠江南部織物工業組合	濱松市、濱名郡	絹織物業	同八、三	六、七〇〇	四	同	久米徳太郎
富士郡製絹工業組合	富士郡	絹織物業	同八、三	六、八〇〇	五	同	河村榮三郎
豊橋輸出麻真田工業組合	豊橋市	麻真田製業者	大正五、四	一五、六〇〇	四	豊橋市前田町	小林太市
名古屋輸出莫大小工業組合	豊橋市西春日井郡	製造業者	昭和二、三	五、〇〇〇	六	名古屋泥江町	猪村鎌吉

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組名	地區	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
名古屋紡績工業組合	愛知縣の一部、富山福井	綿、人絹、麻及其交織物製造加工	同 三、三〇〇、〇〇〇	一〇	名古屋宮町	三輪常次郎	
名古屋輸出毛織工業組合	名古屋市、東春日井郡	毛織物製造業者	同 六、三〇〇、〇〇〇	四	同 布池町	伏原湛一郎	
尾西毛織工業組合	一宮市、中島郡、葉栗郡	毛織物製造業者	同 六、七五〇、〇〇〇	八三	一宮市明治通	後藤辰一郎	
三河毛織工業組合	寶飯郡一圓	綿織物、人絹原絲整理業者	同 六、二六〇、〇〇〇	三六	寶飯郡蒲郡町	舞田壽三郎	
尾北綿布工業組合	丹羽郡葉栗郡	生地綿布製造業者	同 七、五〇〇、〇〇〇	六三	丹羽郡千秋村	伊藤繁一	
尾州織物工業組合	丹羽郡葉栗郡	麻人絹の製造織物(蚊帳地製造含む)	同 七、一〇〇、〇〇〇	四〇	葉栗郡木曾川	杉本文一郎	
大日本毛織工業組合聯合會	愛知縣一圓	毛織物製品に關する工業組合	同 七、二五〇、〇〇〇	三	同 御幸本町	兒玉柳吉	
愛知毛織工業組合	海部郡一圓	毛織物製造業者	同 七、二七〇、〇〇〇	二五	海部郡津島町	兒玉柳吉	
尾州綿織物工業組合	丹羽郡葉栗郡	綿織物、人造絹織物製造業者	同 八、四二六、〇〇〇	三〇八	丹羽郡古知野	津田彌一	
尾西綿織物工業組合	一宮市、中島郡	綿織物、人絹、製造業者及染色業者	同 八、五二六、〇〇〇	四四	一宮市明治町	平野辰三	
愛知縣毛布工業組合	愛知縣一圓	毛布肩掛及膝掛製造業者	同 八、九八〇、〇〇〇	九	名古屋久屋町	渡邊與兵衛	
三州織物工業組合	岡崎市、碧海郡	綿織物、人造絹織物製造業者	同 八、三二八、七〇〇	一〇九	岡崎市康生町	鶴田督亮	
名古屋綿織物工業組合	名古屋市、愛知郡	綿織物、人造絹織物製造業者	同 九、三三二、二五〇	四	名古屋關鍛冶町	大竹憲	
名古屋人造絹織物染色工業組合	愛知縣一圓	精練漂白染色業	同 九、三三〇、〇〇〇	四	同 新榮町陸田ビル	加藤庫吉	
名古屋綿織物染色工業組合	名古屋市、西春日井郡	廣巾綿織物の染色整理漂白業者	同 九、四二二、〇〇〇	六	同 市西志賀町	平松茂	
中部紡績木管工業組合	愛知、岐阜縣	紡績用木管製造業	同 九、四二二、七五〇	二四	同 市新榮町	服部隆治	
知多綿布工業組合	知多郡一圓	廣巾綿織物人造絹織物製造業者	同 九、四八二、六〇〇	二四	知多郡牛田町	安藤梅吉	
中部別珍染色工業組合	愛知縣一圓	別珍コイル天染色業	同 九、五二六、五〇〇	三	名古屋深田町	堀尾良吉	
尾西染色工業組合	一宮市、中島郡	織物原絲の染色加工業者	同 九、九四四、八〇〇	一七	一宮市、明治通	脇田市太郎	

愛知縣製綿工業組合	愛知縣一圓	製綿業者	同 九、九三三、九〇〇	四三	名古屋南外堀町	加藤林三郎
三河幡豆織物工業組合	幡豆郡	製綿業者、人絹織物の製造業者	同 九、二一六、三〇〇	一四	幡豆郡尾西町	萩原清吉
愛知縣浴巾工業組合	愛知縣、岐阜縣、靜岡縣	綿タオル製造業者	同 九、三二五、〇〇〇	三〇	名古屋三藏町	奥村恭平
愛知毛織物整理工業組合	愛知縣	毛織物の染色漂白整理業者	同 一〇、二二五、〇〇〇	三〇	同 東外堀町	江口彌一郎
名古屋布帛製品工業組合	名古屋市一圓	男子通學服、ワイシャツ、カラ製造業者	同 一〇、二一〇、〇〇〇	三〇	同 流川町	近藤壽市郎
豐橋織物工業組合	豐橋市	綿織物の製造業者	同 一〇、四〇〇、〇〇〇	八	豐橋市、前田南	
愛知縣莫大小編立工業組合	愛知縣	莫大小其他製造業者	同 一〇、三二八、六〇〇	一三〇		
知田小巾綿布工業組合	知多郡	小巾綿布の製造業者	同 一〇、三二五、〇〇〇	一九		
豐橋綿擦絲工業組合	豐橋市	綿擦絲の製造業者とする者	同 一〇、三二五、〇〇〇	六	豐橋市	

三重縣

南勢織物工業組合	一志郡、飯南郡、多氣郡	綿織物整理、加工及タオルの製造加工業者	昭和六、六一七、八〇〇	四	松坂市大日野	山村市藏
伊勢輸出タオル工業組合	津市、安濃郡、一志郡	タオルの製造加工業者	同 六、七三九、一〇〇	六	津市下部田	森田庄三郎
伊勢織物工業組合	津市、四日市	綿織物、毛織物の製造加工業者	同 七、一〇五、〇〇〇	七	同 下部田	新家元郎
北勢浴巾工業組合	桑名郡、四日市市、一圓	浴巾の製造業者	同 七、三三〇、〇〇〇	二四	三重郡富州原	伊藤平次郎
三重縣輸出入造絹織物工業組合	三重縣一圓	天鵞絨外の輸出人絹製造業者	同 一一、二一〇、〇〇〇	三	津市中茶屋町	石市信親
滋賀縣						
濱縮緬工業組合	坂田郡、東淺井郡	縮緬及其他の擦絲製造業者	昭和七、六六二、八五〇	六	坂田郡長濱町	平田乙次郎
高島織物工業組合	高島郡一圓	綿織物製造業者、綿擦絲業者(平地壁を含む)	同 九、六三三、一五〇	一〇八	高島郡安雲村	馬場三郎助
濱縮工業組合	坂田郡、東淺井郡	製綿業者	同 九、九二〇、〇〇〇	四	坂田郡長濱町	林藤一郎
近江絹麻工業組合	滋賀縣	ラミー白生地の製造業者	同 九、一〇二〇、〇〇〇	三	愛知郡愛知川	寺島傳吉

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組合名	地區	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
滋賀縣天鷲絨工業組合	同	天鷲絨の製造業者	昭和〇、三	四、八六〇	七五	坂田郡長濱町	平尾重吉
滋賀縣輸出人造絹織物工業組合	同	天鷲絨外の人絹織物の製造業者	同 二、五	三、〇〇〇	五	同	槌田喜代松
京都綿織物染色工業組合	京都府、滋賀縣	廣巾織物の製織、精練、染色漂白業者	同 四、二	四、〇〇〇	三〇	京都西大路高辻	宮本常夫
丹後縮緬工業組合	熊野、與謝、中、竹野諸郡	縮緬其他撚絲織物製造業者	同 七、一	一、三六八、〇〇〇	一七五	中郡峰山町	津原武
關西機械捺染工業組合	京都府、廣島縣、愛媛縣	小巾縮緬物、内地向廣巾縮緬物業者	同 七、三	四七、〇〇〇	四七	京都壬生坊城町	藤本武治
西陣着尺織物工業組合	京都市	絹織物及人造絹織物製造業者	同 八、三	六〇、〇〇〇	四三	同 今出川淨福寺	江羅直三郎
京都友禪工業組合	同	絹織物型紙捺染業者	同 九、三	三、四〇〇	一〇四	市壬生森前町	内田松之助
京都晒染工業組合	同	絹織物浸抜業者	同 九、六	一〇、〇〇〇	二〇	同 市西洞院七條	大西 太郎兵衛
京都モスリン機械捺染工業組合	京都府	モスリン機械捺染業者	同 九、九	六、〇〇〇	一九	下京區烏丸通	保科留次
京都絹人絹染色工業組合	京都府及滋賀縣一圓	輸出織物の染色業者及整理業者	同 一〇、一	一七、八〇〇	三三	京都市中京區	宮本常夫
京都内地向絹人絹機械捺染工業組合	京都府一圓	内地向絹織物、人絹機械捺染業者	同 一〇、二	三、七五〇	五	同 右京區	藤本武治
京都莫大小工業組合	同	莫大小製品製造業者	同 一〇、六	三、五〇〇	一〇	同 東山區	山本多助
京都製綿工業組合	同	製綿業者	同 一〇、一〇	一五、四〇〇	六	同 左京區	家島敬造
西陣天鷲絨工業組合	京都市	天鷲絨の製造業者	同 一〇、三	一九、三〇〇	二二	同 上京區	永井得一
京都輸出人造絹織物工業組合	京都市一圓	天鷲絨を除きたる輸出人造絹織物業者	同 一〇、七	七、七六〇	三	同 東山區	宮本邦之助
山城綿織物工業組合	相樂郡及綴喜郡	廣巾綿織物製造業者	同 一〇、一	一五、〇〇〇	六	綴喜郡井平町玉川織布會社内	宮本邦之助
京都生絲機械撚絲工業組合	京都市	生絲撚絲加工業者	同 一〇、二	五、〇〇〇	四	京都市右京區株式撚絲會社内	中村榮次郎

大阪府

泉北第三區織物工業組合	泉北郡、忠岡村外三村	輸出向綿織物製造業者	大正四、三	一、四〇〇	三	泉北郡和泉町	横田太三郎
泉北第一區織物工業組合	泉北郡、福泉町、神戸市	輸出向綿織物、厚子作業服地外業者	同 一五、二	四〇、〇〇〇	二五	同	中井力太郎
泉北第四區南部織物工業組合	泉北郡南松尾村	輸出綿織物製造業者	同 一五、四	六、〇〇〇	三〇	泉北郡北松尾	飯田常次郎
大阪莫大小晒染工業組合	大阪府一圓	莫大小生地晒加工製造業者	同 一五、三	一八、〇〇〇	一七	大阪市東淀川	原藤右衛門
泉北郡織物工業組合聯合會	泉北郡及堺市一圓	輸出向綿織物の製造業者とすの組合	同 一五、三	七、八〇〇	三	泉北郡、濱寺町	角野卯三郎
日本毛布工業組合	大阪府、奈良縣	毛布製造業者	昭和二、一	九、〇〇〇	二五	同 大津町	福島英次郎
大阪輸出莫大小工業組合	大阪府一圓	輸出莫大小製造業者	同 二、二	二〇、〇〇〇	三三	大阪市此花區	福島英次郎
日本輸出莫大小工業組合聯合會	日本全國	輸出莫大小に關する工業組合	同 二、六	九、五〇〇	一〇	同	福島英次郎
泉北第二區織物工業組合	泉北郡下五村、堺市	輸出向綿織物製造業者	同 二、六	三〇、〇〇〇	三	泉北郡東陶器	溝端庄司
西日本帽子工業組合	西日本一體	フェルト帽體	同 三、一	一、〇〇〇	四	大阪市西區	高橋清藏
泉北第四區東部織物工業組合	泉北郡、北池田村	輸出綿織物製造業者	同 三、二	二五、〇〇〇	三	泉北郡池田村	杉本辰藏
泉南郡綿綿布工業組合	泉南郡一圓	綿綿布、人絹綿絲交織布製造業者	同 三、五	五〇、〇〇〇	一〇〇	泉南郡佐野町	山下光一
大阪タオル工業組合	大阪府、兵庫縣、奈良縣	輸出向タオル製造業者	同 三、八	三三、〇〇〇	三三	同	金田常雄
大阪染色工業組合	大阪府、兵庫縣、川邊郡	綿織物の染色人絹整理業者	同 三、九	七九、〇〇〇	四	大阪府、東淀川	市居嘉三郎
大阪厚地織物工業組合	南河内郡、他近村	輸出向厚地織物作業服製造業者	同 四、四	五〇、〇〇〇	三	中河内郡、天美	山田檜太郎
河内第一織物工業組合	同	輸出品として綿織物の製造業者	同 四、五	一五〇、〇〇〇	一九	南河内郡、藤井	山田檜太郎
泉南郡北部綿織物工業組合	泉南郡、山直下村	輸出綿織物製造業者	同 四、五	四、〇〇〇	六	泉南郡、山直町	田中常三郎
泉南郡中央綿織物工業組合	同	綿織物製造業者	同 四、六	一〇〇、〇〇〇	三	同	寺田兵藏
泉南郡葛城輸出綿織物工業組合	同	輸出向綿織物製造業者	同 四、一〇	六〇、〇〇〇	二	同 貝塚町	三宅九郎平
大阪府綿ネル工業組合	大阪府一圓	綿ネル製造業者	同 六、二	三三、〇〇〇	五	岸和田市野田	田村徳太郎

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組名	地區	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
大阪城東織物工業組合	大阪市、東成區、旭區	綿織物、綿ネル製造業者	昭和六、九	三〇,〇〇〇	三	大阪市、旭區	奥村宗五郎
大阪府白木綿工業組合	大阪府	小巾白木綿大尺巾を 除く製造業者	同 六、二	三、七〇〇	一四	泉北郡濱寺町	中井力太郎
大阪府人絹織物工業組合	同	人造絹織物製造業者	同 七、五	三〇,〇〇〇	一〇五	泉南郡西信達	岡田茂光
大阪莫大小編立工業組合	同	莫大小編立加工業者	同 七、一〇	四、一〇〇	三三	市東區京橋	龜井讓太郎
日本タオル工業組合聯合會	日本全國	タオルの製造に關する工業組合	同 七、二	三、五〇〇	八	大阪市東區	池田谷 楠太郎
南河内織物工業組合	南河内郡	綿織物製造業者	同 七、三	二、一〇〇	一四	南河内郡富田	山脇 虎彦
大阪莫大小裁縫工業組合	大阪府	輸出莫大小肌衣裁縫加工業者	同 七、三	一〇〇,〇〇〇	九八	西淀川區海老江	山口 岩吉
日本紡績木管工業組合	大阪府、兵庫縣、廣島縣	紡績及織機用木管製造業者	同 八、三	六、四〇〇	三三	大阪市西區	權田 悅藏
日本帽子工業組合聯合會	日本全國	フェルト帽子に關する聯合會	同 九、三	一〇,〇〇〇	二	西區江戶堀	高橋 清藏
全日本紡績木管工業組合聯合會	同	工業組合聯合會	同 九、七	三〇,〇〇〇	二	西區	權田 悅藏
關西晒綿布工業組合	大阪府、兵庫縣、川邊郡	委託に依る綿織物漂白整理業者	同 九、七	三〇,〇〇〇	二〇	同 東區	飯田 常次郎
大阪府平織通工業組合	大阪府	平織通製造業者	同 九、八	三〇,〇〇〇	三三	堺市中之町東	山野 五郎造
大阪メリヤス帽子工業組合	同	メリヤス帽子製造業者	同 九、九	一〇,〇〇〇	四	大阪市此花區	松居 芳三
大阪府敷布工業組合	同	柘目織、紋織に綿織物用絹製業者	同 九、一〇	三、五〇〇	六〇	岸和田市野田	山岸 松太郎
泉南綿絲染晒工業組合	泉南郡、岸和田市	漂白加工業者	同 九、二	一〇,〇〇〇	六	泉南郡佐野町	大北 庄二
關西別珍ロール天染色工業組合	大阪府、京都府、兵庫縣	別珍ロール天、精練漂白染色業者	同 九、三	三〇,〇〇〇	三	大阪市東淀川	文珠 昇一
大阪府大尺布工業組合	大阪府一圓	大尺布製造業者	同 九、三	三三,〇〇〇	六	岸和田市野田町	野上 辨造
大阪毛絲染色工業組合	大阪府	毛絲及其編立物品の染色業者	同 一〇、二	一五,〇〇〇	六	大阪市東淀川	大野 清次郎
大阪友禪工業組合	大阪府一圓	紙捺染業者	同 一〇、四	一九,五〇〇	三	同 東區	安田 申平

組名	地區	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
泉州南部綿織物工業組合	泉州郡他近村	輸出絹織物製造業者	昭和一〇、五	五、五〇〇	一七	泉州郡田尻村	原 伊八郎
岸和田綿織物工業組合	岸和田市、泉南郡	輸出綿織物製造業者	同 一〇、五	六、三〇〇	三	岸和田市南町	大家 安治郎
大阪軍手軍足工業組合	大阪府一圓	軍手軍足の製造業者	同 一〇、七	一〇,〇〇〇	三	南河内郡山田	松田 李造
大阪ハンカチーフ加工工業組合	同	工場設備を有し委託を受けた裁縫業者	同 一〇、一	一五,〇〇〇	三	大阪市東區	森 捨次郎
關西紡毛工業組合	大阪府、京都府、和歌山縣	紡毛絲製造業者	同 一〇、二	一〇〇,〇〇〇	三〇	泉北郡高石町	徳原 徳次郎
大阪輸出被服工業組合	大阪府一圓	輸出向被服製造業者	同 一一、四	二、七〇〇	一七	大阪市西區	中西 一男
大阪ハンカチーフ製造工業組合	大阪府	ハンカチーフ製造業者	同 一一、七	三、六〇〇	三	同 東區	

組名	地區	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
兵庫縣輸出莫大小工業組合	兵庫縣一圓	輸出莫大小製造業者	昭和二、三	八、五〇〇	六	印南郡米田町	山本 眞藏
播州織第一工業組合	多可郡黒田庄村	綿織物、人絹、毛織物製造業者	同 二、七	七、七〇〇	三	多可郡黒田庄	藤本 順二
播州織工業組合	多可郡	綿織物、毛織物製造業者	同 三、九	一五,〇〇〇	三三	同 西脇町	依藤 松太郎
菅大織工業組合	加東郡一圓	綿織物製造業者	同 三、二	一七,二〇〇	四	加東郡瀧野町	秋田 市太郎
加西郡織物工業組合	加西郡	毛織物の製造業者	同 五、一〇	四、七〇〇	六	加西郡北條町	西村 善右衛門
播州織野間工業組合	多可郡野間谷村	綿織物の染色業者	同 六、七	五、四〇〇	四	多可郡野間谷	寺尾 富太郎
神戸輸出織物染色工業組合	兵庫縣一圓	綿織物の整理業者	同 六、三	五、四〇〇	三	神戸市神戸區	菊地 吉藏
兵庫縣織物工業組合聯合會	兵庫縣	綿織物の製造に關する工業組合	同 七、六	六、〇〇〇	五	多可郡西脇町	依藤 松太郎
中播織物工業組合	姫路市、飾磨郡、他近村	綿織物製造業者	同 七、〇	五、〇〇〇	六	姫路市、北條	淺田 奎次
神戸輸出布帛製品加工工業組合	神戸市一圓	輸出向布帛製品製造業者	同 八、〇	四、〇〇〇	四	神戸市神戸區	今井 忠一
神戸輸出布帛製品製造工業組合	神戸市	輸出向布帛製品製造業者	同 九、三	八、三〇〇	八	同	龜井 臻
神戸輸出織物手捺染工業組合	兵庫縣一圓	輸出絹織物、移出絹織物生地染色業者	同 九、三	二、五〇〇	三	同	淺井 英太郎

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組名	地區	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
兵庫縣輸出布帛製品工業組合聯合會	兵庫縣	輸出向布帛製品製造に關する組合	同 一〇、二	四、〇〇〇	二	同	龜井 臻
日本バンコック帽子工業組合	同	バンコック帽子製造業者	同 一〇、二	五、六〇〇	一三	同 蕨合區	幡中 靜太
播州莫大小染色工業組合	姫路市他五郡	莫大小原絲及莫大小製品染色業者	同 一〇、三	四、六〇〇	二	同 印南郡米田町	長谷川 昇
但馬縮緬工業組合	出石郡、城崎郡、養父郡	内地向縮緬物	同 一〇、三	一五、四〇〇	五	同 出石郡資田村	今井 甚兵衛
神戸内地向被服製造工業組合	神戸市	内地向白布帛製造を業とする者	同 一〇、三	二〇、〇〇〇	一四	同 兵庫區水木町	畑 秀 作
奈良縣							
大和綿織物工業組合	奈良縣一圓	綿織物製色精練、漂白、染色業者	昭和 三、八	三、四、〇〇〇	三〇	同 北葛城郡高田	藤岡 敬治郎
奈良縣靴下工業組合	同	靴下製造業者	同 六、一	一三、五〇〇	三五	同 生駒郡郡山町	森谷 清春
奈良縣輸出莫大小工業組合	同	輸出莫大小生産製造業者	同 六、一	一六、〇〇〇	四	同	戸田 米次郎
奈良縣莫大小編立工業組合	磯城郡、高市郡	莫大小編立加工業者	同 九、六	一三、六〇〇	八	同 高市郡八木町	三浦 猪太郎
奈良縣蚊帳工業組合	奈良縣一圓	蚊帳の製造及内地向蚊帳製造業者	同 九、六	一〇、五〇〇	二四	同 奈良市高畑町	中尾 直次郎
和歌山縣							
和歌山織物工業組合	和歌山市、海草郡	織物製造業者	昭和 四、八	一七、一〇〇	二七	同 和歌山市七番	玉置 吉之丞
和歌山染色工業組合	和歌山市、海南市	捺染機械、浸投機械設備上記業者	同 四、二	一〇〇、〇〇〇	三	同	高垣 良三郎
和歌山起毛工業組合	和歌山縣一圓	起毛加工を營む業者	同 八、五	六、〇〇〇	八	同	高垣 房 楠
紀州織物工業組合	伊都郡、那賀郡、海草郡	シル生地、ポア生地製造業者	同 八、九	一七、〇〇〇	一六	同 伊都郡高野口	牲川 寛太郎
和歌山絲染工業組合	和歌山市、海草郡	織物用絲漂白加工業者	同 八、三	一〇、〇〇〇	三	同 和歌山市七番	大谷 幹之助
和歌山綿ネル工業組合	同	綿ネル製造業者	同 九、二	一七、一〇〇	四	同	玉置 吉之丞
和歌山晒白工業組合	同	綿ネル生地晒白加工業者	同 九、一〇	一〇、〇〇〇	四	同 和歌山市本町	土橋 修 三

和歌山日出帽子工業組合	和歌山縣	莫大小帽子日出帽製造業者	昭和 九、二	一〇、四〇〇	五	同 那賀郡粉河町	神野 實太郎
和歌山莫大小生地工業組合	和歌山縣	莫大小生地製造業者	同 一〇、三	三三、三〇〇	一〇三	同 和歌山市西汀	九鬼 秀太郎
日本再織製品工業組合	和歌山縣	再織を製織する者	同 一三、六	三五、〇〇〇	三〇	同 伊都郡高野口町	牲川 實太郎
岡山縣							
岡山縣織物工業組合	岡山縣	綿織物製造業者	昭和 四、六	二〇〇、〇〇〇	九五	同 岡山市北方	姫井 三龜男
岡山縣足袋工業組合	同	足袋製造業者	同 八、三	四三、七〇〇	二七	同 都窪郡中州村	三宅 保 正
岡山縣中備織物工業組合	後月郡	綿織物製造業者	同 九、六	一六、五〇〇	五	同 後月郡高屋町	大塚 佐 一
廣島縣							
廣島縣織物工業組合	深安郡、福山市	廣島縣織物の製織及其の染色業者	昭和 六、一〇	五〇、四〇〇	六	同 深安郡神邊町	峰松 眞三郎
廣島縣莫大小工業組合	廣島縣	莫大小製品製造業者	同 七、三	一六、〇〇〇	三	同 廣島市西觀音	藤 原 悟
廣島縣染色晒工業組合	廣島市、佐伯郡、安佐郡	綿布無地染、手拭染綿布晒業者	同 八、八	七、〇〇〇	七	同 市西本町	牛 尾 孟
備後織物第一工業組合	蘆品郡	小巾織物製造業者	同 九、三	一〇、〇〇〇	三	同 蘆品郡府中町	瀬尾 國太郎
備後織物工業組合	福山市、深安郡	小巾綿織物、小巾人絹織物染色業者	同 九、三	一〇、〇〇〇	四	同 深安郡神邊町	坂本 政 七
廣島縣製綿工業組合	廣島市、吳市、安佐郡	製綿業者	同 九、六	一〇、九〇〇	五	同 廣島市東蟹屋	藤野 七 藏
備南織物工業組合	沼隈郡、御調郡	小巾綿織物、小巾人絹製造業者	同 九、三	三三、五〇〇	六	同 沼隈郡永吞村	田 守 豊 八
備後耕工業組合	福山市、深安郡、沼隈郡	紺織製業者	同 九、六	二〇、〇〇〇	一一	同 蘆品郡新市町	橋高 峰右衛門
廣島縣織物工業組合聯合會	廣島縣	廣島縣織物、人絹製造に關する組合	同 九、一〇	一、五〇〇	三	同 福山市三ノ丸町	坂本 政 七
山口縣							
山口縣織物工業組合	山口縣	麻、絹、人絹、綿織物、交織製造業者	昭和 八、五	二七、六〇〇	四	同 玖珂郡、柳井町	福田 清 一

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組合名	所在地	組合員資格	設立年月	投資總額	組合員數	事務所所在地	代表者氏名
阿波織物工業組合	徳島市、名東郡、板野郡	綿織物、人絹絲織製造業者	昭和五、三	五、三五〇	四七	名東郡加茂名	長尾傳藏
阿波靴下工業組合	板野郡	靴下の製造を業とする者	同三、三	四、〇〇〇	七	板野郡撫養町	高島嘉寛
香川縣織物工業組合	香川縣一圓	綿織物製造業者	昭和九、一〇	六、〇〇〇	一〇	高松市栗林町	佐野新平
八幡濱織物工業組合	八幡濱市、西宇和郡	綿織物製造業者	昭和三、八	一〇、〇〇〇	三	八幡濱市	酒井六十郎
今治織物工業組合	愛媛縣、香川縣、徳島縣	綿織物、製造を業とする者	同五、八	一三、〇〇〇	一四	今治市神ノ木	村上義太郎
伊豫耕工業組合	松山市	耕織物製造業者	同十、三	二〇、〇〇〇	一六	松山市紙屋町	神山充穂
高知縣人絹織物工業組合	高知縣一圓	人造絹織物製造業者	昭和一〇、五	七、三〇〇	二	香美郡、夜須村	長崎繁彦
北九州輸出莫大小工業組合	小倉市、戸畑市、若松市	輸出向綿織物製造業者	昭和五、八	三、〇〇〇	三	八幡市西尾倉	安部讓作
久留米織物工業組合	久留米市、三井郡	廣巾織物、久留米綿無地織製造業者	同八、七	四〇、〇〇〇	六	久留米市津福	國武金太郎
久留米耕第一工業組合	八女郡一圓	久留米耕製造業者	同八、二	一五、一〇〇	二七	八女郡中瀬川	山下喜次郎
第二工業組合	三瀨郡	同右	同八、三	一四、五〇〇	一六	三瀨郡大塚村	吉武千太郎
第三工業組合	久留米市	同右	同八、三	一五、〇〇〇	四	久留米市莊島町	國武金太郎
第四工業組合	八女郡	同右	同八、三	九、五〇〇	六	八女郡水田村	重富初太郎
久留米タオル工業組合	久留米市、三井郡	タオル製造業者	同九、三	一〇、〇〇〇	二〇	久留米市野市	牛島猪之助
久留米耕工業組合	久留米市三井郡	久留米耕の製造を業とする聯合會	同九、六	一〇、〇〇〇	四	久留米市兩替	國武金太郎

筑後傘工業組合聯合會 筑後一圓

傘の製造に關する工業組合 同三、五 五〇〇 五 久留米市通東町

植田清三郎

長崎縣

長崎洋服工業組合 長崎市
鳥原絹織物工業組合 南高來郡一圓

洋服製造業者
絹織物製造業者

昭和八、二 七、六〇〇
同十、三 七、〇〇〇

長崎市東濱町
南高來郡鳥原

川島關雄
北村繁夫

大分縣

大分タオル工業組合 大分縣一圓

綿タオル製造業者

昭和一〇、三 三、一〇〇

大分市大分

佐藤倉八

鹿兒島縣

鹿兒島縣織物工業組合 鹿兒島縣一圓
本場大島紬絹織物工業組合 大島郡

絹織物の製造を業とする者
絹織物の製造を業とする者

昭和二、二 一四、〇〇〇
同三、一 二四、一〇〇

鹿兒島市新屋
大島郡名瀬町

鎌田政邦
永野孫七

沖繩縣

沖繩縣宮古織物工業組合 宮古郡

麻織物製造業者

昭和二、三 三、四〇〇

宮古郡、平良郡

全國織物及關係商業組合一覽

(昭和十二年三月末現在—商工省商務局調)

組合名	所在地	業種	組合員數	總額	拂込額	事務所所在地	代表者(理事長)
小樽織物小賣商業組合	昭和一、二 小樽市	織物小賣	二七	一、四三三	一、〇三三	小樽市永井町一の一	中島長治
函館洋服商業組合	同九、九 函館市	洋服販賣	七	八、九〇〇	二、三三五	函館市東川町八一	龜川文麿
青森洋服商業組合	昭和一、二 青森市	洋服販賣	四七	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	青森市柳町二五	戸川善太郎
弘前洋服商業組合	同二、二 弘前市	洋服裁縫販賣	四三	六、九〇〇	二、四四五	弘前市瓦ヶ町一	行方清
青森吳服商業組合	同二、一 青森市	吳服小賣業	四七	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	青森市大字柳町	戸川善太郎

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額 總額 拂込	事務所所在地	代表者 (理事長)
宮城	同	二・二 南津輕郡黒石町	洋服販賣業	一〇	四、三〇〇 一、〇〇〇	南津輕郡黒石町	岩崎 岩吉
津谷	同	六・二 本吉郡御嶽村津谷	洋品雜貨商	一六	四、〇〇〇 四、〇〇〇	本吉郡御嶽村津谷	大槻 康
仙臺	同	七・七 仙臺市	洋品小賣商	一四	六、〇〇〇 一、五〇〇	仙臺市東一番町	奈良 龍三
氣仙沼	同	九・八 本吉郡氣仙沼町	洋物雜貨小賣商	一四	四、〇〇〇 三、三〇〇	本吉郡氣仙沼町	武川 惣三郎
宮城縣中等學校制服商會	同	二・二 宮城縣	公私立中學服帽商	五〇	二〇、〇〇〇 五、〇〇〇	仙臺市大町四丁目	米 喜七
秋田	同	昭和二・三 秋田市 外二郡	調製及既製服販賣	五	四、四〇〇 二、三九一	秋田市茶町扇ノ丁	大船 彦七
福島	同	昭和二・二 西白河郡白河町	洋服小賣業	三	四、一〇〇 一、四三三	西白河郡白河町	大寺 善輔
茨城	同	昭和二・三 新治郡土浦町	注文洋服販賣業	四	四、五〇〇 一、二〇〇	新治郡土浦町	萩谷 徳一
栃木	同	昭和二・六 宇都宮市	洋物雜貨小賣業	一九	四、六〇〇 三、〇七	宇都宮商工會議所内	石川 竹次郎
足利	同	九・二 栃木縣	織物買繼業	二〇	九、五〇〇 四、七〇〇	足利市通二丁目	山口 甚四郎
足利	同	二・四 足利市 外二郡	足利錦紗卸賣業	一五	四、五〇〇 二、二七〇	同	鈴木 徳太郎
群馬	同	昭和二・二 桐生市及近村	輸移出織物販賣業	四六	六、〇〇〇 一、七九〇	桐生市永樂町二丁目	寺内 道次
伊勢	同	一〇・三 前橋伊勢崎近村	内地織物買繼商	一〇	五、〇〇〇 一、五〇〇	佐波郡伊勢崎町	森村 堯太
館林	同	一〇・三 邑樂郡	織物買繼商	八	三、〇〇〇 六、三〇〇	邑樂郡館林町	書上文左衛門
桐生	同	二・四 桐生市、外二郡	内地織物買繼業	三〇	五、〇〇〇 一、三〇〇	桐生市本町二丁目	書上文左衛門

埼玉縣西部洋服商會	昭和二・〇	兒玉郡 大里郡	洋服販賣業	二〇	四、六〇〇 二、〇〇〇	兒玉郡本庄町	森田 徳右衛門
秩父織物商會	同	一〇・二 秩父郡	織物の問屋又小賣業	四三	八、二五〇 二、三二	秩父郡秩父町	柿原 萬藏

組名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額 總額 拂込	事務所所在地	代表者 (理事長)
東京	同	昭和二・三 千葉市	洋服の調製販賣業	三六	四、〇〇〇 一、〇〇〇	千葉市市場町	萩原 豊二
東京	同	昭和二・四 東京市	羅紗卸業	三四	三、〇〇〇 三、二〇〇	東京市神田區岩本町二丁目	武治
日本百貨店	同	八・八 内地一圓	百貨店營業	二六	三、〇〇〇 一、五七〇	日本橋通二大同ビル	藤田 國之助
東京ウエスト	同	八・九 荒川區	屑物販賣業	三四	四、六〇〇 四、五〇〇	荒川區三河島町三	岡本 正太郎
東京羅紗卸問屋	同	九・二 東京市	羅紗切賣問屋業	一八	三、五〇〇 三、二〇〇	神田區岩本町二	土井 清次郎
東京日本橋洋服商會	同	九・三 日本橋區	洋服類裁縫販賣業	三〇	一〇、〇〇〇 二、七六五	日本橋區江戸橋二	清水 三十郎
東京芝南部洋服商會	同	九・七 芝區	洋服裁縫販賣業	五	六、五〇〇 六、五〇〇	芝區三田四國町	星野 直一
東京婦人子供服卸商會	同	九・二 東京市	婦人子供服卸賣業	四	八、〇〇〇 一、九六	神田區岩本町二	伊東 兵次郎
東京タオル卸商會	同	二・九 東京市	タオル製品卸賣業	三四	九、七〇〇 三、四七	日本橋區兩國三四	須藤 角藏
村山織物買繼商會	同	二・一 北、西多摩郡	村山織物買繼業	一四	五、三〇〇 一、三三七	北多摩郡村山村	平沼 伊兵衛
神奈川	同	昭和二・九 横濱市	洋品の卸賣又小賣業	六	一、三〇〇 一、三〇〇	中區港町二丁目	徳永 彌太郎
保証責任横濱洋品商會	同	二・五 横濱市	洋服販賣業	二六	三、七〇〇 五、九七	同區吉田町(上保方)	上保 慶三郎
横濱洋服商會	同	二・八 横濱市	輸出絹人絹卸賣業	五	二六、〇〇〇 七、〇〇〇	同區日本大通	龜井 信次郎
横濱輸出絹人絹卸商會	同	二・八 横須賀市	既製洋服小賣	三〇	五、〇〇〇 一、一五〇	横須賀市深田町	今關 惣三郎
新潟	同	昭和二・八 越後織物商會	織物買繼業	二	一〇、七〇〇 二、六七五	南蒲原郡見附町	淺野 記平
富山	同	昭和二・三 富山市一圓	地下足袋卸賣業	五	一〇、〇〇〇 五、〇〇〇	富山市新川原町	荒木 金藏

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

組名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額	事務所所在地	代表者
金澤輸出絹人絹織物商業組合	昭和〇・六	金澤市	輸出絹織物卸賣業	三〇	九三,〇〇〇	金澤市殿町六五	安井 晉吉
福井輸出絹織物商業組合	昭和九・三	福井市	輸出羽二重卸賣業	八二	五,四三〇	福井市佐住枝上町	高田 安
福井縣內地向絹織物商業組合	同 九・五	福井縣	內地向絹織物卸賣業	六	三〇,〇〇〇	同	松島 長松
福井縣輸出人絹織物商業組合	同 九・〇	福井市	輸出人絹卸賣業	一〇〇	一六,五〇〇	同	河合 信三郎
山梨縣							
甲府洋服商業組合	昭和一〇・七	甲府市 外近郡	洋服販賣業	七	五,三〇〇	甲府商工會議所內	奥村 恒吉
商業組合甲府織物卸商聯盟	同 二・七	甲府市	各種織物卸賣業	一九	一〇,〇〇〇	同	山田 新太郎
長野洋服商業組合	昭和一〇・八	長野市	洋服商	三〇	五,〇〇〇	長野市南縣町	柄澤 美和太
岐阜洋服商業組合	昭和八・六	岐阜市 稻葉郡	洋服販賣業	一七	三,六〇〇	岐阜市銀町	岡田 半治郎
岐阜古衣服商業組合	同 八・三	同	古衣服小賣商	一〇	一,七〇〇	同 市神室町二	長繩 濱太郎
靜岡織物商業組合	昭和七・三	濱松市 濱名郡	遠州小巾織物卸商	六七	三〇,〇〇〇	濱松市板屋町	平野 眞一
靜岡洋服商業組合	同 二・九	靜岡市	洋服販賣業	六	五,一〇〇	靜岡市吳服町	辻 雄次郎
愛知縣							
鳴海絞商業組合	昭和八・三	愛知郡	絞販賣業	三	一四,六〇〇	愛知郡鳴海町	杉浦 和治郎
一宮織物商業組合	同 八・六	一宮市	織物仲繼業	九	五,五〇〇	一宮市千歲通	小島 市九郎
名古屋羅紗卸商業組合	同 九・三	名古屋市	毛織物卸賣業	六	六,一〇〇	名古屋市東區鶴重町	橋田 欽
愛知縣中等學校制服商業組合	同 九・三	愛知縣	公私中學制服卸賣業	六	二九,九〇〇	同 同區小市場	水野 益一
愛知縣中等學校制帽軍帽商業組合	同 九・三	名古屋市 豊橋市	中學制帽軍帽販賣	三	八,三〇〇	中區御器所	飯田 滿祐

組名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額	事務所所在地	代表者
名古屋洋服商業組合	昭和九・四	名古屋市	洋服販賣業	三三	四六,〇〇〇	豊橋市新川町	中村 廣吉
名古屋被服卸商業組合	同 一〇・六	同	被服卸賣業	三	四,五〇〇	名古屋市西區本重町	内田 善助
名古屋莫大小卸商業組合	同 一〇・八	同	莫大小卸賣業	八	一八,〇〇〇	中區住吉町	井村 與三郎
引本雜貨小賣商業組合	昭和八・三	北牟婁郡 引本町	吳服雜貨小賣業	九	五,〇〇〇	北牟婁郡引本町	濱田 民平
伊勢染型紙商業組合	同 九・九	津市、河藝郡	染型紙業	六	八,八〇〇	河藝郡白子町	山中 吉太郎
滋賀縣							
大津洋服商業組合	昭和八・三	大津市	洋服販賣業	三	三,七〇〇	大津市上百石町	田中 卯三郎
京都府							
京都洋服商業組合	昭和八・〇	京都市	洋服販賣業	一五	一四,六〇〇	中京區幸町通丸太町	久保 國之助
京都羅紗卸商業組合	同 九・七	同	羅紗毛織物卸業	三	一〇,〇〇〇	同 富小路六角南	北村 五市
京都關東織物卸商業組合	同 九・〇	同	關東織物卸賣業	三	三〇,〇〇〇	同 烏丸錦藥師下	大橋 常次郎
京都京染商業組合	同 一〇・〇	同	京染請負業	一五	一六,〇〇〇	同 西堀川三條上	中辻 富之助
京都製綿蒲團蚊帳商業組合	同 一〇・二	同	製綿蒲團蚊帳小賣	一六	一五,一〇〇	下京區東洞院通五條	西川 元吉
大阪府							
大阪中等學校制服商業組合	昭和八・二	大阪府	公私中學制服小賣	四	一〇,七五〇	住吉區天王寺町二	岡部 繁三郎
大阪諸布出切卸賣商業組合	同 八・四	同	諸布出切卸賣業	八	四〇,六〇〇	南區問屋町八	森 宏
大阪羅紗卸商業組合	同 八・六	同	羅紗毛織物卸賣業	八	一〇,六〇〇	東區淡路町四丁目	梅村 衛平
大阪ミシン機械商業組合	同 八・二	大阪市	ミシン機小賣業	一三	一三,八〇〇	北區會根崎上四丁目	中島 寅藏
大阪羅紗製品卸商業組合	同 九・五	同	羅紗製品卸賣業	八	一〇,〇〇〇	東區府立產業會館內	中谷 虎司
日本對米輸出敷物商業組合	同 一〇・二	大阪府	對米輸出敷物業	六	六,一〇〇〇	堺市中町東二丁目	山野 五郎造
大阪ネクタイ卸商業組合	同 一〇・四	大阪府	ネクタイ卸賣業	三	一〇,七〇〇	東區北久寶寺町二	南 良造
大阪タオル卸商業組合	同 一〇・四	大阪府	タオル製品卸賣業	六	三,〇〇〇	同區備後町三丁目	吉崎 紳之助
全日本羅紗商業組合聯合會	同 一〇・二	内地一圓	羅紗販賣業	四	五,〇〇〇	同淡路町三丁目	梅村 衛平

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

八八八

組名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額	拂込	事務所所在地	代表者
大阪絹綿布服裝雜貨卸商業組合	昭和二・九	大阪市	服裝雜貨卸賣業	七九	七、九〇〇	一、九七五	大阪府立產業會館內	中谷 虎司
大阪市幌蚊帳食物卸商業組合	同二・九	同	幌蚊帳食物卸賣業	二	五、五〇〇	一、三三五	東成區片江町	柴林 宗太郎
大阪府敷物卸商業組合	同二・三	大阪府	平織敷物卸賣業	二六	二、九六〇〇	七、四〇〇	東區本町三丁目	吉田 鹿之助
神戸洋服商業組合	昭和九・一	神戸市	洋服販賣業	一五	八、一六〇	三、八二五	湊東區相生町二丁目	丸山 又七
神戸輸出友禪商業組合	同二〇・六	同	輸出向友禪仲介業	四三	三、〇〇〇	五、三〇〇	神戸區海岸通一	武藏 篤太郎
神戸輸出絹人絹商業組合	同二〇・三	同	輸出向絹織物卸	一〇九	八四、五〇〇	三、二二五	同 東町一一六	龜井 臻
姫路洋服商業組合	同二〇・三	姫路市	注文既製洋服卸	五四	五、二四〇	一、三三〇	姫路市元鹽町六八	英賀 兵次郎
神戸衣服再整修商業組合	同二・五	神戸市	洗張染物業	三三	五、四四〇	一、三六〇	葦合區熊内橋通五	武井 九吉
日本輸出絹人絹商業聯合會	同二・八	內地一圓	輸出向絹織物卸	五	八、〇〇〇	二、〇〇〇	神戸區東町一一六	龜井 信次郎
京神輸出絹人絹出切商業組合	同二・二	神戸市京都市	輸出向絹人絹卸	三四	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	同 區三宮町一丁目	秋山 周吉
和歌山洋服商業組合	昭和九・九	和歌山市	洋服販賣業	八	五、〇〇〇	三、〇六五	和歌山市三木町	服部 良親
松江洋服商業組合	昭和九・二	松江市	洋服販賣業	三	三、〇〇〇	一、〇〇七	松江市堅町一〇二	古藤 熊太郎
安來吳服雜貨商業組合	同二〇・九	能義郡安來町	吳服雜貨卸賣業	一五	五、〇〇〇	二、九五〇	能義郡安來町	桑原 眞吾
安來制服制帽商業組合	同二・九	同	公私各學校制服卸	五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	同	鎌田 傳三郎
岡山中等學校制服商業組合	昭和〇・二	岡山市	中等學校制服卸	三	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	岡山市內山下町	逢澤 一夫
廣島中等學校制服制帽商業組合	昭和八・三	廣島縣	中等學校制服製帽商	全	五〇、〇〇〇	一三、七五〇	廣島市大手町	井上 政夫
廣島織物雜貨卸商業組合	同八・二	廣島市	洗織綿布卸賣業	三	二、七五〇	三、〇九五	同	立石 吾一

尾道洋服商業組合	同九・二	尾道市	調製既製洋服商	三	三、三〇〇	一、〇六〇	尾道商工會議所內	秋元 鯉太郎
山口洋服商業組合	昭和〇・七	山口市	洋服販賣業	六	五、三〇〇	一、七五〇	山口市新町	中座 平一
宇部洋服商業組合	同二・六	宇部市	洋服販賣業	三	四、〇〇〇	一、一六〇	宇部市松ヶ枝町	森山 益男
協町雜貨商業組合	昭和二・二	美馬郡協町	和洋品雜貨卸賣	四	五、一〇〇	一、三九五	美馬郡協町	三間 治吉
坂出吳服太物小賣商業組合	昭和八・二	綾歌郡坂出町	吳服太物小賣業	九	四、五〇〇	一、二二五	綾歌郡坂出町	野田 博次
保證責任高松洋服商業組合	同九・三	高松市	洋服小賣業	六	三、六〇〇	三、〇〇〇	高松市南新町	小倉 和一
愛媛縣中豫洋服商業組合	同三・三	松山市	洋服販賣業	六	五、〇〇〇	一、二六〇	松山市三番町	在間 清吉
高知洋服商業組合	昭和九・二	高知市	洋服販賣業	六	四、五〇〇	一、二〇〇	高知市本町	武藤 三男也
戶畑洋服商業組合	昭和八・二	戶畑市	洋服販賣業	七	六、四〇〇	一、六二五	戶畑市大字戶畑	赤木 泰司
久留米紉商業組合	同九・二	久留米市	久留米紉織卸賣	三	二五、〇〇〇	六、六〇〇	久留米市兩替町	大内田 太助
久留米洋服商業組合	同九・三	同	洋服裁縫販賣業	三	六、四〇〇	三、一六六	久留米市莊島町	石原 正治
八幡洋服商業組合	同九・四	八幡市	洋服裁縫販賣業	三	七、〇〇〇	三、五〇一	八幡市福島町	松鶴 弘之
八幡洋服商業組合	同九・二	八幡市	洋服裁縫販賣業	六	九、一四〇	二、二六六	八幡市西濱町	野口 正徳
福岡洋服商業組合	同九・二	福岡市	洋服裁縫販賣業	六	一〇、〇〇〇	五、九三四	福岡市上名島町	渡邊 潜藏
小倉洋服商業組合	同九・三	小倉市	洋服販賣業	四	五、〇〇〇	一、二五〇	小倉市原町	中道 政好
大牟田洋服商業組合	同二・二	大牟田市	洋服販賣業	九	六、〇〇〇	一、九五〇	大牟田市本町三	境 良雄
佐世保吳服商業組合	昭和二・一	佐世保市	吳服卸賣	七	七、四〇〇	四、四六四	佐世保市本島七〇	高木 龜太郎

紡績關係組合一覽

八八九

紡績關係組合一覽

組合名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額	事務所所在地	代表者
別府吳服小賣商業組合	昭和八・七	別府市	吳服太物小賣業	九	一〇,〇〇〇	別府市大字別府	西原 佐太郎
別府絞商業組合	同 八・七	同	絞タオル小賣業	一六	一〇,〇〇〇	別府市流川通三丁目	朝久野起志夫

全國織物及關係輸出組合一覽

(昭和十二年七月現在一輸出組合中央會調)

組合名	設立年月	地區	業種	組合員數	出資額	事務所所在地	代表者氏名
對露輸出組合	大正二五・八	內地一圓		三七	一三,〇〇〇	東京市麴町區內幸町 日露協會內	倉知 鐵吉
對佛瑞白輸出組合	昭和二・五	同		二七	三三,〇〇〇	東京市京橋區銀座六尾張町ビル內	伴野 文三郎
東京東亞輸出組合	同 八・三	東京府一圓		三〇	三〇,〇〇〇	東京市芝區田村町四東京市產業局內	星野 錫
東京織物輸出組合	同 九・八	北海道、東北、關東、長野縣、新潟		三〇	七,〇〇〇	東京市日本橋區小舟町一	神戶 俊次郎
東京雜貨對印輸出組合	同 九・九	東京府一圓		三〇	三三,〇〇〇	東京市麴町區九ノ内、府東京商工內	松本 鐵治郎
日本東亞輸出組合聯合會	同 九・三	內地一圓		二	九,〇〇〇	商工省內事務取扱所大阪商工會議所	星野 錫
京濱南洋雜貨輸出組合	同 一〇・三	東京府、及神奈川縣一圓		六	三,〇〇〇	東京市麴町區九ノ内、府東京商工內	山崎 龜吉
東京雜貨中南米輸出組合	同 一〇・五	北海道、東京府、千葉、埼玉、茨城		一六	六,〇〇〇	日本橋區通三丁目日本橋ビル內	淺間 龍藏
日本雜貨中南米輸出組合聯合會	同 一〇・七	內地一圓		五	五,〇〇〇	商工省內	加藤 源次
東京雜貨近東アフリカ輸出組合	同 一〇・三	東京府一圓		四	四,〇〇〇	東京市麴町區九ノ内府東京商工館內	野呂 彦太郎
神奈川縣人絹輸出組合	昭和六・三	神奈川縣、靜岡縣、及山梨縣		八	八,八〇〇	橫濱市中區日本大通市商工獎勵館內	上甲 信弘
神奈川縣東亞輸出組合	同 七・三	神奈川縣一圓		七	一〇,三〇〇	橫濱市中區日本大通	上甲 信弘
日本絹紬對米輸出組合	同 九・八	內地一圓		五	五,〇〇〇	同 日本大通市商工獎勵館內	上甲 信弘

橫濱綿布綿製品輸出組合	昭和九・八	神奈川縣一圓	橫濱市中區太田町一ノ五	奧澤 許四郎
東部日本南米輸出組合	同 九・八	愛知縣、岐阜、石川縣、以東ノ内	同 日本大通市商工獎勵館內	加藤 平次郎
橫濱雜貨中南米輸出組合	同 一〇・五	神奈川縣、靜岡縣、及山梨縣	同 右	加藤 平次郎
橫濱麻真田輸出組合	同 一〇・七	北海道、東北、關東、新潟、富山縣	中區櫻木町	野崎 末男
橫濱雜貨アフリカ近東輸出組合	同 一〇・三	神奈川縣一圓	同 橫濱輸出麻真田組合內	中村 楠太郎
靜岡縣東西輸出組合	昭和二・三	靜岡縣一圓	清水市、辻旭町、清水商工會議所內	鈴木 與平
愛知縣中南米輸出組合	昭和四・四	名古屋一圓	名古屋市中區撞木町三	井元 爲三郎
名古屋織物輸出組合	同 六・三	愛知縣一圓	同 宮町一	三輪 常次郎
愛知縣東亞輸出組合	同 九・三	同	中區廣小路町	加藤 勝太郎
名古屋近東アフリカ輸出組合	同 一〇・三	同	同 東區榎木町	井元 爲三郎
中部日本南洋雜貨輸出組合	同 一〇・七	愛知、岐阜、三重、靜岡各縣		
岐阜縣滿支輸出組合	昭和〇・二	岐阜縣一圓	岐阜市、神田町岐阜縣物產內	勅使河原佐太郎
新潟縣東亞輸出組合	昭和九・〇	新潟縣一圓	新潟縣商工水產課內	白勢 量作
富山縣東亞輸出組合	昭和八・八	富山縣一圓	富山縣商工水產課內	碓井 榮太郎
福井縣絹人絹絲布輸出組合	昭和九・九	福井縣一圓	福井市佐佳枝町福井縣織物組合內	高田 安
京都對米輸出組合	昭和二・三	京都府一圓	京都市上京區夷川上ル京都商工會內	坂田 文助
京都織物輸出組合	同 九・四	同	中京區烏丸通蛸藥師下ル	渡邊 嘉平

紡績關係組合一覽

紡績關係組合一覽

大阪府

組合名	設立年月	地	區	組合員數	總出資額	事務所所在地	代表者氏名
日本毛布敷布輸出組合	大正二五・八	内地一圓		〇	〇	大阪市北區堂島濱通大阪商工會議所	霜野 富良
大阪阿弗利加輸出組合	同	大阪市一圓		〇	〇	東區高麗橋四第一銀行ビル内	安住 伊三郎
日本綿三綾輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	豐島 久七
日本比律賓メリヤス輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	淺利 弘次郎
大阪織物輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	濱口 俊介
大阪中南米輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	豐島 久七
日本絹人絹絲布輸出組合聯合會	同	内地一圓		〇	〇	同	濱口 俊介
大阪東亞輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	森平 兵衛
近畿阿弗利加近東輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	土田 忠治
日本綿絲布印度輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本綿絲布南洋輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本綿絲布亞米利加輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本綿絲布歐阿近東輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
大阪印度雜貨輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本毛織物輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本綿絲布東亞輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本中南米輸出組合聯合會	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
大阪蘭印雜貨輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
大阪帽子輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助
日本毛絲輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	伊藤 竹之助

日本綿絲布輸出組合聯合會

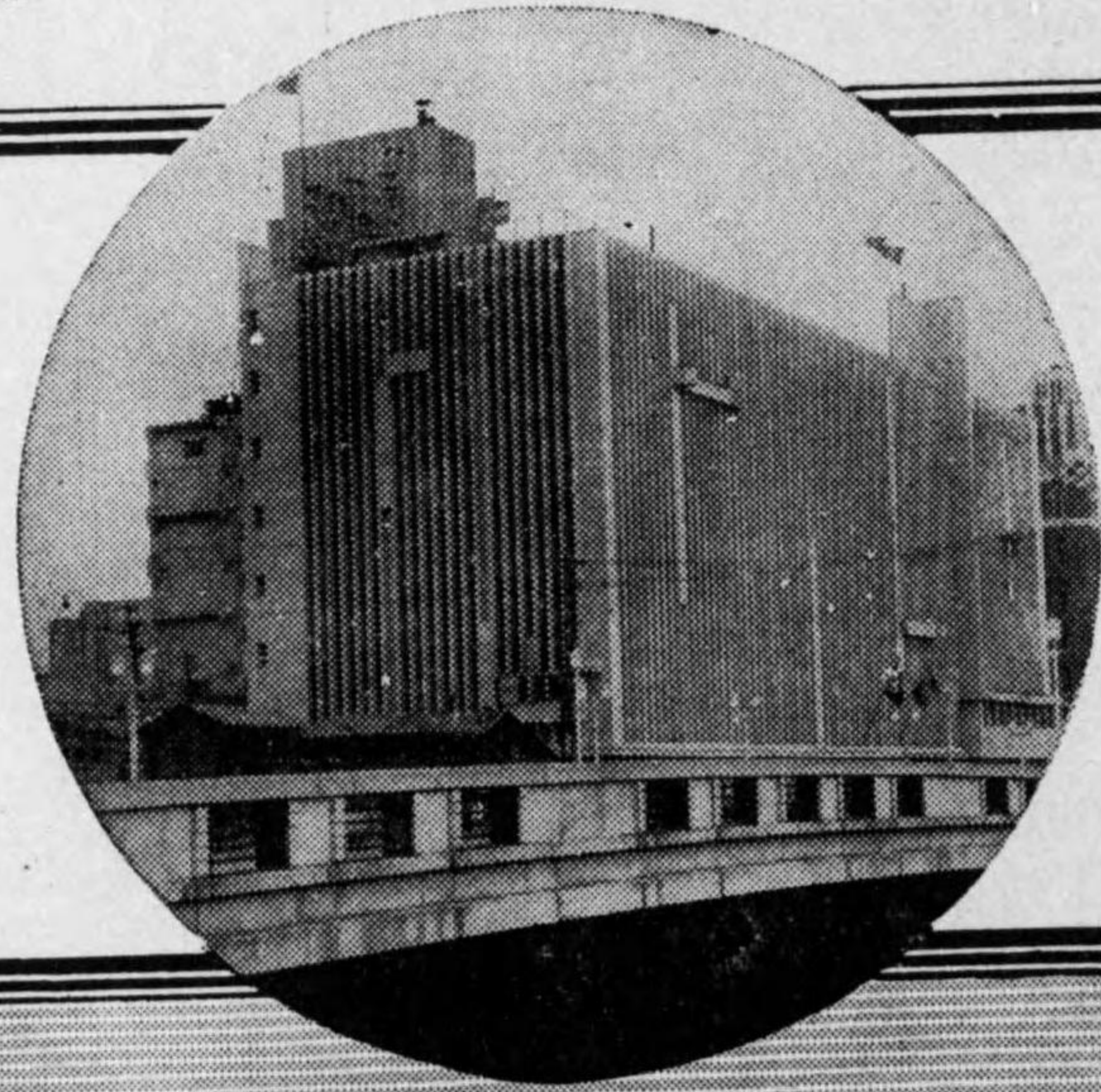
組合名	設立年月	地	區	組合員數	總出資額	事務所所在地	代表者氏名
神戶絹人絹輸出組合	昭和六・三	兵庫縣、岡山縣、鳥取縣、廣島縣		二四八	二四八,〇〇〇	神戸市神戸區東町一六	藤井 松四郎
日本綿屑物輸出組合	同	内地一圓(但し東京神奈川除)		三六	三六,〇〇〇	葦合區磯上通三	佐々木種三郎
神戶綿布綿製品輸出組合	同	神戸市一圓		一八四	一八四,〇〇〇	神戸區京町町と神戸貿易會館内	加藤 源次
日本英大小輸出組合	同	内地一圓		四五	四五,〇〇〇	同	柳原 恒彦
日本對米敷物輸出組合	同	同		四一九	四一九,〇〇〇	葦合區御幸通七	丹下 良太郎
兵庫縣東亞輸出組合	同	兵庫縣一圓		一七、六〇〇	一七、六〇〇	神戸區海岸通神戸商工會議所	黒瀬 弘志
神戶麻真田輸出組合	同	靜岡、愛知、岐阜、石川以西内地		九	九,〇〇〇	葦合區磯邊通神戸ビル四階	中亥 歳男
西部日本南米輸出組合	同	福井、滋賀、三重以西ノ内地		一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	神戸區東町一六	藤井 松四郎
神戶帽子輸出組合	同	神戸一圓		六	六,〇〇〇	葦合區八幡通五ノ六	中亥 歳男
日本タオル輸出組合	同	内地一圓		三六	三六,〇〇〇	神戸區京町町と神戸貿易會館内	天野 吉次
神戶雜貨中南米輸出組合	同	兵庫、鳥取、島根、岡山、廣島、山口		二四〇	二四〇,〇〇〇	同	加藤 源次
神戶蘭印雜貨輸出組合	同	兵庫縣一圓		三〇	三〇,〇〇〇	同	柳原 恒彦
日本敷物輸出組合	同	内地一圓		七、〇〇〇	七、〇〇〇	葦合區御幸町七	丹下 良太郎
神戶雜貨阿弗利加近東輸出組合	同	兵庫縣一圓		一七、〇〇〇	一七、〇〇〇	神戸區東町神戸貿易會館内	田村 顯三
日本綿絲布大洋洲輸出組合	同	内地一圓		〇	〇	同	林莊太郎
德島縣東亞輸出組合	昭和六・七	德島縣一圓		一	一,〇〇〇	德島市德島町會所町	長尾 好明

紡績關係組合一覽



皆様の生活を美化する

そごうの優良百貨



★ 大阪 **そごう** 心齋橋 ★



株式
會社

愛知銀行

名古屋市西區御幸本町通八丁目

頭取 渡邊義郎



株式
會社

名古屋銀行

名古屋市中區榮町一丁目

頭取 井倉和雄

名古屋市西區南伊勢町一丁目

名古屋株式取引所

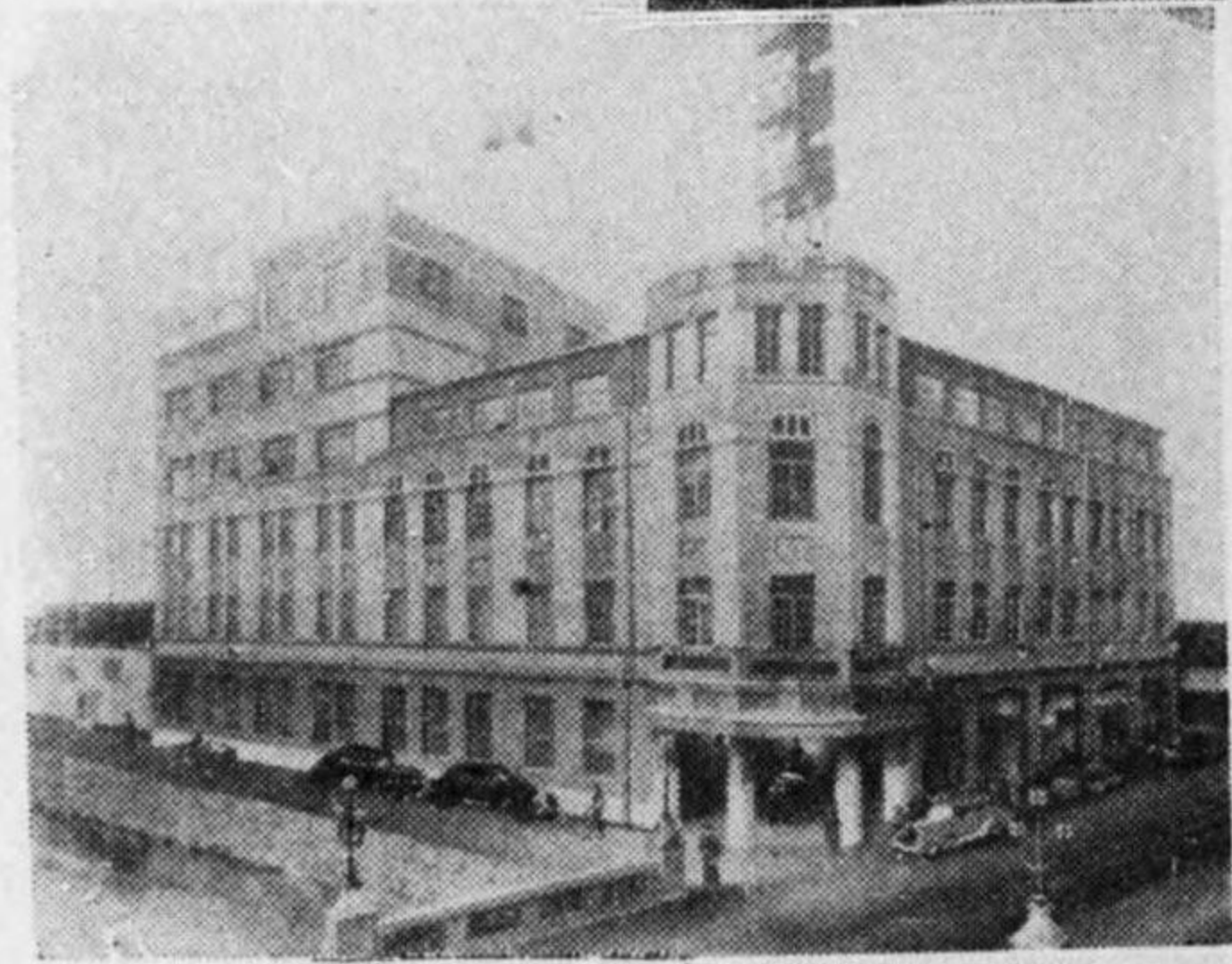
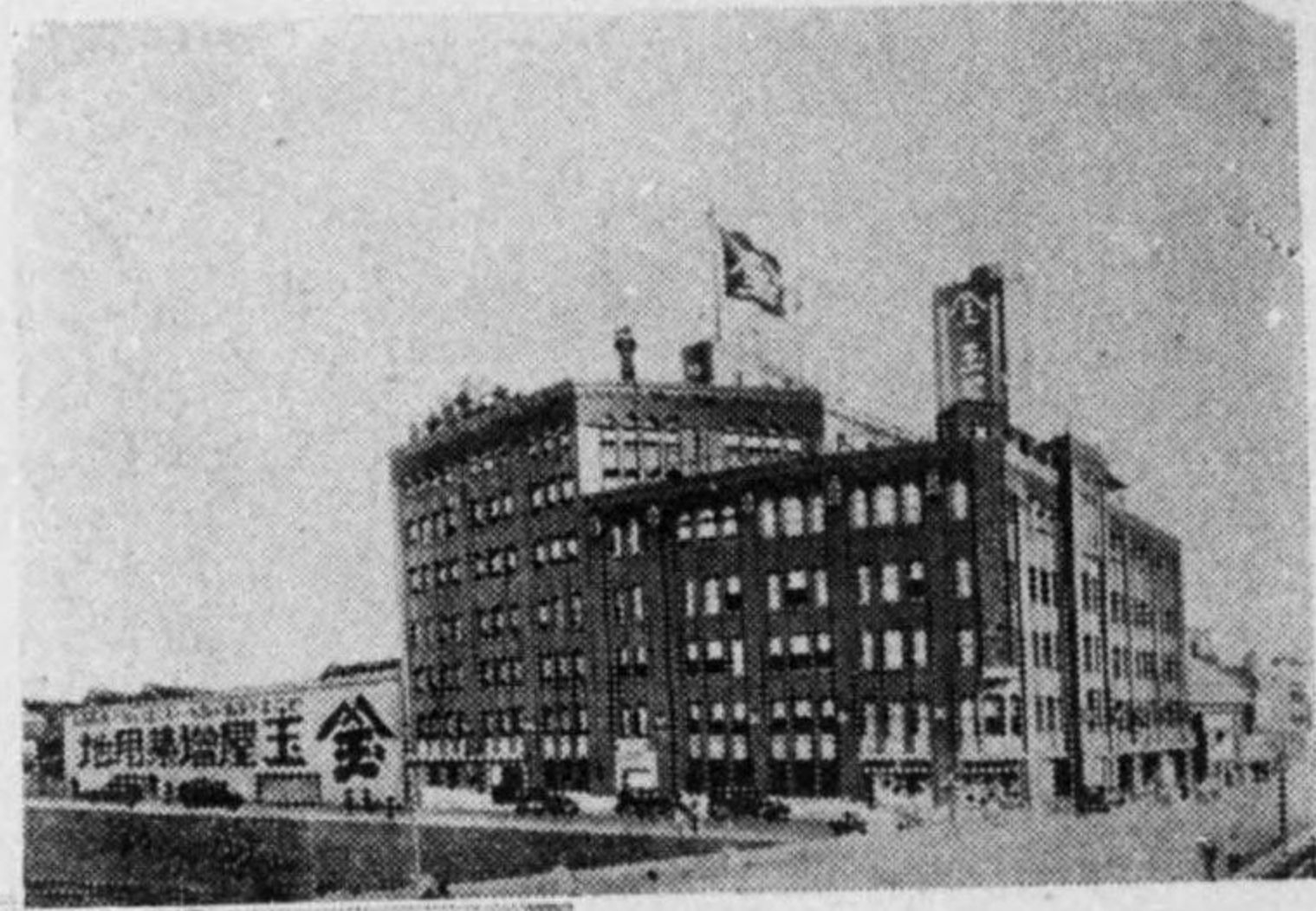
理事長 下出義雄

豊橋市花田町字石塚三八ノ一

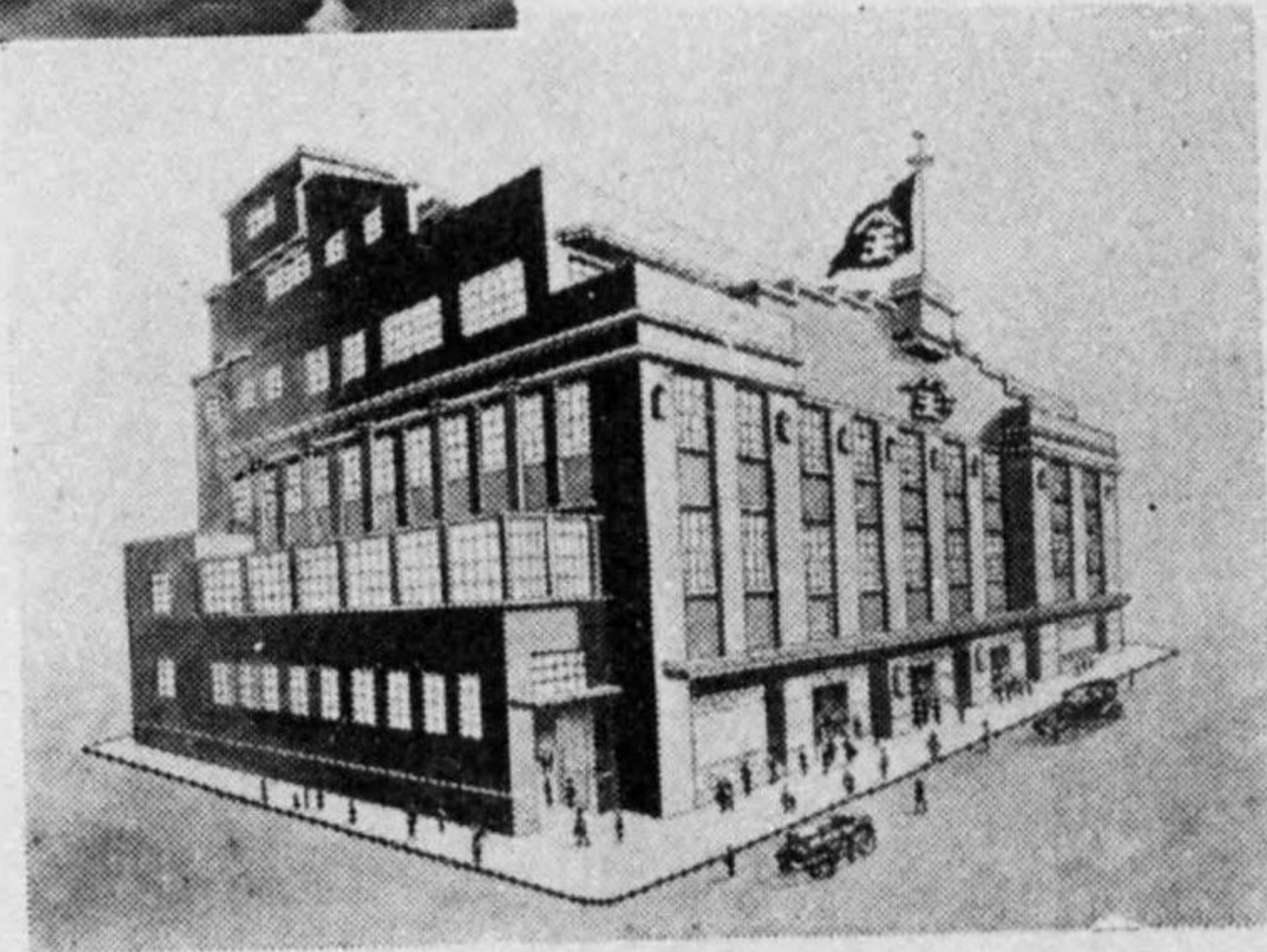
豊橋乾繭取引所

理事長 河合藤四郎

福岡「玉屋」



佐世保「玉屋」



佐賀「玉屋」

金
株式會社
玉屋

清新百貨の充實

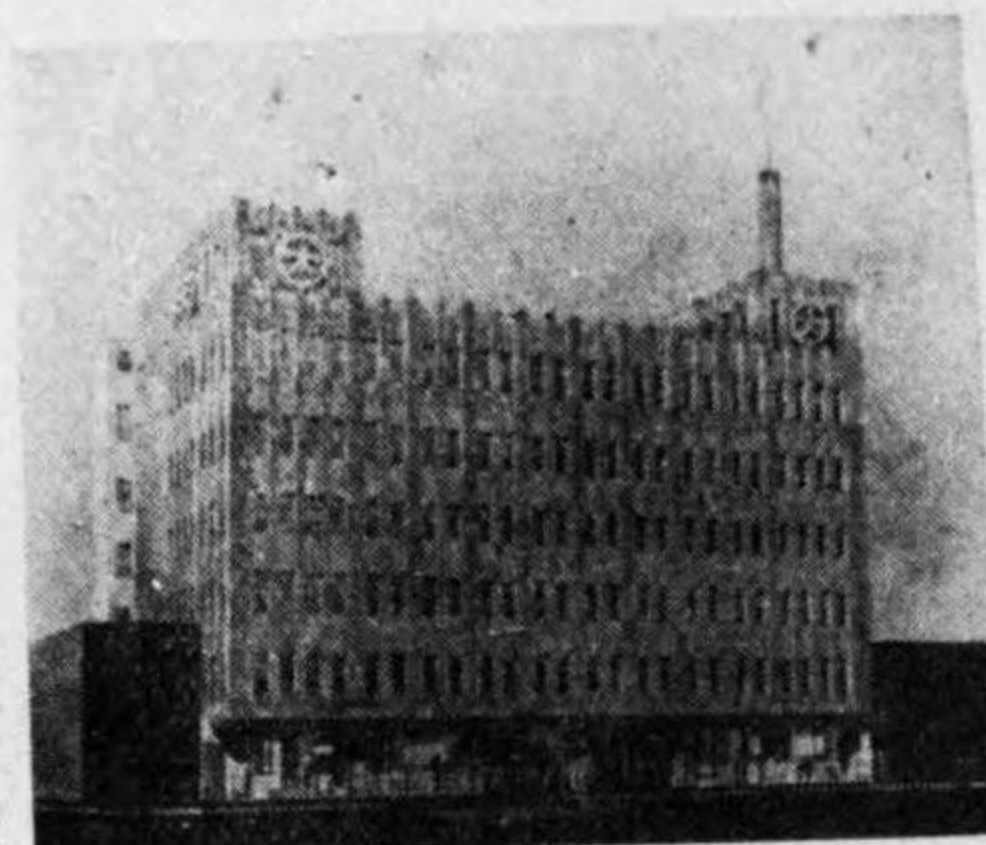
皆様のデパートとして春夏秋冬の流行品、實用品を豊富に取揃へ御用命を御待ち申して居ります。



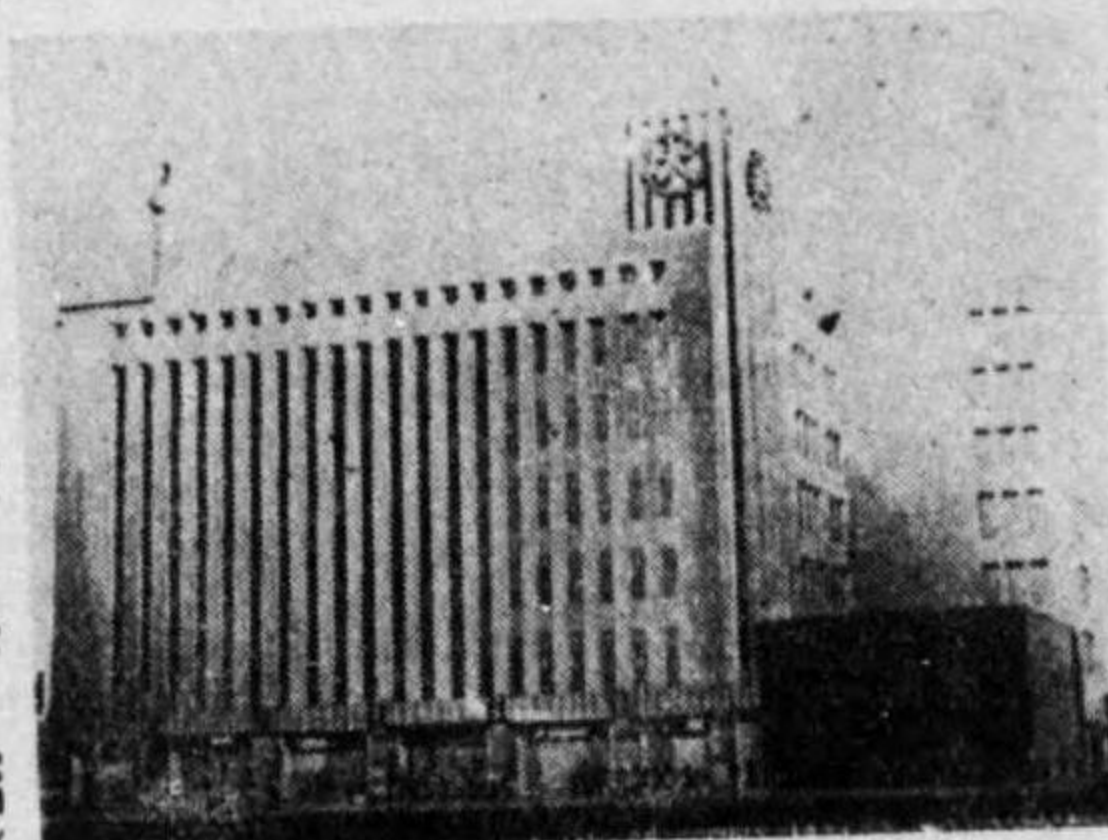
名古屋廣小路

十屋

(富山店)

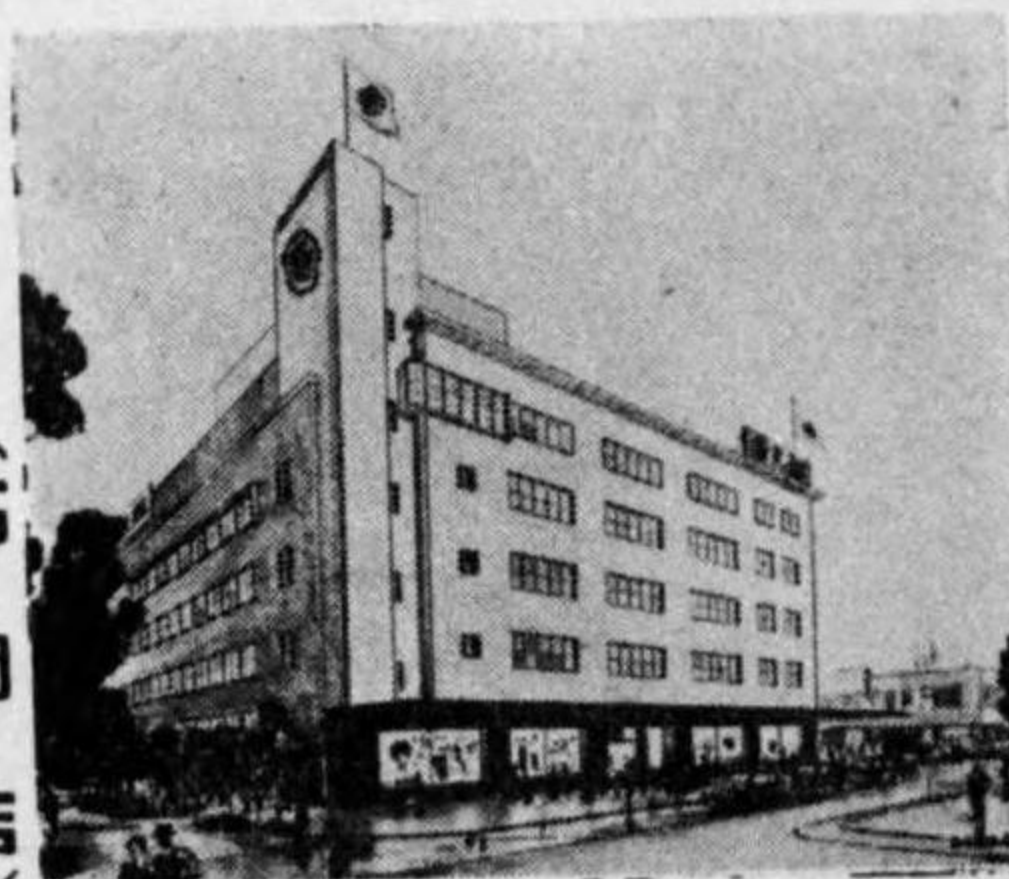


(金澤店)



宮市大丸 株式會社

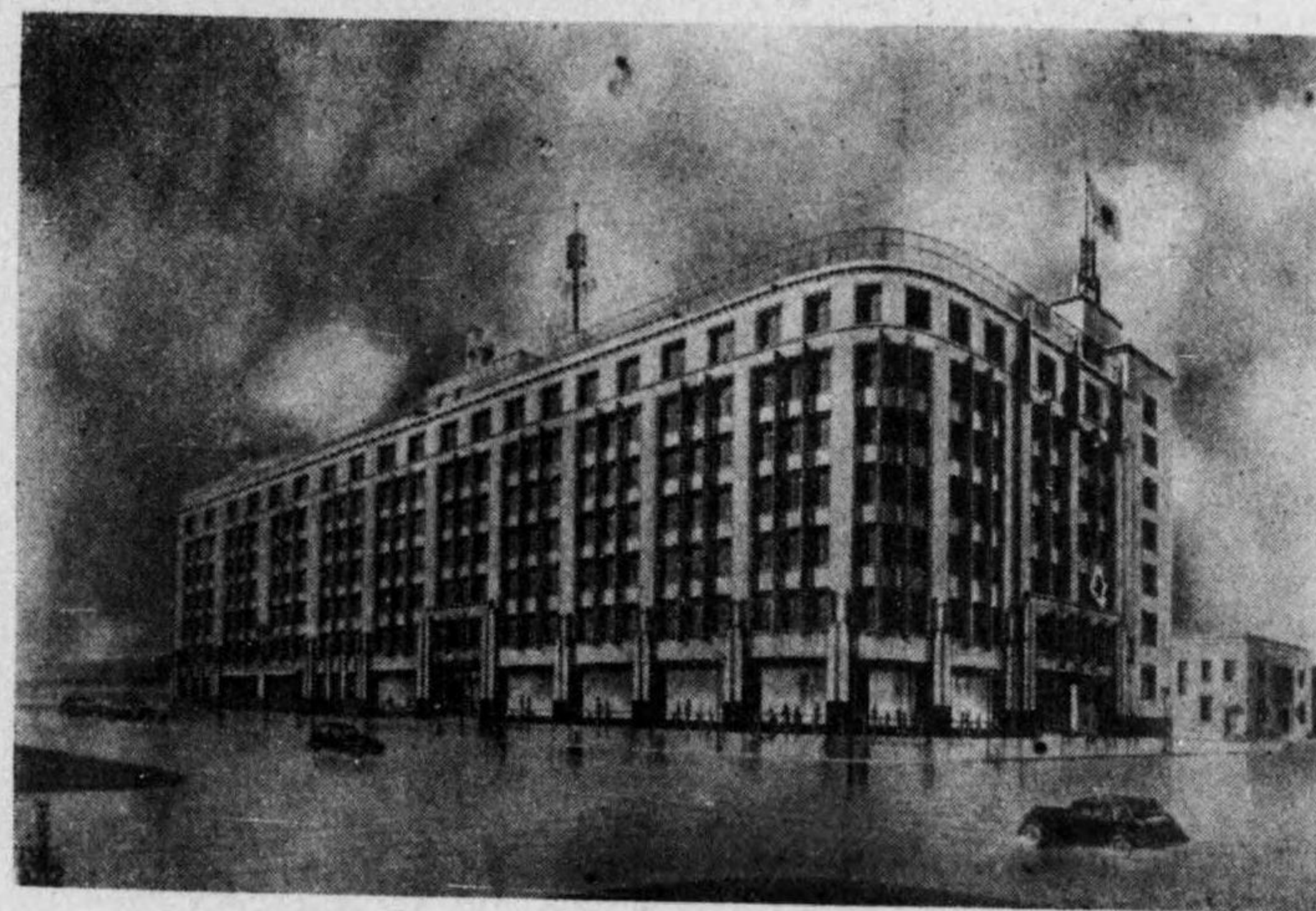
(高岡店)



(金澤店)



丸越 株式會社



岩田屋 岩

福岡市天神町

百貨店業

今井商店支店	室蘭市大町二一
丸三鶴支店	釧路市北大通り五丁目一
同野付支店	北海道常呂郡野付牛町
三越支店	札幌市南一條西三丁目八
宮城支店	仙臺市大町五丁目一八九
三越支店	同 東一番町四〇
東京府	東京市日本橋區橋町一〇
今井商店本店	同 四谷區新宿三丁目八
伊勢支店	同 澁谷區上通二丁目五五
東横百貨支店	同 日本橋區通二丁目
高島屋支店	同 京橋區銀座三丁目一ノ五
松屋支店	同 淺草區花川戸町十一ノ二八
同今川橋家庭部	同 神田區銀治町三四
同淺草支店	同 下谷區上野廣小路一
同松屋支店	同 京橋區銀座六丁目一
同銀座支店	同 芝區高輪南町六三
同濱座支店	同 日本橋區室町一丁目七ノ四
同三越支店	同 澁谷區角管一丁目一ノ一五
同新宿支店	同 京橋區銀座四丁目一ノ四
同銀座支店	同 日本橋區通一丁目九
同白木屋支店	同 同
神奈川縣	横濱市中區伊勢佐木町一丁目七
野澤支店	同 同
松屋支店	同 同
壽百貨支店	同 同
靜岡縣	靜岡市榮町一丁目十五
松坂屋支店	同 同
愛知縣	名古屋市中區南大津町二丁目八
同松坂屋支店	同 同 榮町五丁目八

八九六

松坂屋御幸本町支店	同 西區御幸本町通一丁目十
丸物支店	同 中區榮町四丁目一
石川支店	同 豐橋市清水町二十
宮市大丸本店	金澤市片町七一
富山縣	富山市西町七
富山縣	同 富山市西町七
宮市大丸支店	同 富山市佐佳枝町上町一六八
福井縣	同 福井市神田町四丁目七ノ二
岐阜縣	同 岐阜市神田町四丁目七ノ二
丸物支店	同 岐阜市神田町四丁目七ノ二
京都府	同 京都市下京區烏丸通高辻下ル
高島屋支店	同 同 下京區烏丸通藥師前町七〇〇
同丸物支店	同 同 烏丸通七條下ル
同丸物支店	同 同 上京區千本通長者町下ル
大阪府	同 大阪市北區角田町六二
阪急百貨支店	同 同 南區難波新地六番町十四
高島屋支店	同 同 長堀橋筋一丁目三
同丸物支店	同 同 心齋橋筋一丁目一八
同丸物支店	同 同 同 三八
同丸物支店	同 同 南區日本橋筋三丁目
同丸物支店	同 同 東區高麗橋筋二丁目六三
兵庫縣	同 神戸市神戶區明石町四〇
同丸物支店	同 同 葦合區小野柄通り
同丸物支店	同 同 神戶區元町通六丁目四〇
岡山縣	同 岡山市下之町七七

同支店	同 中之町三七
同支店	同 岡山縣上道郡西大寺町
廣島縣	同 廣島市八丁堀六三
同支店	同 吳市本通七丁目
山口縣	同 下關市西細江町一三一
山陽百貨支店	同 高松市内町五
香川縣	同 福岡市東中洲町二三五
三越支店	同 同 橋口町四六
福岡縣	同 同
玉屋吳服支店	同 同
長崎縣	同 同
佐賀縣	同 同
玉屋支店	同 同
熊本縣	同 同
鹿兒島市	同 同
山形支店	同 同
山形支店	同 同
沖繩縣	同 同

日本百貨店商業組合定款

第一章 總則
 第一條 本組合は百貨店營業の改良發達を圖るを以て目的とす
 第二條 本組合は日本百貨店商業

得
 第五條 本組合は地區内に於て百貨店營業を爲す者にして其の營業所が東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及名古屋市内に在る場合に於ては延坪數一千坪以上其他の地に在る場合に於ては延坪數五百坪以上のものを以て之を組織す
 前項の營業所の延坪數の計算は第十四條第二項第一號の規定に依る營業所の延坪數が第一項の資格に達せざる場合に在りても同一都市にある同一營業者所屬の營業所の延坪數合計が第一項の資格に達するときは有資格者とす
 第六條 本組合の公告は組合の定めたる揭示場に揭示し且官報及中外商業新報に掲載して之を爲す
 第二章 加入及脱退
 第七條 本組合に加入せんとする者は本組合所定の加入申込用紙に必要な事項を記載の上本組合に差出すべし
 第八條 前條の申込に對する諸否は理事會の決議に依りて之を決定す
 前項の規定に依り加入申込を承諾したるときは其の旨を申込者に通知し出資第一回の拂込を爲さしめたる後組合員名簿に登録するものとす
 第九條 他人の持分を譲受けたる者又は相續に因り被相續人の持分を取得したる者其の持分の拂戻を受けずして本組合に加入する場合に於ては其の出資拂込額の限度に於て出資金の拂込を爲すことを要せず
 第十條 組合員は左の事由に由り脱退す
 一 組合員たる資格の喪失
 二 死亡
 三 破産
 四 禁治産
 五 除名
 第十一條 組合員は前條の外本組合の承諾を得たるときは事業年度の終りに於て脱退することを得前項の規定に依り脱退せんとする者は少くとも事業年度末六月前に理由を記載したる書面を以て脱退の申出を爲すことを要す
 前項の脱退の申出に對する諸否は理事會の決議に依りて之を決定す
 第十二條 組合員左の各號の一に該當するときは組合は總會の決

議に依り之を除名することを得
 一 出資の拂込、賦課金、過怠金の納付其の他組合に支拂ふべき金額の支拂を怠り催告を受けたる後二箇月以内に其の義務を履行せざるとき
 二 組合の事業を妨害し又は組合の信用利益を毀損したるとき
 三 犯罪其の他の不法行為に依り信用を失ひたる時
 前項の決議は總組合員の半数以上出席し其の議決権の四分の三以上の同意を以て之を爲す
 第三章 出資金準備金及持分
 第十三條 出資一口の金額は金一百圓とす
 第十四條 組合員は各自四口並に其の營業所の延坪數合計一千坪毎に一口の割合を以て出資するものとす
 營業所の延坪數の計算は左の方法に依る
 一 營業所より獨立せる工場、倉庫、車庫、荷扱所(デポ)は營業所の坪數に算入せず
 二 第五條第一項に規定する六大都市以外の地に在る營業所の延坪數は二坪を以て一坪に

計算す
 三 組合員の支店分店の營業所延坪數が第五條第一項所定の延坪數に満たざるものに在りては二坪を以て一坪に計算す
 四 口數計算に付千坪未満の坪數に付ては四捨五入とす
 換算坪數の場合亦同じ
 第十五條 出資第一回の拂込金額は一口に付金五十圓とす
 第二回以後の出資拂込は必要に應じ總會の決議を以て其の金額及方法を定む
 第十六條 本組合は出資總額に達する迄毎年度の剰餘金の四分の一以上を準備金として積立つるものとす
 準備金は損失の填補に充つるものとす
 第十七條 本組合は剰餘金の四分の一以上を別途積立金として積立つるものとす
 別途積立金は總會の決議に依り之を臨時緊急の支出に充つることを得
 第十八條 準備金は總會の決議を経たる方法の外之を利用保管することを不得
 第十九條 本組合の資産又は負債に對する組合員の持分又は負擔

額は其の出資口數に按分して之を定む但し其の負擔額は出資額を超過することを不得
 第二十條 組合員脱退の場合に於ける持分の拂戻金額は第十九條の規定により之を算定す但し除名に因る場合に於ては其の半額とす
 第四章 組合員の權利義務
 第二十一條 組合員は本組合に對し左の權利を有す
 一 總會に出席し其の議決権を行使すること
 二 定款の定むる所に依り役員を選挙し又は役員に選舉せらるること
 三 組合の業務及財産に付理事の説明を求め又は事務所の執務時間中に限り組合の事務に關する書類帳簿の閲覧を要求すること
 四 脱退したるときは定款の規定に依り其の持分の拂戻を請求すること
 五 本組合解散の場合に於て殘餘財産あるときは其の分配を受くること
 六 其の他法令又は本定款に依り定められたる權利を行ふこと

と
 第二十二條 組合員は組合に對し左の義務を負ふ
 一 法令其の他本組合の定款及諸規則並に總會、理事會及支部會の決議を遵守すること
 二 本組合の營業に關する統制に服すること
 三 第五十六條所定の方法に依り組合の經費を負擔すること
 四 新に組合に加入したる者は加入前に生じたる組合の債務に付ても亦責任を負ふこと
 五 解散の場合に於て本組合に債務あるときは其の責任の限度に於て其の債務を分擔すること
 六 營業所の新設、擴張、休止並に商法に依る設立登記事項の變更ありたるときは直ちに之を組合に届出づること
 第五章 事業及執行
 第二十三條 本組合は其の目的を達する爲左の事を行ふ
 一 組合員の必要又は參考となるべき事項の調査又は施設を爲すこと
 二 組合員の營業に關し諸般の統制を行ふこと
 三 組合員の販賣すべき商品の

規格又は標準を決定すること
 四 其の他本組合の目的を達成する爲めに必要な事業又は施設を爲すこと
 第二十四條 組合員の營業に關する統制規程は總會の決議を経て別に之を定む
 第六章 役員
 第二十五條 本組合に左の役員を置く
 理事 十一名(十一年十一月改正認可)
 監事 三名
 理事の内一名を理事長とし理事の互選を以て之を定む
 第二十六條 理事及監事は總會に於て組合員中より之を選任す特別の事由あるときは理事又は監事は組合員に非ざる者より之を選任することを得此の場合に於ては其の選任に付商工大臣の認可を受くることを要す
 第二十七條 理事又は監事に選任せられたるものは正當の事由なくして之を辭することを不得
 第二十八條 理事又は監事は正當なる事由なくして任期中解任せられることなし但し理事又は監事が不適任と認めらるるときは總會の決議を経て之を解任す

ることを得前項の決議は總組合員の三分の二以上出席し其の議決権の過半数の同意を以て之を爲す總會に於て役員解任を決議したるときは同時に其の後任者の選任を爲すことを要す
 第二十九條 役員に缺員を生じたるときは通常總會の時期迄猶豫すること能はざる場合に限り之を補缺するものとす
 第三十條 理事及監事の任期は二箇年とし其の再選を妨げず補缺の爲選任せられたる役員任期は前任者の残任期間とす役員は任期満了後と雖後任者の就任する迄仍其の職務を行ふものとす
 第三十一條 理事長は組合を代表し組合の業務を執行す
 理事長事故あるときは他の理事之を代理す代理の順序は理事の協議に依りて之を定む
 第三十二條 監事の職務左の如し
 一 組合の財産並に收支の状況を監査すること
 二 理事の業務執行の状況を監査すること
 三 財産及收支の状況又は業務執行に付不整の態あることを發見したるときは之を總會又

は監督官廳に報告すること
 四 前號の報告を爲すため必要あるときは總會を招集すること
 五 組合と理事との間に於ける契約又は訴訟に付組合を代表すること
 第三十三條 理事及監事は名譽職とす但し總會の決議により報酬手當又は賞與を給與することを得(十一年十一月改正)
 第七章 職員
 第三十四條 本組合に左の職員を置く
 事務長 一名
 主事 若干名(十一年十一月改正認可)
 書記 若干名
 書記補 若干名
 必要に應じ雇員及嘱託を置くことを得
 第三十五條 前條第一項の職員は理事會の承認を得て理事長之を任免し同條第二項の職員は理事長之を任免す
 第八章 會議
 第三十六條 會議を分ちて總會及理事會とす
 總會は組合員を以て之を組織す理事會は理事を以て之を組織す

第三十七條 通常總會は毎年四月之を招集す
 一 理事長が必要と認めたとす
 二 監事が第三十二條第四號に依り必要と認めたとす
 三 商業組合法第二十條に依る請求ありたるとき
 第三十八條 總會は理事長之を招集す
 第三十九條 總會の招集は少くとも總會の二週間以前に會議の目的たる事項及日時場所を記載したる書面を以て各組合員に通知することを要す
 第四十條 總會に於て議決すべき事項左の如し
 一 定款の變更並に統制規程の制定又は變更
 二 經費の收支豫算及分賦收入方法
 三 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剰餘金處分案の承認
 四 役員選任及解任
 五 準備金の利用保管方法
 六 除名
 七 解散
 八 其の他法令又は定款に依り必要とする事項
 八九九

第四十一條 總會の議長は理事長
之に當る理事長事故あるときは
其の代理を爲す理事之に當る

第四十二條 總會は組合員總數の
半數以上出席し且總議決權數の
半數以上に達するに非ざれば會
議を開くことを得ず

第四十三條 組合員は代理人を出
席せしめて其の議決權を行使す
ることを得但し代理人は組合員
に限る代理人は代理權を證明す
べき書面を會議開會前理事長に
提出することを要す

第四十四條 總會に於ける組合員
の議決權は其の出資口數に依る
但し一人に付議決權總數の十分
の三を超ゆることを得ず
第四十五條 總會の議事は法令又
は定款に別段の規定ある場合の
外總組合員の半數以上出席し其
の議決權數の過半數を以て之を
決す
可否同數なるときは議長の決す
る所に依る

第四十六條 役員又は組合員は自
己又は其の使用人の一身上に關
する事件に付ては其の議事に參
與することを得ず但し總會の同
意を得て會議に出席し發言する
ことを得

第四十七條 總會の議決權は議長
之を作り左の事項を記載し議長
及出席組合員二名以上之に署名
捺印するものとす

第四十八條 理事會の職務權限左
の如し
一 組合の定款及總會の議決に
依る業務の執行
二 組合員の加入脱退の諸否
三 違約處分の決定
四 其の他理事長に於て必要と
認めたる事項
第四十九條 理事會は理事長之を
招集す

第五十條 理事會は現事定數の二
分の一以上出席するに非ざれば
會議を開くことを得ず
第五十一條 理事會の議決は出席

理事の過半數の同意を以て之を
爲す但し可否同數なるときは議
長の決する所に依る
第五十二條 第四十一條及第四十
六條の規定は之を理事會に準用
す

第九章 會計
第五十三條 本組合の事業年度は
一箇年とし四月一日に始まり翌
年三月三十一日に了る

第五十四條 理事長は毎事業年度
の終に於て左に掲ぐる書類を調
製し理事會の同意を得て通常總
會の會日より少くとも二週間前
に監事に提出し且之を本組合の
主たる事務所に備ふる事を要す
一 財産目録
二 貸借對照表
三 事業報告書
四 剩餘金處分案

第五十五條 監事前條に掲げたる
書類の提出を受けたるときは遅
滞なく之を監査し意見書を附し
て之を理事長に送付すべし
理事長は前條に掲げたる書類及
監事の意見書を總會に提出し其
の承認を求むることを要す
第五十六條 組合の經費は組合員
の營業所の延坪數一千坪に付一
口の割合を以て算出したる口數

に按分し組合員之を負擔す
前項の坪數の計算は第十四條第
二項の規定に依る
前二項の規定に依り計算したる
負擔額が年額百圓に達せざると
きと雖組合員は一年に付金百圓
を負擔するものとす

第五十七條 組合經費の收支豫算
及分賦收入方法は總會の議決を
經て毎年一月末日迄に商工大臣
に届出づるものとす
前項の議決は總組合員半數以上
出席し其の議決權の四分の三以
上の同意を以て之を爲す

第五十八條 一事業年度に於ける
總收入より總支出及繰越損失を
控除し剩餘金あるときは第十六
條に依る準備金及第十七條に依
る別途積立金を控除し殘金は之
を次の會計年度に繰越すものと
す

第十章 違約處分
第五十九條 組合員第二十二條第
二號乃至第六號の規定に違反し
たるときは之を違約處分に付す
第六十條 違約處分は理事會之を
決し違約の事實並に過怠金の額
を明記したる處分書を作成し之
を違約者に送付す
過怠金は金五百圓以内とす但し

第二十二條第二號の規定に違反
したる者に對する過怠金は金壹
千圓以内とす

第六十一條 違約處分に不服ある
者は處分書の送付を受けたる日
より二週間内に異議の申立を爲
すことを得

異議の申立は異議裁決委員に宛
て之を爲すことを要す
第六十二條 異議裁決委員は毎年
通常總會に於て五名を選擧する
ものとす

第二十五條第二項第二十七條乃
至第二十九條第四十一條第一項
第四十九條乃至第五十一條の規
定は之を異議裁決委員會に準用
す

第六十三條 異議の申立ありたる
ときは其の申立ありたる日より
一箇月以内に異議裁決委員會に
於て之を裁決す

前項の裁決に對しては異議を申
立つることを得ず
第六十四條 違約者は處分書の送
付を受けたる日より二週間内に
過怠金を納付すべし但し異議の
申立をなしたるときは裁決書の
送付ありたる日より一週間内に
納付すべきものとす

第十一章 定款變更及解散
百貨店業

第六十五條 本定款を變更せんと
するときは總組合員の半數以上
出席し其の議決權の四分の三以
上の同意を以て議決し商工大臣
の認可を受けることを要す

第六十六條 本組合は左の事由に
因りて解散す
一 總會の決議
二 組合の破産
三 解散命令
前項第一號の決議に付ては前條
の規定を準用す

總會の決議に依る解散は商工大
臣の認可を受けるに非ざれば其
の效力を生ぜず
第六十七條 本組合解散したると
きは理事其の清算人となる但し
總會の決議に依り組合員中より
之を選任することを得

第六十八條 本組合の使用する印
章雜型左の如し
日本百貨店商標
業組合

日本百貨店商標
業組合

附則
第六十九條 昭和十年八月に選任
せらるべき役員任期に限り定

款第三十條第一項の規定に拘ら
ず昭和十二年三月末日を以て終
了するものとす

組合營業統制規程
第一條 本組合は定款第二十三條
第二號に基き以下記載せる各條
に則り組合員に對し百貨店營業
の統制を行ふものとす

第二條 組合員は出張賣出しを爲
さざるものとす但し特定の家
庭、工場又は團體の依頼に應じ
若し一般顧客に公開せずして特
に限定せる顧客のみに商品を取
賣する場合は此の限に在らず

中國又は九州に主たる營業所を
置く組合員は營業所所在の縣内
に限り前項の規定に拘らず出張
賣出しを爲すことを得但し下關
市に主たる營業所を置く組合員
は門市市に出張賣出しを爲すこ
とを得

第三條 組合員は當分の内支店及
分店を新設せざるものとす但し
形式上別個の經營に屬するもの
と雖も實質上組合員の支店分店
の新設と認むべきもの亦同じ

第四條 組合員は顧客を誘致する
目的を以て過當なるサービス、
時間若し數量を限る廉賣又は極
端なる廉賣の廣告を爲さざるも
とす

第五條 組合員は一般顧客に對し
無料若し割引料率を以て送迎輸
送を爲さざるものとす

但し特別の事情に因り理事會に
於て已むを得ずと認め商工大臣
の承認を受けたる場合は此の限
に在らず

第六條 組合員は組合に於て定め
たる地域を超えて顧客に對し商
品の無料配達を爲さざるものと
す

第七條 組合員は同一都市内に於
ては毎月左の日數一齊に休業す
るものとす但し週休制を採用す
る場合又は理事會に於て特別の
事情に因り已むを得ずと認め商
工大臣の承認を受けたる場合に
於ては一齊休業すべき日以外の
日に於て休業することを得

東京市、京都市、大阪市、横
濱市、神戸市及名古屋市内に在
りては一月に付三日其の他の
地に在りては一月に付二日以
内

中元、歳暮及誓文拂其の他土地
の慣習に依る特別賣出し期間中
は休業せざることを得但し休日
廢止期間は一年を通じ五十日を
超ゆることを得ず

九〇一

百貨店業

汽車又は電車の始終點停車場に於ける食堂の營業は休業せざることを得

百貨店法

第一條 本法に於て百貨店業者と稱するは同一の店舗に於て命令を以て定むる賣場面積を有し命令の定むる所に依り衣食住に關する多種類の商品の小賣業を營む者を謂ふ

者は命令の定むる所に依り主務大臣の許可を受くべし

第二條 同一の建物に於て二人以上の小賣業者各命令を以て定むる賣場面積を有し相連繫して營業を爲す場合其の賣場面積及販賣する商品が相合して前條の規定に依る賣場面積及商品の種類に該當するときは各小賣業者は命令の定むる所に依り之を百貨店業者と看做す

業者に對し百貨店組合の設立を命ずることを得

第十一條 百貨店組合は設立の認可ありたる時又は第八條第二項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す

に非ざれば之を以て第三者に對することを不得

第十七條 行政官廳は百貨店業者又は百貨店組合に對し其の營業

百貨店業

に關し報告を爲さしめ其の他監督上必要な命令を發し又は處分を爲すことを得

第二十條 本法に規定するものを除くの外百貨店組合の設立、登記、管理、解散、清算其の他組合に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

若し虚偽の報告を爲し又は検査を拒み、妨げ若し忌避し其の他行政官廳の命令又は處分に違反したる者

に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

全國百貨店要覽

京濱地方

株式會社三越

所在地 東京市日本橋區室町 電話代表日本橋三三三一

創業 延寶元年 會社設立 明治三十七年三月六日 組織 株式會社 資本金 (公稱) 參千萬圓 (拂込) 一、八七五萬圓 積立金 一九三萬三千圓(前期繰越) 二、二四一、千八百一五圓

百貨店業

最近三期の配當率 一割
従業員總數 三、六〇〇名内(男)二、〇〇〇名(女)一、六〇〇名

總延坪 一五、〇〇〇坪(地下二階、地上七階)
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 八の日

取締役會長 中村利器太郎
專務取締役 北田内藏司
常務取締役 櫻井信四郎
取 締 役 高橋義雄
同 野崎廣太
同 飯野三永
同 豐泉益一
同 能勢昌雄
同 常任監査役 鈴木梅四郎
同 監査役 柳莊太郎
同 人事課長 林市藏
同 秘書課長 岡西介爾
同 調査課長 岡西介爾
同 營業部長 豐泉益三
同 次 長 山本景藏
同 商品試驗係長 高田信二
同 廣告係主任 宮崎博
同 僱物係長 梅原靜雄

裝飾係長 中里研三
保護係長 土屋米八
接待係長 二宮行雄
電話係主任 熊田力雄
警防係主任 藤田惣三郎
衣裳係主任 大久保古春
仕入部長 飯野三一
吳服仕入係長 飯野三一
洋服仕入係長 長谷川小録
雜貨仕入係長 金子忠夫
圖書仕入係長 玉井彌平
家具仕入係長 宮澤鐘造
食料品仕入係長 大槻房吉
食器仕入係長 遠山源治
貴金屬美術品 金光光男
仕入係長 金光光男
マ一ケツト 栗原元次郎
入係主任 加藤光治
販賣部
吳服賣場係長 山口篤三郎
洋服賣場係長 長谷川小録
雜貨賣場係長 森本右門
圖書賣場係長 玉井彌平
家具賣場係長 山本秀太郎
食器賣場係長 遠山源治
食料品賣場係長 大槻房吉
貴金屬美術品 金光光男
賣場係長 金光光男

マ一ケツト 栗原元次郎
賣場係長 伊藤助
花小鳥賣場主任 加藤常美
外賣係長 大仲齊之助
通信販賣係長 森本右門
寫真係主任 塚 瀨
理容係主任 青木君介
考案係長 長谷川吉次
受渡係長 黒田源三郎
出納係長 橋詰保二
計算係長 島田庄作
庶務係長 鳥田庄作
所在地 東京市澁橋區角筈一丁目
電話四谷六三四〇・六三
四一・四九五二
開業 昭和五年十月十日
總延坪 四、五〇六坪
従業員 八五九名
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 八の日

九〇四
庶務係長 清水重作
銀座支店
所在地 東京市京橋區銀座四丁目
電話京橋三二二一
開店 昭和五年四月二十日
總延坪 二、九一七坪(地下二階、地上七階)
従業員 四九二名
營業時間 午前十時—午後九時
定休日 八の日
支店長 鈴木孝五郎
次 長 田村平八
支店長附書記 工藤和一郎
吳服賣場係長 中村文雄
雜貨賣場係長 田村平八
食料品賣場係長 岩崎龜吉
受渡係長 工藤和一郎
出納係長 細谷高錦
計算係長 秋元義雄
庶務係長 鈴木孝五郎
大阪支店
所在地 大阪市東區高麗橋二丁目
六三 電話代表北濱三五
四一・一九
創設 明治四十年
總延坪 七、八二〇坪
従業員 一、五六二名
營業時間 午前九時—午後六時

定休日 八の日

支店長 瀨長良直
次 長 加藤恭太郎
支店長附書記 井口榮藏
廣告係長 寺尾進次
裝飾係長 小笠原滿舟
仕入部長 加藤恭太郎
吳服仕入係長 宮島辰三
洋服仕入係長 藤原熊雄
雜貨仕入係長 齋藤鎮雄
家具仕入係長 加藤貞二
食料品仕入係長 長島功光
貴金屬美術 清水眞輔
品仕入係長 清水眞輔
マ一ケツト 加藤貞二
仕入係長 加藤貞二
花小鳥仕入係長 長島功光
販賣部長 小笠原滿舟
吳服賣場係長 宮島辰三
洋服賣場係長 藤原熊雄
雜貨賣場係長 齋藤鎮雄
家具賣場係長 加藤貞二
食料品賣場係長 長島功光
貴金屬美術 清水眞輔
品賣場係長 清水眞輔
マ一ケツト 加藤貞二
賣場係長 加藤貞二
花小鳥賣場係長 長島功光
外賣係長 谷野謹三
百貨店業

通信販賣係長 澤木儉吉
經理部長 山口政隆
受渡係長 小西政三
出納係長 武野辰藏
計算係長 後藤正次郎
庶務係長 山口隆
神戶支店
所在地 神戸市神戶區元町通六丁目
電話代表元町 三三二
設立 大正十五年七月
總延坪 二、七〇五坪(地下二階、地上六階)
従業員 五〇〇名内(男)三二〇名(女)一八〇名
營業時間 午前八時半—午後六時
定休日 八の日

支店長 山岡富作
次 長 井上慶吉
吳服仕入係長 吉田秀一
洋服仕入係長 佐々木靖之介
雜貨仕入係長 牧野幹夫
食料品仕入 相良谷次郎
同賣場係長 宮島泰美
出納係長 長谷川貞賢
計算係長 本田善平
庶務係長 本田善平
所在地 札幌市南一條西三丁目八
電話札幌三三四五・九
開業 昭和五年五月
總延坪 二、三〇〇坪(地下二階、地上六階)
従業員 三二一名
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 八日、十八日

支店長 渡邊新三郎
次 長 岩崎眞吉
吳服賣場係長 同
雜貨賣場係長 同
食料品賣場係長 小林龍次郎
受渡係長 清水重四郎
計算係長 小谷善一郎
所在地 高松市內町五三番地
開業 昭和六年三月十七日
總延坪 一、六五四坪(六階建)
従業員 二一〇名
定休日 毎月十日、二十五日

支店長 小林茂吉
次長兼吳服仕入係長 小磯義平
外賣係長 小林茂吉
庶務係長 小林茂吉
所在地 京城市本町一丁目五二番地
電話代表本局三一
創設 明治三十八年十二月
總延坪 二、三三七坪(四階建)
九〇五

百貨店業 從業員 一七名 營業時間 午前九時—午後六時 定休日 第一、第三日曜日 出張所長 田沼雅夫 仕入係長 海老原濱次郎 計算係長 (昭和十二年二月末現在)

大株主 (昭和十二年二月末現在)	
株主名	株主名
三越店員愛護會	三越店員愛護會
內國貯金銀行	內國貯金銀行
日本徴兵保險	日本徴兵保險
晚成事業	晚成事業
益田弘	益田弘
藤村兼次郎	藤村兼次郎
譽仁合資會社	譽仁合資會社
藤原合資會社	藤原合資會社
愛國生命保險	愛國生命保險
藤山同族	藤山同族
藤村又	藤村又
千代田生命保險	千代田生命保險
京濱興業	京濱興業
三井高寔	三井高寔
織田信託	織田信託
帝國生命保險	帝國生命保險
山岡富作	山岡富作
第一生命保險	第一生命保險
高橋揚子	高橋揚子

百貨店業		
株主名	株主名	株主名
朝吹常吉	朝吹常吉	朝吹常吉
笠原健一	笠原健一	笠原健一
野崎廣太	野崎廣太	野崎廣太
濱松銀行	濱松銀行	濱松銀行
山梨呂子	山梨呂子	山梨呂子
金塚仲次郎	金塚仲次郎	金塚仲次郎
昭和銀行	昭和銀行	昭和銀行
野間清治	野間清治	野間清治
山口佐助	山口佐助	山口佐助
西村敬一郎	西村敬一郎	西村敬一郎
野田醬油	野田醬油	野田醬油
佐藤銀	佐藤銀	佐藤銀
中村利器太郎	中村利器太郎	中村利器太郎
日本不動產	日本不動產	日本不動產
大橋右衛門	大橋右衛門	大橋右衛門
團伊能	團伊能	團伊能
柳莊太郎	柳莊太郎	柳莊太郎
湯山保壽	湯山保壽	湯山保壽
麻生誠夫	麻生誠夫	麻生誠夫
藤山雷太	藤山雷太	藤山雷太
兒玉米子	兒玉米子	兒玉米子
森本七子	森本七子	森本七子

支店長 三輪邦太郎
大連市常磐町一ノ四
規模 地下一階、地上五階
延坪二、二三坪六二
敷地坪數四四〇坪一五
昭和十二年十月の豫定
完成期
所在地 京都市中京區實町通二條上ル冷泉町 電話上三〇
五七番
創業 延寶元年
支店開設 明治二十六年六月
總延坪 四四七坪 (工場) 三三坪
從業員 九四名
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 八日

支店長 安田清稻
今井銀瓶
大連市大山通り十六番地
設立 明治四十年
總延坪 九七五坪(地下一階、地上三階)

支店長 北村千治郎
仕入係長 福田政次郎
計算係長 渡邊琢磨
庶務係長 小松勘一郎
桐生出張所
所在地 桐生市本町二丁目二八六
總延坪 九〇坪

百貨店業

合計	舊株	府縣別	株主名	合計	株主	株主名
三、三六四	一、六〇三	同	朝吹常吉	一、八二〇	九二〇	新湯
三、〇三六	一、五二四	同	笠原健一	一、五〇〇	一、五〇〇	京都
三、〇〇〇	一、五〇〇	同	野崎廣太	一、五二〇	一、〇〇〇	埼玉
二、八〇〇	一、五〇〇	同	濱松銀行	一、五二〇	八〇〇	東京
二、八〇〇	一、五〇〇	同	山梨呂子	一、五〇〇	七〇〇	東京
二、六〇〇	一、四〇〇	同	金塚仲次郎	一、五〇〇	〇	東京
二、六〇〇	一、四〇〇	同	昭和銀行	一、四三〇	二〇〇	東京
二、五〇〇	一、三〇〇	同	野間清治	一、四三〇	一、四三〇	東京
二、五〇〇	一、三〇〇	同	山口佐助	一、四〇〇	七〇〇	東京
二、五〇〇	一、三〇〇	同	西村敬一郎	一、四〇〇	七〇〇	東京
二、四〇〇	一、二〇〇	同	野田醬油	一、四〇〇	七〇〇	東京
二、三〇〇	一、一〇〇	同	佐藤銀	一、四〇〇	七〇〇	東京
二、三〇〇	一、一〇〇	同	中村利器太郎	一、四〇〇	七〇〇	東京
二、二〇〇	一、〇〇〇	同	日本不動產	一、三〇〇	七〇〇	東京
二、二〇〇	一、〇〇〇	同	大橋右衛門	一、三〇〇	一、〇〇〇	東京
二、二〇〇	一、〇〇〇	同	團伊能	一、三〇〇	〇	東京
二、二〇〇	一、〇〇〇	同	柳莊太郎	一、三〇〇	〇	東京
二、〇〇〇	一、〇〇〇	同	湯山保壽	一、二〇〇	一、二〇〇	埼玉
二、〇〇〇	一、〇〇〇	同	麻生誠夫	一、一五〇	四〇〇	東京
一、九〇〇	九〇〇	同	藤山雷太	一、一五〇	六〇〇	東京
一、九〇〇	九〇〇	同	兒玉米子	一、一〇〇	五〇〇	東京
一、八〇〇	九〇〇	同	森本七子	一、〇〇〇	四〇〇	東京

九〇七

百貨店業

Table listing various departments and their heads for the department store industry, including sections like 商事部, 第一係長, 第二係長, etc.

Table listing heads of various divisions and departments, such as 次長, 部長, 課長, and their respective names.

Table listing heads of branches and divisions, including 大森分店, 五反田分店, 大塚分店, etc.

Table listing heads of branches and divisions, including 丸ビル賣店, 小田急分店, 麻布分店, etc.

合計

Table showing the total number of shares (合計) and the number of old shares (舊株) for various companies.

Table listing the names of the main shareholders (株主名) for various companies.

Table listing the names of the main shareholders (株主名) for various companies, including names like 山田忍, 大村彦太郎, etc.

Table listing the names of the main shareholders (株主名) for various companies, including names like 松田惠之助, 西野林, etc.

科	目	十一月下旬
資產債却金		300,000.00
配當金	(但し年一割)	100,000.00
賞與金	100,000.00	
退職慰勞基金	100,000.00	
松屋店員徳榮會給與金	100,000.00	
後期繰越金	56,604.84	

株式會社	伊勢丹	所在	東京市四谷區新宿三ノ八
		電話代表	四谷六一六〇、六一〇
創業者	明治十九年	組織	株式會社
組	公稱四百萬圓、拂込二百五十萬圓	資本	公稱四百萬圓、拂込二百五十萬圓
決算	二月、八月	配當	六月、九月
總延坪	一〇二六坪三九一	從業員總數	一六七〇名
定休日	毎月曜日	營業時間	午前九時—午後六時三十分(土、日曜午後九時)
重役	社長 小菅丹治	常務取締役	林田操
事務	小菅千代市		
	百貨店業		

取締役	小菅正造	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一
同	小菅正一	同	小菅正一

科	目	十一年下期
銀行預金及現金		399,481.26
立替金		6,324.96
假拂金		1,140.97
未經過保險料		6,740.56
土地建物		6,987.30
什器備品		43,379.47
拂込未済株金		1,500,000.00
合計		2,058,454.52
銀行勘定		377,991.39
取引先勘定		1,044,697.73
諸預り金		3,221,733.49
借入金		4,260,000.00
株借		4,000,000.00
積立金		1,260,000.00
前期繰越金		1,044,697.73
当期利益金		422,933.33
合計		2,058,454.52

損益計算書	(自十一年九月一日至十一年三月三十一日)
總損益金	1,768,847.33
總損益金	1,333,956.01
(差引)当期利益金	422,933.33
利益金處分	九一五

合計	百貨店業	府縣別	株主名
1,500	東京	渡邊良助	小菅正一
1,000	東京	古屋千代	小菅正一
1,000	東京	栗生朝二	小菅正一
1,000	東京	古屋美津	小菅正一
1,000	東京	古屋三郎	小菅正一
1,000	東京	神谷金之助	小菅正一
1,000	東京	上野同族上野兵松	小菅正一
1,000	東京	第一徴兵保險太田新吉	小菅正一
1,000	東京	古屋あさ	小菅正一
1,000	東京	小池合資會社	小菅正一
1,000	東京	青地伊一	小菅正一
1,000	東京	澤本岩吉	小菅正一
1,000	東京	中山新右衛門	小菅正一
1,000	東京	久保田惣右衛門	小菅正一
1,000	東京	古屋榮一	小菅正一
1,000	東京	千秋柳子	小菅正一
1,000	東京	太田清藏	小菅正一
1,000	東京	渡邊千代	小菅正一
1,000	東京	若尾鐵之助	小菅正一
1,000	東京	河西富太郎	小菅正一
1,000	東京	吉川彌助	小菅正一
1,000	東京	古屋惣太郎	小菅正一

貸借対照表	(十一年三月末現在)
資本金	5,000,000.00
負債	3,203,204.46
未拂込資本	1,000,000.00
土地建物	10,633,697.73
有價証券	1,355,556.23
商掛勘定	3,634,834.04
賣掛勘定	7,661,947.73
什ヶ金勘定	5,913,376.55
預け金勘定	3,944,831.01
未經過保險料	8,427,996
假拂金	2,260,999.56
銀行預金及現金	3,699,568.12
負債	3,203,204.46

科	目	十一年下期
借入金		6,030,433.55
買掛勘定		5,668,681.83
支拂手形		1,377,000.00
預り金勘定		3,741,557.53
未拂金		5,668,681.83
未拂配當金		1,704,697.73
前期繰越金		5,913,376.55
当期利益金		422,933.33
合計		2,058,454.52
損益計算書		
總損益金		4,933,921.33
總損益金		3,399,977.73
差引当期利益金		1,533,943.60
当期利益金		422,933.33
前期繰越金		5,913,376.55
合計		1,533,943.60
法定積立金		4,000,000.00

貸借対照表	(十一年三月末現在)
資本金	5,000,000.00
負債	3,203,204.46

百貨店業

法定積立金 七〇〇〇〇
別途積立金 二、一〇〇〇〇
退職手當基金 一、五〇〇〇〇
株主配當金 五、〇〇〇〇〇
(但シ一株ニ付一圓)
役員賞與金 二、〇〇〇〇〇
後期繰越金 七、八七九二四

東横百貨店

所在地 東京市澁谷區上通二ノ五
電話代表 青山 七三〇番
開設 昭和九年十一月一日
組織 東京横濱電鐵株式會社百
貨店部
資本金 三千萬圓
決算期 五月、十一月
總延坪 三、五四六坪(七階建)
從業員數 一、二〇〇名(男) 五〇〇名
(女) 七〇〇名
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 八の日
人事職制
專務取締役 五島慶太
百貨店部長 篠原三千郎
常務取締役 松浦由太郎
次長 佐藤 松浦由太郎
營業部 山本知太郎

次 長 天春虎一
第一課(地下、一階)
課長(兼) 天春虎一
副課長(兼) 宇田川一郎
第二課(二階)
課長(兼) 天春虎一
第三課(三階)
副課長 市橋滿之介
第四課(四階)
第一、吳服係主任 大崎隆助
第三、吳服係主任 田中良平
第四、吳服係主任 小澤直矩
第五課(五階)
課長(兼) 高橋禎二郎
副 長 菰田惟信
第六課(六階)
課長(兼) 高橋禎二郎
副 長 古仁所智
食 堂 課
副 長 天春虎一
外 賣 課
副 長 岡本眞吾
宣 傳 課
副 長 清水定夫
管 理 課
副 長 河村 錯
副 長(兼) 高橋禎二郎
栗原 光

西川商店

所在地 東京市日本橋區通一丁目
電話日本橋 毛一五〇番
創立 永祿九年(三百七十餘年前)
組織 個人組織
從業員 三〇名(男二〇名、女一〇名)
支店及出張所
支店 東京市日本橋區通三丁目
大阪市東區本町一丁目、
京都市寺町通り、大分市
大道町、豊後國杵築町
出張所 京城市黃金町
蚊帳工場 滋賀縣能登川驛前

株式會社伊東屋

所在地 東京市京橋區銀座三丁目
電話京橋一五一—七番
明治三十七年
組織 株式會社
資本金 壹百萬圓(全額拂込)
總延坪 一、四〇〇餘坪
從業員 三〇〇名
營業時間 午前九時—午後十時
定休日 ナシ

東京地下鐵ストア

所在地 本部東京市神田區須田町
電話(代表)神田二一六一—五番)
組織 昭和六年十二月
東京地下鐵道株式會社事
業課直營
資本金 四千萬圓(拂込二千六百
萬圓)
總延坪 三千三百坪
從業員總數 八〇〇名
營業時間 年中無休夜間營業

本部

支配人 高木謙吉
次長兼第一 松田正雄
仕入係長 濱田成雄
第二仕入係長 土橋英二
食堂係長 河野正
營業所一覽
上野ストア
所在地 下谷區上野車坂一二
電話下谷八一七—九番
開業 昭和六年十二月一日
店舖 鐵筋混凝土九階延坪一三
四四坪
從業員 二七六名
吉 郎
小 谷 友 武
須田町ストア
所在地 神田區須田町一ノ一六
電話神田〇二八四番
開業 昭和七年四月一日
店舖 鐵筋混凝土七階延坪一九
七坪
從業員 八五名
永 見 龍 輔
日本橋ストア
所在地 日本橋通二丁目一
電話日本橋四三九九番
開業 昭和八年六月十五日
店舖 地下街利用一九三坪
百貨店業

從業員 五〇名

店長 藤崎茂太
上野驛構內食堂
所在地 上野驛構內地下室
電話根岸〇九六一番
開業 昭和七年四月一日
店舖 地下室一八五坪
從業員 一〇五名
野 正
銀座ストア
所在地 京橋區銀座四丁目
開業 昭和九年九月一日
店舖 地下街利用六三坪
從業員 五〇名
山 口 功
新橋ストア
所在地 芝區新橋驛地下室
開業 昭和九年九月十五日
店舖 驛地下室五十坪
從業員 四〇名
伊 藤 信
株式會社小美屋
所在地 川崎市砂子町一ノ四一
創業 明治六年
設立 大正五年(合名會社)
組織 株式會社(昭和十年九月)
資本金 五十萬圓(全額拂込)
延坪 一、〇〇〇坪(地上五階、
別館一七〇坪)

從業員數 一八〇名(男一〇〇名、女八〇名)

營業時間 午前九時—午後九時
(平日六時終業)
人事職制
取締役社長(兼) 小宮德造
取締役 小宮誠一
小宮 莊七
小宮 幸雄
小宮 貞次
小宮 健吉
岩井和三郎
岩井 貞造
監査役 小宮 德造
同 小宮 幸雄
同 小宮 貞次
同 小宮 健吉
同 岩井和三郎
同 岩井 貞造
營業部長 小宮 德造
販賣係主任 小宮 幸雄
第一部主任 藤井彌太郎
第二部主任 天野 梅春
第三部主任 小林 章悟
吳服仕入主任 加藤英之助
雜貨仕入主任 福地 萬吉
食料品仕入 大島 哲二
宣傳主任 白井 義男
經理部會計 小宮 貞次
主任 小宮 貞次
人事庶務主任 遠藤 啓一
藤 屋
所在地 川崎市東一丁目
電話川崎二二二〇番
開業 昭和六年六月

組織 個人經營

延坪 二九六坪
從業員數 七〇名
營業時間 午前九時—午後九時
人事職制
主 森 五郎作
總務部長 諸井長之助
卸部長 小山 正平
百貨店部長 逢坂 修三
仕入係長 森 五郎作
吳服仕入係長 內田晋太郎
洋服仕入係長 逢坂 修三
株式會社野澤屋
所在地 橫濱市中區伊勢佐木町一
電話代表長者町一〇三一—一四三一
創業 元治元年
會社設立 大正十年七月
組織 株式會社
資本金 貳百萬圓(全額拂込)
總延坪 三、七〇〇坪
從業員 九〇〇名(男五〇〇名、
女四〇〇名)
營業時間 午前九時—午後六時
(土、日曜午後九時)
定休日 八の日
人事職制
重役
取締役社長 殿木三郎
一九一九

百貨店業

Table with columns for positions (常務取締役, 取締役, 監査役), names (高岡, 井坂, 瀧澤), and addresses (高岡, 井坂, 瀧澤).

株主

Table listing shareholders (大株主) with columns for name, address, and shares (株数).

株主

Table listing shareholders (株主) with columns for name, address, and shares (株数).

九二〇

Table listing financial items (有價証券, 銀行當座預金) and their values.

科目

Table of financial items (収入之部, 支出之部) for a department (百貨店業).

株式會社壽百貨店

Table providing company details (所在地, 所在地, 電話) and employee information (役員).

科目

Table of financial items (未拂込資本金, 設備) for the company.

科目

Table of financial items (未拂配當金, 損益計算書) for the company.

百貨店業

退職慰勞基金 三〇〇〇〇〇
後期繰越金 一七、七四六・九九
合計 三、四四六・九九

株式會社さいか屋

所在地 横須賀市大瀧町東郷通り
電話横須賀三〇一三三四
創設 安政年間
會社設立 昭和三年三月
組織 株式會社
資本金 五拾萬圓(拂込參拾萬圓)
延坪 二、〇二二坪(地上五階)
従業員數 三五〇名(内男一八〇名、女一七〇名)

重 營業時間 午前九時—午後八時
取締役社長 岡本傳之助
取締役相談役 三木熊吉
取締役支那人 荒井銀藏
同 副支那人 和泉澤 福太郎
同 岡本あゝ子
監査役 太田源治郎
板倉留次郎
同 岡本あゝ子
同 太田源治郎
同 板倉留次郎
第一部長 太田源治郎
第二部長 田中市三郎
第三部長 荒井銀藏
第四部長 和泉澤 福太郎
板倉留次郎

株式會社松菱百貨店

所在地 濱松市鍛冶町一四
創設 昭和十二年五月三十一日
株式會社
資本金 (公稱)壹百萬圓(拂込)七拾萬圓
延坪 三百九十坪
延坪 二千六百坪
建築階數 前面六階(一部八階)中央七階(一部八階)
従業員數 四五〇名
營業時間 午前九時—午後六時

九二二
地階係長 金子忠良
一階係長 山田直一
二階係長 井上一郎
三階係長 井上康太郎
四階係長 蘆部喜代登
五階係長 尾崎茂樹
六、七階係長 山田武之助
食堂主任 徳次義男
宣傳部主任 神島左大男
意匠部副主任 鈴木正
總務部 黒川孫也
人事部 柳原六郎
庶務部 田中忠六
用度部 佐々木勝祐

名古屋東海地方

田中屋
所在地 靜岡市吳服町
電話(代表)三四五〇番
創設 昭和六年十二月八日
組織 個人
従業員總數 一九六名(内男)八五名、(女)一一一名
總延坪 一一〇坪(地上四階)
營業時間 午前九時—午後九時
店員休養日 月二回(交替制)

人事職制
店長 青島富太郎
第一任入部長 青島藤吉
第二任入部長 村上博一
一階々長 天野治
二階々長 増田周
三階々長 村上博
四階々長 松永貞吉
食堂係長 濱野一
宣傳係長 鈴木博
經理係長 鈴木博

取締役社長 萩原芳郎
常務取締役 山岸勇次郎
取締役 高島次郎
監査役 中木保太郎
支那人 山岸勇次郎
營業部長 高島次郎
總務部長 柳原六郎
秘書課長 神島左太郎

株式會社松坂屋

所在地 名古屋市中區南大津町二丁目八番地
電話(中)代表 二二〇一
設立 明治四十三年二月
株式會社
資本金 (公稱)千五百萬圓(拂込)全額
取締役社長 伊藤松之助
專務取締役 小林八百吉
常務取締役 塚本鉢三郎
取締役 伊藤鉢治郎
同 交野政邁

鬼頭幸七
北澤平藏
澤田東作
伊藤鈴三郎
佐々部晚穂
塚本鉢三郎
山田久助
吉田新太郎
塚本峰吉
北澤平藏
武藤彌四郎
伍島善十郎

同代理 山崎仁三郎
同代理 花井義輝
同代理 深谷東三
同代理 櫻井正道
同代理 植田義一
同代理 安井信一
同代理 刈田貞一郎
宣傳部長 丹羽正一
人事部長 丹羽正一

營業時間 平均九時間強
定休日 毎八日(月三回)
人事職制
營業部長 牧野長兵衛
宣傳部長 金子鎮
同代理 神谷國右衛門
同代理 三輪貞男
同代理 竹島喜作
同代理 神田秀一
同代理 横井平治郎
同代理 飯田美一
同代理 山田義一
同代理 齋藤義一
同代理 丹羽一郎

統轄課長
調査課長
外國課長
秘書課長
監査課長
武藤彌四郎
伍島善十郎

名古屋店
所在地 名古屋市中區南大津町二丁目八番地(電)三〇一
創設 慶長十六年
従業員總數 二、〇〇〇名(男)一、〇〇〇名(女)一、〇〇〇名
總延坪數 一一、〇〇〇坪(地下二階、地上八階)
營業時間 平均九時間
定休日 毎八日(月三回)
人事職制
營業部長 岡田泰造
商品部長 塚本豊吉
百貨店業

名古屋藥町支店
所在地 名古屋市中區榮町五丁目八(電、一一九一)
開設 明治四十一年
従業員總數 三〇〇名(男)二〇〇名(女)一〇〇名
總延坪 (地下一階、地上三階)一、五〇〇坪
營業時間 十二時間
定休日 毎八日(月三回)
人事職制
營業部長 瀧秀一郎
本町分店主任 木下義一

銀座支店
所在地 東京市京橋區銀座六丁目一番地(電)銀座
創設 大正十三年十二月一日
従業員總數 一、〇〇〇名(男)五〇〇名(女)五〇〇名
總延坪 (地下一階、地上八階)三、〇〇〇坪
營業時間 十二時間
定休日 毎八日(月三回)
人事職制
支店長 澤田東作
營業部長 川田新吉
商品部長 森樹太郎

大阪支店
所在地 大阪市南區日本橋筋三丁目(電)戎三三〇三番
開設 大正十二年
従業員總數 一三〇〇名(男)六〇〇名(女)七〇〇名
總延坪 (地下二階、地上七階)一一、〇〇〇坪
定休日 毎八日(月三回)
營業時間 平均九時間強
人事職制
支店長 塚本鉢三郎
營業部長 松岡正禮
商品部長 加藤利一
同代理 杉本茂雄
同代理 丹羽倉治
同代理 江坂宗作
同代理 白根崇
同代理 服部知祥
同代理 黒川庄右衛門
同代理 若林菊之助
同代理 市川龍吉
同代理 須藤豊吉

百貨店業

所在地 靜岡市茶町一丁目十五番
開設 昭和七年十一月
從業員總數 四〇〇名(男)一五〇名(女)二五〇名
總延坪 (地下一階、地上七階)
營業時間 平均九時間強
定休日 毎十日、二十日(月)二日
人事職制

營業部長 堤 瀧三
内務主任 古川 昌治
商務主任 湯 淺和一
陳列主任 菅 谷源太郎

京都仕入店
所在地 京都市中京區新町通り六角南入電(本)一〇五七
創設 延享二年六月
從業員總數 七〇名
總延坪 (地上二階) 四〇〇坪
人事職制

仕入店長 奥田直治郎
同代理 佐藤 朝一

科 目		金額
假拂金		二〇五九、四三〇〇
有價證券		三、七六六、四七・五
銀行勘定		三、二六六、八五・六
現金		一〇、三五六、六八・七
負債之部		三三、七三三、三九七・六
資本金		一五〇,〇〇〇,〇〇〇
積立金		六、五五〇,〇〇〇
預掛金		一、三三七、五二・〇
前預金		九、二一九、八三・五
前期繰越金		一、五八〇、三三
前期利益金		一、三六四、八〇・元
合計		三三、七三三、三九七・六

科 目		金額
利益金處分		七、六三三、七六・六
當期純利益金		一、三六四、八〇・元
前期繰越金		四、五八〇、三三
積立金繰入		五〇〇,〇〇〇
合計		三、三二〇、六三・六
之ヲ處分スルコト左ノ如シ		
積立金		三、三二〇,〇〇〇
恩給金		五〇,〇〇〇
配當金		七、五〇〇,〇〇〇
賞與金		五〇,〇〇〇
増資引當金		七、五〇〇,〇〇〇
後期繰越金		三、三二〇,六三・六
合計		二、三二〇、六三・六

代表取締役 塚本鉢三郎
同取締役 伊藤善十郎
同取締役 澤田晴雄
同取締役 櫻井武吉
同取締役 鈴木博夫
同取締役 北澤平藏
同取締役 水谷年一
同取締役 藤田博三郎
同取締役 齊藤武雄
同取締役 櫻井武吉
同取締役 鈴木博夫

監査役 水谷年一

本店支配人 尾崎康太郎
名古屋同 鈴木博夫(兼任)
同副支配人 日比野 茂
業務監督 日比野 茂
名古屋支店 中區東川端町八丁目
株式會社サカエヤ

所在地 京都市下谷區同朋町一
電話(代表) 下谷一五五番
開設 昭和四年四月
組織 株式會社
資本金 五拾萬圓(全額拂込済)
從業員數 八四〇名

取 締 役 澤田 東作
同 藤倉 傳三郎
同 齊藤 義一
同 川崎 新一
同 松岡 正造
同 岡田 泰造
監 査 役 牧野 長兵衛

九二四

株式會社十一屋

所在地 名古屋市中區榮町四丁目
電話(代表) 東八二六一番
創設 元和九年
會社設立 大正十一年

株式會社
資本金 一、〇〇〇,〇〇〇圓
總延坪 四千坪
從業員 男三百五十名、女三百五十七名、計七百零七名

科 目		金額
假拂金		二〇五九、四三〇〇
有價證券		三、七六六、四七・五
銀行勘定		三、二六六、八五・六
現金		一〇、三五六、六八・七
負債之部		三三、七三三、三九七・六
資本金		一五〇,〇〇〇,〇〇〇
積立金		六、五五〇,〇〇〇
預掛金		一、三三七、五二・〇
前預金		九、二一九、八三・五
前期繰越金		一、五八〇、三三
前期利益金		一、三六四、八〇・元
合計		三三、七三三、三九七・六

科 目		金額
利益金處分		七、六三三、七六・六
當期純利益金		一、三六四、八〇・元
前期繰越金		四、五八〇、三三
積立金繰入		五〇〇,〇〇〇
合計		三、三二〇、六三・六
之ヲ處分スルコト左ノ如シ		
積立金		三、三二〇,〇〇〇
恩給金		五〇,〇〇〇
配當金		七、五〇〇,〇〇〇
賞與金		五〇,〇〇〇
増資引當金		七、五〇〇,〇〇〇
後期繰越金		三、三二〇,六三・六
合計		二、三二〇、六三・六

代表取締役 塚本鉢三郎
同取締役 伊藤善十郎
同取締役 澤田晴雄
同取締役 櫻井武吉
同取締役 鈴木博夫
同取締役 北澤平藏
同取締役 水谷年一
同取締役 藤田博三郎
同取締役 齊藤武雄
同取締役 櫻井武吉
同取締役 鈴木博夫

監査役 水谷年一

本店支配人 尾崎康太郎
名古屋同 鈴木博夫(兼任)
同副支配人 日比野 茂
業務監督 日比野 茂
名古屋支店 中區東川端町八丁目
株式會社サカエヤ

所在地 京都市下谷區同朋町一
電話(代表) 下谷一五五番
開設 昭和四年四月
組織 株式會社
資本金 五拾萬圓(全額拂込済)
從業員數 八四〇名

取 締 役 澤田 東作
同 藤倉 傳三郎
同 齊藤 義一
同 川崎 新一
同 松岡 正造
同 岡田 泰造
監 査 役 牧野 長兵衛

九二五

百貨店業

Table with financial data for '百貨店業' including items like '買掛金', '前期繰越金', '当期利益金', and '損益計算書'.

Table with personnel data for '株式會社中村屋吳服店' including '役員賞與金', '社員退職給與資金', and '後期繰越金'.

Table with personnel data for '株式大門百貨店' including '關東吳服', '仕入主任', and '既製品'.

Table with personnel data for '株式マルビシ百貨店' including '同 同 同 同 同' and '監査役'.

京阪地方

Table with personnel data for '株式會社高島屋' including '總務部長', '宣傳部長', '藥品部長', and '玩具部長'.

Table with personnel data for '株式會社中村屋吳服店' including '專務取締役', '取締役理事', and '取締役'.

Table with personnel data for '株式大門百貨店' including '從業員', '支配人', and '營業本部'.

Table with personnel data for '株式大門百貨店' including '町一四番地', '代表電話', and '開店'.

百貨店業

部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長
田所久吉	金尾敏雄	駒井寅三	佐伯又次	東島孝一	中堀嘉道	植田俊一	原芳松	栗田廣知	小早川定	高橋勝平	牧野常七	池田直治	田中治一郎	谷完吾	寺西治

賣場部長(兼)	商品部長	副部長	京都市支店部長(兼)	事務部長	大阪兩支店職員	南海店營業部長	外務部長	副部長	事務本部	秘書部長	人事部長	庶務課長	會計課長	商品課長	同部長(兼)	配給部長	高島屋岸和田店
森下胤晴	江原虎三	大屋四郎	佐々波久三	永山美節	和田正樹	吉田松之助	片山佐太郎	森本磯次郎	大谷友之進	岡田榮三郎	山田春男	加戸辰三郎	大野甚藏	高井潔	中野政男	鶴谷政男	栗原勇次郎

主任	高島屋和歌山店	高島屋天下茶屋工場	大阪長堀支店	現幹部	監督	營業部長	副部長	同	所在地	設立	從業員數	總延坪	營業時間
那須時次郎	和歌山市七番町一	大阪西成	大阪市南區長堀橋筋一丁目三番地	村上格	西岡辰造	坂東磯次郎	松田辰次郎	坂東磯次郎	東京日本橋區通二ノ五	代表電話日本橋四一一	三、〇〇〇人(男)二、〇〇〇人(女)	九、〇〇〇坪(地下二階、地上八階)	午前九時~午後六時半

定休日 八の日

人事職制	取締役理事	取締役支配人	支配人	同(營業擔任)	重役(支)	配人(支)	副支配人	秘書部長	調查課長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
村松善次郎	川勝堅一	小川竹次郎	小瀬竹松	柴垣良	飯田慶三	榎木三男	安藤信夫	岡島規矩郎	前田博	林義公	松村義	西脇	高田禮二	柴本鍾吉	垣本數之助	森脇幸三郎	竹原兵次郎	林周二	稻田千葉之助	中村與三郎

百貨店業

部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長	部長	次部長
竹原兵次郎	田守丈夫	竹原兵次郎	石上武次郎	野村時太郎	渡邊豐松	木村宗一	松浦英吉	波多野誠	飯田慶三	海沼建次	大槻安次郎	森脇幸三郎	中村駒次郎	同	同	同	同	同	同

同第五部長	同第六部長	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
野島勇治	栗原勇次郎	栗山安五郎	今中順藏	鶴谷政男	和田庄兵衛	杉野伊右衛門	高井潔	中川隆一	八島進一	大岩鏡二	赤見榮治	石川一枝	馬場守一	和田久次郎	宮內順治	戶田留之助	神原賢吉	丹羽嘉一	石飛嘉一

庶務部長	配給部長	同	機關部長	總本部長	所在地	開設	開舖總數	本部所在地	取締役	所在地	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部	本部
宇賀神字吉	酒井金三郎	大竹口直育	野坂勘次郎	野坂勘次郎	大阪南區長堀橋筋一丁目三番地	昭和六年八月	計五十七店	大阪、東京、京都外合	小澤直次郎	大阪南區長堀橋一丁目三番地	飯田虎雄	木内利一	中山隆良	古屋邦道	岸上茂二	清水松太郎	林正雄	中井正雄	林茂雄

店名	和歌山店	野田神店	大正橋店	花園橋店	玉造店	堺店	上福島店	天王寺店	蘆屋店	鶴見橋店	八幡路	森小路	四貫島	大和田	梅田	奈良	春日野	惠比須	奥平	新開	心齋橋	京都河原町	西陣	出町	京町	四條大宮	植物園前	七條大宮
主任	中西悦次	野村新三	丸上秀三	安田茂	重田清次郎	森岡梅太郎	平垣	西垣	石垣文彌	高橋卯太郎	加川一男	西田勝親	山本勝次郎	當麻平次郎	河井正雄	奧井一男	森井清	奥井一男	森井清	森口正男	森口正男	兒玉威雄	秋山威雄	內田仙郎	桑田仙郎	篠原武夫	稻垣不三	安田不三

十二年上期

同 支配人 奥主一郎

支店長 皆見武雄

電話西陣五三・五〇〇
分店長 鎌田竹二郎

科 目 計	1,711,010.00
內課	
資產銷却	300,000.00
法定積立金	63,000.00
退職慰勞資金	8,000.00
役員賞與及交際費	7,000.00
店員共愛會給與金	20,000.00
株主配當金	49,333.33
(但し年八分)	
後期繰越金	75,666.67
人事職制	
理事	鎌田竹二郎
營業部長	野坂寅次郎
秘書課長	大里國孝
經理部長	三井信治
人事部長	安樂壯治
營業次長	山口義治
支店	
所在地 岐阜市柳ヶ瀬四丁目	
開設 昭和五年六月一日	
電話代表三二五〇番	
總延坪 一、〇二七坪九八	
從業員數 二六三名	
營業時間 午前九時—午後九時	
定休日 十八日、二十八日	
支配人 井上泰輔	
所在地 愛知縣豐橋市清水町	
電話豐橋二六三九番	
開設 昭和七年十月二十一日	
總延坪 二四〇坪	
從業員 四七名	
營業時間 午前九時—午後九時	
定休日 十八日	
支店長 井上泰輔	

株式會社丸物

所在地 京都驛前
沿革 大正九年一月合名會社京都物産館を創設し、昭和九年九月組織變更株式會社丸物となす。
資本金 參百萬圓(全額拂込済)
總坪數 一〇、三六〇坪(地下一階地上九階一都十階)
從業員 二、〇〇〇名(男七五〇名、女一、二五〇名)
營業時間 午前八時半—午後九時半
定休日 毎月八の日
重役
取締役社長 中林仁一郎
常務取締役 谷政二郎
取締役 安田耕之助

科 目	府縣別	株 主 名
合計	大阪 富澤 岩太	
	京都 高橋 勇治	
	野坂 寅次郎	
	野崎 政之助	
	山口玄合會社	
	業務擔當社員 山口二郎	
	株式會社丸物	
	紅店専務 鐵次郎	
	取締役 古川 次郎	
貸借對照表 (十二年二月末現在)		
資產之部	負債之部	

科 目	金額
株 主 名	
岩太	3,000,000.00
勇治	4,000,000.00
寅次郎	3,000,000.00
政之助	3,000,000.00
山口二郎	1,200,000.00
鐵次郎	1,600,000.00
古川 次郎	3,200,000.00
合計	7,600,000.00
損益計算書 (自十一年九月一日起至十二年二月二六日)	
總 益 金	9,333,333.33
總 損 金	7,000,000.00
當期利益金	2,333,333.33
利益金處分	
當期利益金	3,000,000.00
固定資金償却金	4,000,000.00
差引當期純益金	3,000,000.00
前期繰越金	3,699,244.44
合計	3,499,244.44
法定積立金	10,000.00
別途積立金	10,000.00
店員給與基金	15,000.00
税金充當金	10,000.00

科 目	府縣別	株 主 名
合計	大阪 富澤 岩太	
	京都 高橋 勇治	
	野坂 寅次郎	
	野崎 政之助	
	山口玄合會社	
	業務擔當社員 山口二郎	
	株式會社丸物	
	紅店専務 鐵次郎	
	取締役 古川 次郎	
貸借對照表 (十二年二月末現在)		
資產之部	負債之部	

科 目	金額
株 主 名	
岩太	3,000,000.00
勇治	4,000,000.00
寅次郎	3,000,000.00
政之助	3,000,000.00
山口二郎	1,200,000.00
鐵次郎	1,600,000.00
古川 次郎	3,200,000.00
合計	7,600,000.00
損益計算書 (自十一年九月一日起至十二年二月二六日)	
總 益 金	9,333,333.33
總 損 金	7,000,000.00
當期利益金	2,333,333.33
利益金處分	
當期利益金	3,000,000.00
固定資金償却金	4,000,000.00
差引當期純益金	3,000,000.00
前期繰越金	3,699,244.44
合計	3,499,244.44
法定積立金	10,000.00
別途積立金	10,000.00
店員給與基金	15,000.00
税金充當金	10,000.00

株式會社丹神百貨店
所在地 京都市上京區千本今出川
電(代表)西陣六〇一六八
設立 昭和七年六月一日
組織 株式會社
資本金 (公稱) 貳拾七萬圓(全額拂込済)
從業員總數 四五〇名(男)一九五名、(女)二五五名
總延坪 九六〇坪(地下一階、地上五階)
營業時間 午前九時半—午後九時
又(九時半)
店員公休 六日目毎に一回
重役
専務取締役 藤原辨治郎
常務取締役 成宮良次
取締役 平田 實
監査役 渡邊定次郎
同 山田九藏
相談役 平田保太郎

百貨店業

人事職制
營業部長 石原豪雄
經理部長 武藤猛光
雜貨部長 藤澤久雄
吳服部長 加藤西三
子供用品部長 河野謹吾
文具用品部長 大喜田榮三
家庭用品部長 楠田忠三
催部長 長谷川龍三
食料品部長 河野遠也
外務部長 水口正一
宣傳部長 田中精一
庶務部長 宮永恒治
食堂部長 近藤義雄
仕入事務部長 芳野要
賣場監督 皆川善次郎

株式會社藤井大丸

所在地 京都市四條通寺町角
創設 明治二十四年
新築開業 昭和十年
組織 株式會社
資本金 拾萬圓(全額拂込済)
店舖 鐵筋混泥土地下一階地上
五階總延坪一、二〇〇坪
從業員 三五〇名
營業時間 午前九時—午後九時
定休日 無し
重役
取締役社長 藤井正三
取締役 藤井啓一
取締役 藤井照三
監査役 藤井千代子
同 藤井タカ子
同 藤井千代子
同 藤井千代子
同 藤井千代子
同 藤井千代子
同 藤井千代子

株式會社三ツ丸吳服店

所在地 京都市綾部町字南西町二
創設 大正十五年十月
組織 株式會社
資本金 五拾萬圓(拂込參拾五萬圓)
店舖 三階總延坪四九〇坪
從業員 八五名
營業時間 午前八時—午後九時
定休日 每月二日
福知山支店 延坪四九〇坪四階
從業員 八五名
人事職制
社長 出口常次郎
取締役 村上隆一
同 田中行一
同 大島利吉
同 森本治左衛門
同 森本治左衛門

株式會社大丸

所在地 大阪市南區心齋橋一
電話(代表)南一三三番
設立 大正九年四月廿四日
組織 株式會社
資本金 (公稱) 壹千五百萬圓(拂込) 壹千貳百萬圓
積立金 百四拾萬參千圓
株主配當率 年六分
從業員總數 二五〇七名內(男)一〇九八名(女)一四〇九名
(但し臨時店員、雇員を含まず)
總延坪 約一、〇〇〇坪(地下三階、地上八階)
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 每週月曜
重役
取締役社長 下村正太郎
取締役 里見純吉
常務取締役 下村昇之助
同 石本晉彦
同 森八郎助
同 西村齊次郎
同 竹村清次郎
同 安田孝次郎

人事職制

秘書課長 田口盛四郎
調查課長 堀原可吉
人事課長 中村德治郎
經理課長 中村德治郎
商品課長 中村德治郎
本部附 宮崎恒三郎
支店 安田孝次郎
支店 東條久壽馬
支店 糸井邦治
支店 上田新次郎
支店 島袋元治郎
支店 金子六郎
支店 福井六藏
支店 橋本直三
支店 栗谷芳藏
支店 橋本又吉
支店 長谷川庄治郎
支店 細井松治郎
支店 宮村久藏
支店 千賀襄太郎

人事職制

五階監督 刀根啓祐
六階監督 辻本治作
第一部長 矢入啓一
第二部長 西村修三
第三部長 原野長一
第四部長 水立精一
第五部長 藤立久治
第六部長 上田喜久夫
第七部長 松田義夫
第八部長 上田謙市
第九部長 森久四郎
第十部長 七條康平
第十部長 川畑幸一
第十一部長 西川民之助
第十二部長 山口秀夫
第十三部長 淺井傳吉
第十四部長 田中政三
第十五部長 五十嵐德次郎
第十六部長 五十嵐德次郎
第十七部長 五十嵐德次郎
第十八部長 五十嵐德次郎
第十九部長 高木鶴吉
第二十部長 坪田角一
第二十一部長 玉水繁之助
第二十二部長 山本敏郎
第二十三部長 北村克己
第二十四部長 畑中定治
第二十五部長 畑中定治
第二十六部長 畑中定治
第二十七部長 畑中定治
第二十八部長 畑中定治
第二十九部長 畑中定治
第三十部長 畑中定治

人事職制

檢品部長 神開三松
發送部長 竹村喬
加工部長 中山鐵彌
宣傳部長 副田壬一
圖案部長 森脇高行
人事部長 西川正吉
教育部長 加藤新次郎
田納部長 川島銈三
計算部長 川島銈三
庶務部長 川島銈三
警備部長 西松春三
保安部長 西口好次

人事職制

三階監督 松田松太郎
四階監督 兒島健吉
五階監督 鈴木謙吉
第六部長 西崎芳雄
第七部長 福知外次郎
第八部長 河田正己
第九部長 片倉安信
第十部長 小倉彌一郎
第十一部長 角市岩吉
第十二部長 前田次郎
第十三部長 渡邊道太郎
第十四部長 中村茂彰
第十五部長 倉島秀三郎
第十六部長 早川享二
第十七部長 秋山義夫
第十八部長 石原貫三
第十九部長 藤井銳吉
第二十部長 藤井銳吉
第二十一部長 藤井銳吉
第二十二部長 藤井銳吉
第二十三部長 藤井銳吉
第二十四部長 藤井銳吉
第二十五部長 藤井銳吉
第二十六部長 藤井銳吉
第二十七部長 藤井銳吉
第二十八部長 藤井銳吉
第二十九部長 藤井銳吉
第三十部長 藤井銳吉

百貨店業

神戶店

所在地 神戸市三宮神社前
設立 明治四十一年
組織 株式會社大丸神戶店
従業員總數 一、七〇〇名
總延坪數 六、四五〇坪(地下二階
地上八階塔屋共十一階)
營業時間 午前九時—午後六時三十分
定休日 毎月曜日
人事職制
支配人 小野雄作
副支配人 磯部喜一
副支配人 中村鐵之助
地階監督 福島祥吉
一階監督(兼) 宮地茂喜
二階監督 辻和三郎
三階監督 松田常三郎
四階監督 藤高英雄
五階監督 石坂孝之助

第一部長 森川正一
第二部長 鈴木仙一
第三部長 柴田誠一
第四部長 幾度寬昇
第五部長 谷口善七
第六部長 中井光太郎
第七部長 中井光太郎
第八部長(兼) 中井光太郎

第九部長 井上重明
第十部長 野村單五郎
第十一部長 吉原捨吉
第十二部長 原田榮一
第十三部長 佐藤定雄
第十四部長 町田義一郎
人事部長(兼) 中村鐵之助
食堂部長 柿澤重長
元町食堂部長(兼) 柿澤重長
掛賣部長 石川久我夫
庶務部長 松本晴吉
計算部長 磯部喜一
商品監理部長(兼) 磯部喜一
出納部長 前田雄一
檢品部長 江口博敏
顧客部長 宮地茂喜
發送部長 谷田篤郎
宣傳部長 鹽路義孝
加工部長(兼) 中井光太郎

株數 府縣別 氏名
五〇〇〇 大阪 株式會社丸紅商店
五〇〇〇 京都 竹村信一
四〇〇〇 大阪 里見純吉
四〇〇〇 東京 森八郎助
三〇〇〇 大阪 稻西合名會社
三〇〇〇 東京 株式會社森五商店
二八〇〇 兵庫 柴田喜代治
一七〇〇 同 小寺敬一
一三〇〇 大阪 田村駒次郎
一〇〇〇 京都 矢代仁兵衛
一〇〇〇 大阪 岸本吉左衛門
一〇〇〇 京都 市田文次郎
一〇〇〇 兵庫 市川吉太郎
一〇〇〇 滋賀 稻本利右衛門
一〇〇〇 兵庫 濱本利右衛門
一〇〇〇 滋賀 西村重郎兵衛
一〇〇〇 東京 西村總右衛門
一〇〇〇 京都 下村忠兵衛
一〇〇〇 奈良 富田宇市良
一〇〇〇 大阪 外村市郎兵衛
一〇〇〇 同 淺田喜一
八〇〇 兵庫 近藤忠吉
六〇〇 大阪 都志兵太

株數 府縣別 氏名
九三六
六〇〇 同 安田孝次郎
七〇〇 同 酒井安之助
七〇〇 同 富永源治郎
六〇〇 同 藤森源之助
六〇〇 同 西村齊次郎
六〇〇 京都 間坂松次郎
五〇〇 大阪 浦谷勇
五〇〇 京都 荒川益次郎
五〇〇 大阪 千艸マン
五〇〇 京都 株式會社藤井商店
五〇〇 同 市原龜之助
五〇〇 兵庫 石本晋彦
五〇〇 同 嘉納治郎右衛門
五〇〇 大阪 河井富彌
五〇〇 同 西澤利吉
五〇〇 兵庫 小野雄作
五〇〇 京都 洲崎康平
五〇〇 同 津村甚之助

積立金 六拾四萬八千圓
株主配當率 年四分
従業員總數 二、一〇〇名(男)
八四〇、女一二六〇名
總延坪 一、〇〇五坪(地下三階、
地上八階)
營業時間 午前九時—午後七時
(一部九時)
定休日 每八、十日(月三回)

取締役會長 板谷宮吉
專務取締役 土屋啓造
常務取締役 木水榮太郎
同 岸田秀之助
同 板谷順助
同 松本富藏
同 柴野仁吉郎
同 小川吉久
同 角田藤治郎
同 佐藤藤牛
同 淺山富雄
同 木下喜三郎
同 蓮田聖三郎
同 鷺見英太郎
同 三矢三六
同 橫尾忠愛
同 品課長 渡邊敬次郎
同 品課長 九三七

科 目

Table with financial data for '百貨店業' (Department Store Business). Columns include '銀行預貯金', '郵便振替貯金', '諸保證金', '有價證券', '假支金', '未經過諸費', '什器', '建物', '土地', '老舖', '未拂込資本', '負債之部', '銀行勘定', '支拂手形', '諸預り金', '買入金', '職先', '假收入', '未拂入金', '百貨店業'.

科 目

Table with financial data for '百貨店業' (Department Store Business). Columns include '未拂配當金', '税金充當金', '工場退職手当準備積立金', '借入金', '社債', '資本', '法定積立金', '別途積立金', '退職慰勞積立金', '前期繰越金', '当期利益金', '損益計算書', '賣益', '雜益', '營業諸經費', '不動產償却金', '什器償却金', '老舖償却金'.

科 目

Table with financial data for '百貨店業' (Department Store Business). Columns include '税金充當金', '当期利益金', '前期繰越金', '法定積立金', '別途積立金', '退職慰勞積立金', '役員賞與金', '株主配當金', '後期繰越金', '合計', '株式會社', '十合吳服店', '所在地', '電話', '設立', '組織', '資本金'.

積立金 六拾四萬八千圓
株主配當率 年四分
従業員總數 二、一〇〇名(男)
八四〇、女一二六〇名
總延坪 一、〇〇五坪(地下三階、
地上八階)
營業時間 午前九時—午後七時
(一部九時)
定休日 每八、十日(月三回)

百貨店業

雜貨第二商 筒井岩吉
品課長 石田嘉男
內販課長 高松忍夫
外販第二課長 福田敏夫
本部調查役 小松安三郎
同 間狩貫一

神戸支店

所在地 神戸市葺合區小野柄通
設立 明治三十二年
現店舖開業 昭和八年九月
總延坪 二八六四坪(地下三階、
地上七階)
從業員 六五〇名

支店長 池田德次郎
雜貨第一課長 大地定治
同 第二課長 高瀬芳松
吳服課長 大江喜代藏
庶務課長 正村茂
貸借對照表(十二年三月末現在)
資產之部

未拂込資本金 七五〇,〇〇〇
現金及預金 七七,四六八・三三
商 品 二,九二六・七〇五
賣 掛 金 五五,〇〇二・五五
有 價 證 券 三〇八,三〇六・五〇
貸 付 金 二五四,四六六・一九

科目

土地建物 三,五三三,四四五・二
什 器 七,一四三・〇三
未 收 入 金 二四,三三六・六
未 決 濟 六八,八四七・四
合 計 一〇,一四六,〇〇一・九
負債之部
資 本 金 四,〇〇〇,〇〇〇・〇〇
法定準備金 二四八,〇〇〇・〇〇
別途準備金 四〇〇,〇〇〇・〇〇
借 入 金 三,三三八,〇〇〇・〇〇
取 引 金 一,〇〇四,〇〇〇・〇〇
預 引 金 六二,八三三・三三
前期繰越金 六九,五五五・六
當 期 純 益 金 二二三,六三三・〇
合 計 一〇,一四六,〇〇一・九
損益計算書
(自十一年三月一日起
至十二年三月三十一日)
營業費及雜損失 三,七六九,三三・二
當 期 純 益 金 二二三,六三三・〇
賣 買 利 益 及 雜 利 益 四〇〇,〇〇〇・七
利 益 金 處 分 二六三,三三三・〇
當 期 純 益 金 二六三,三三三・〇
前 期 繰 越 金 六九,五五五・六
合 計 三三二,八八八・六

科目

合 計 三三二,八八八・六
法定準備金 一八,〇〇〇・〇〇
別途準備金 五〇,〇〇〇・〇〇
資 產 償 却 金 六〇,〇〇〇・〇〇
株 主 配 當 金 一三〇,〇〇〇・〇〇
(但舊株一株二付金貳圓
新株一株二付金五拾錢)
後 期 繰 越 金 五九,一八八・三
合 計 三三二,八八八・六
阪急百貨店
所在地 大阪市北區梅田
電話(代表)三四〇〇番、
三四三〇番、七九〇〇番
創 業 大正九年一月
組 織 阪神急行電鐵株式會社百
貨店部
總延坪 一六,七八七坪(地下二階
地上八階)
從業員 三七〇名(食堂を除く)
營業時間 午前九時—午後九時
定休日 毎月八日
人事職制
取 締 役 林 藤之輔
取 締 役 阿 部 悌 藏

九三八

營業部
營業部長心得 太田恒士郎
第一課長 野田孝
第二課長 田中徳次郎
第三課長 田村明
第四課長 乾 忠 昭
第五課長 二澤 龜 郎
第六課長 辰馬 俊 夫

事業部長心得 清水 雅
物産館課長 佐藤信二郎
通販課長 淵上新藏
配給課長 吉原 政 義
庶務部長 近藤 岩 男
取 締 役 山 内 武 夫
總務課長 草間 四 郎
計算課長 山内 武 夫
教育課長 山内 武 夫

大軌百貨店

所在地 大阪市天王寺區上本町六
開 設 昭和十一年九月
組 織 大阪電氣軌道株式會社直
營
總延坪 四,三〇一坪(地下一階、
地上塔屋共八階)
店員數 男三五〇名、女六〇〇名
營業時間 午前九時—午後九時
定休日 八〇日

人事職制

大阪電氣軌道株式會社
專務取締役百貨店部長
總務課長 三好 萬 次
庶務課長 橋本 政 一
人事係長(課長兼務) 佐川太郎左衛門
經理係長 平尾 直 一
出納係長 二 空 知 定
商品係長 安 永 博
營業課長 田尻 稻 次 郎
食料品係長 渡 邊 憲 三
雜貨係長 加 藤 憲 治
吳服係長 木 村 久 治
營業係長(課長兼務) 幸 采
同 次 長 幸 采
創 立 昭和九年
組 織 株式會社
資本金 五百萬圓
總延坪 約七,〇〇〇坪
取締役社長 佐竹 三 吾
專務取締役 猪飼 九 兵 衛
取 締 役 野田 吉 兵 衛
同 本 所 又 次
百 貨 店 業

人事職制

同 岸本五兵衛
同 寺田元之助
同 松崎勝太郎
同 山岡 俊
同 竹村 信 一
同 堀川 忠 一
總 務 部
總務部長 小松茂三郎
庶務課長 四 谷 秀 信
人事課長 小松茂三郎
經理課長 祐 野 貞 三
管理課長 今 林 幸 義
營業部次長 川口 四 郎 吉
地階課長 井 葉 野 德 造
第一課長(兼)井葉野德造
第二課長 山 邑 太 三 郎
第三課長 岩 田 貫 一
第四課長 松 浦 元 一
第五課長 加 藤 昌 秀
第六課長 加 藤 昌 秀
食 堂 課 長 同 和 田 一 雄
宣傳奉仕課長 同 岡野 宗 三
株 式 會 社 京 阪 テ ー バ ー ト
所 在 地 大 阪 市 北 區 天 神 橋 筋 六 / 五

設立

電話堀川八三五番
昭和七年十一月十五日
組 織 株式會社
資本金 (公稱) 壹百萬圓(拂込)
五拾萬圓
積立金 三萬六千九百拾圓
株主配當率 年六分
從業員總數 本支店共五四一人
總延坪 九四三坪(地上四階)
營業時間 午前九時—午後九時
定休日 なし
重 役
專務取締役 喜多 愿 吉
常務取締役 藤崎 正 太 郎
取 締 役 片岡 長 四 郎
同 小澤 喜 之 助
同 橫山 包 隆
同 東 佐 平 治
同 佐 藤 辰 治
同 福 田 瓊 二
同 小 林 康 三
支 店
天 滿 店
所在地 大阪市東區京橋一ノ五ノ一
開 業 昭和八年九月
總延坪 一,〇六八坪(地下一階、
地上三階)
店 長 小 林 銳 治
分 店
香 里 店

大阪府北河内郡陸野村中

振二四九一
大 阪 府 北 河 内 郡 枚 方 町 大
字 岡 七 六
千 里 山 店
大 阪 府 三 島 郡 千 里 村 字 千
里 山 二 五 四
高 槻 店
大 阪 府 三 島 郡 高 槻 町 字 高
槻 一 七 七
瑞 光 店
大 阪 市 東 淀 川 區 瑞 光 通 四
ノ 三 一 / 一
株 式 會 社 信 保 商 店
所 在 地 大 阪 市 港 區 九 條 通 一 / 八
電 話 (代 表) 西 五 五 〇 番
設 立 大 正 十 年 九 月 七 日
組 織 株式會社
資 本 金 (公 稱) 五 拾 萬 圓 (拂 込) 全
額 拂 込 済
積 立 金 拾 壹 萬 九 千 圓
株 主 配 當 率 な し、 繰 越
從 業 員 總 數 一 四 二 名 內 (男) 八 七
名、 (女) 五 五 名
總 延 坪 本 支 店 合 計 一 〇 六 〇 坪
營 業 時 間 十 三 時 間
定 休 日 每 月 二 十 六 日
重 役
九 三 九

百貨店業

取締役社長 信保龍平
專務取締役 信保五郎
取締役 信保盛三
常任監査役 信保盛三
監査役 阪東彌十郎
營業部長 信保數三(兼任)

支店
心齋橋支店 南區心齋橋筋二
支店長 野口
船場支店 東區唐物町四
支店長 山口君夫
天神橋支店 北區天神橋筋一
支店長 佐野潮太郎
玉造支店 東區南玉造町
支店長 岩本新一郎
西支店 港區九條中道一
支店長 田中安治

株式會社井筒屋

所在地 大阪市港區九條通一〇八
電話 西一九六・二二二・二〇三・二〇六
設立 昭和十一年十二月十四日
組織 株式會社
資本金 (公稱) 五拾萬圓(拂込)
全額拂込済
株主配當率 年六分
從業員總數 一四七名內(男)一〇三名、(女)四四名
營業時間 午前九時—午後十時

重

社 長 中田辨吾
取締役 若林住衛
同 加藤壽三
同 神田治三
監査役 辻芳三
人事職制
仕入部長 加藤壽男
販賣部長 神田治三
同 若林嘉次郎
宣傳部長 辻芳三
會計部長 大門元三
若林住衛

丸正百貨店

所在地 和歌山市本町二ノ二六
電話(代表) 五二九番
創立 明治廿四年
組織 個人經營
總延坪 二、五〇〇坪
從業員 六五〇名
職制
店 長 松尾正助
支店 長 村垣彦次郎
會計部長 松尾潤二郎
同 次長 宇治田初太郎
庶務兼總務 矢守完次
及人事課長 村垣彦次郎
宣傳奉仕部 村垣彦次郎

關東東北地方

株式會社奈良屋

所在地 千葉市吾妻町
電話 一七六番
創立 寶曆二年
會社設立 大正六年
組織 株式會社
資本金 貳拾貳萬圓(拂込拾壹萬圓)
總延坪 六一四坪
從業員總數 一〇〇名
人事職制
取締役社長 杉本郁太郎
常務取締役 杉本良吉
取締役 杉本吉吉
監査役 竹村熊二郎

九四〇

同 川勝喜五郎
販賣部長 山田丑之助
仕入部長 橋本元一
經理部長 村田俊夫

株式會社麻屋吳服店

所在地 群馬縣前橋市橫山町
電話前橋一五〇番
創立 明治十五年
會社設立 昭和八年十一月
組織 株式會社
資本金 參拾萬圓(全額拂込済)
店舖 三階建四〇〇坪、別館一〇〇坪
從業員 一〇〇名
人事職制
取締役社長 手塚鎌五郎
常務取締役 手塚茂四郎
同 手塚豐七郎
同 手塚健八郎
取締役支配人 篠田長吉
監査役 手塚嘉一郎
同 手塚嘉七郎
仕入部長 手塚健七郎
販賣部長 手塚健八郎
同 次長 手塚常藏
宣傳部長 手塚健八郎
庶務部長 篠田長吉
人事部長 篠田長吉
經理部長 手塚茂四郎

矢野吳服店

所在地 桐生市本町五ノ七三〇
電話(代表) 三七一七番
創業 明治二十三年一月
組織 個人
從業員總數 七〇名內(男)三〇名(女)四〇名
總延坪 二〇〇坪(地上三階)
營業時間 午前九時—午後九時
定休日 月三回
店 主 矢野稔亮
營業部長 塚本貞二

上野吳服店

所在地 宇都宮市本郷町四
電話 三八、三六六
創業 明治二十八年十月一日
組織 個人經營
從業員總數 一三六名內(男)七九名(女)五七名
總延坪 四九〇坪(地上三階)
營業時間 午前八時半—午後八時(冬期八時半)
定休日 なし
店 主 上野房之助
人事職制
吳服仕入主任 君島宗平
雜貨仕入主任 木村儀一郎
食品仕入主任 榎戸眞吉

百貨店業

支店

株式會社丸伊吳服店

所在地 郡山市中町七
電話番號 二・〇・九・九
設立 大正九年三月三十一日
組織 株式會社
資本金 (公稱) 參拾萬圓(拂込) 拾貳萬圓
株主配當率 年三分五厘
從業員總數 九一名內(男)五九名(女)三二名
總延坪 三三九(地上三階)
營業時間 午前八時—午後六時
重 取締役社長 今泉得三
取締役 根本祐太郎
同 太田三郎
同 小口理一
同 福内和介
同 橋本藤左衛門
同 楠久接
同 塚田嘉七
同 湯淺音弘
同 今泉彌三
同 佐藤傳三
同 菊池忠藏
同 岡村清治

人事職制

株式會社藤崎

所在地 仙臺市大町四丁目
創業 文政二年
會社設立 明治四五年
組織 株式會社
資本金 七十萬圓(拂込二四萬五千圓)
店舖 三階建延坪 一三九三坪
從業員 三六五名
定休日 一日、十六日
人事職制
重 取締役社長 藤崎三郎助
取締役 藤沼清太郎
同 佐藤源助
同 藤崎七兵衛
同 皆川文七郎
同 渡邊仁平
同 安部福衛
同 藤崎忠兵衛
同 藤崎孝平
同 藤崎三郎助

合名會社川德吳服店

所在地 盛岡市肴町
創業 明治三年
創立 昭和九年九月
組織 合名會社
資本金 (公稱) 拾萬圓
從業員總數 一三〇名內(男)六〇名(女)七〇名
總延坪 五〇〇(地上二階)
營業時間 午前九時—午後九時
定休日 月一回 十七日
代表者 川村英三
川村行三
川村德助
川村三三
高橋啓藏
藤村多次郎
吳服部長 藤村多次郎
九四一

百貨店業

洋反物部長 溝口喜助
洋品部長 佐藤榮三
雜貨部長 角谷松三
食料品部長 菅谷七郎
既製品部長 阿部次郎

株式 松木屋吳服店

所在地 青森市新町八一番地
設立 大正十年三月
組織 株式會社
資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
延坪 五〇〇坪
從業員 一二〇名

取締役社長 平山爲之助
常務取締役 神野伊三郎
取締役 鳴海周次郎
同 神野清五郎
同 加賀秀雄
同 濫谷與作
同 西澤忠一
同 長谷川宗一
同 瀨川且次郎

株式 宮川吳服店

所在地 弘前市土手町十五番地
創業 明治二十年
會社設立 大正十二年一月

北海道

株式會社に森屋

所在地 函館市末廣町九
電話(代表)四四〇〇番
設立 昭和十一年六月十九日
組織 株式會社
資本金(公稱)五拾萬圓(拂込)
全額拂込

從業員總數 二五〇名(男)一〇〇名、(女)一五〇名
總延坪 一九五〇坪(地上七階)
營業時間 午前八時半—午後六時
定休日 毎月二十日

取締役社長 渡邊清六
取締役 渡邊熊藏
同 渡邊小太郎
同 渡邊正太郎
同 渡邊正太郎
同 渡邊正太郎
同 渡邊正太郎
同 渡邊正太郎
同 渡邊正太郎
同 渡邊正太郎

九四二

同四部係長 行友周太郎
同五部係長 中井增七
同販賣係長 藤井源右衛門
宣傳係長 本山正名
人事課係長 小川陸郎
會計課係長 田中梅雄

株式 今井商店

本部 東京市日本橋區橋町一〇
電話浪花三番、四〇番
事務所 札幌市南一條西二丁目
創業 明治五年
會社設立 大正八年二月

取締役社長 今井雄七
常務取締役 今井久平
取締役 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七

同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七
同 今井清七

雜貨部主任 小島清右工門

東京仕入店 東京市日本橋區橋町十ノ三
支店 海藤五作
次席 棚橋省吾
店員數 二五名

京都仕入店 京都市綾小路室町西入ル
支店 窪田惣太郎
次席 藤林松
店員數 五名

大阪仕入店 大阪市南區鹽町一丁目
支店(兼) 佐藤孝三郎
店員數 四名

株式會社五番館
所在地 札幌市北四條西三ノ一
電話(代表)二〇〇五番
設立 昭和三年九月一日
組織 株式會社
資本金(公稱)壹百五拾萬圓(拂込)全額拂込済

從業員總數 五三一名(男)二七九名、(女)二五二名
總延坪 九五〇坪(地上三階)
重役 取締役社長 小田良治
常務取締役 金井抱二

藤丸商店

所在地 帶廣市大通五ノ一
創業 明治三十年
百貨店開業 昭和五年十二月
組織 個人經營
延坪 九〇〇坪
從業員 四〇名
支店 同市西二條八丁目

株式 丸三鶴店
所在地 釧路市北大通リ五ノ一
電話(代表)一〇八〇番
設立 昭和五年七月
組織 株式會社
資本金(公稱)五拾萬圓(拂込)參拾萬圓

積立金 壹萬五千五百圓
從業員總數 九九九名(男)四八八名、(女)五一一名
總延坪 六四〇坪(地上四階)
營業時間 午前九時—午後六時
定休日 毎月第三日曜日

同 渡邊龍助
同 永井勇助
支店 札幌支店
所在地 札幌市南一條西二丁目
延坪 四、五〇〇坪
從業員 五五〇名

支店 小樽支店
所在地 小樽市稻穂町
延坪 一、六五〇坪
從業員 二五〇名

百貨店業

支店 函館支店
支店 小倉次郎
支店 下條恭四郎

所在地 函館市末廣町
延坪 二〇〇〇坪
從業員 三〇〇名

支店 旭川支店
所在地 旭川市一條通り七丁目
延坪 六一四坪
從業員 一五〇名

支店 室蘭支店
所在地 室蘭市大町
延坪 二〇九坪
從業員 三〇名

支店 室蘭支店
支店 小倉次郎
支店 下條恭四郎

支店 小倉次郎
支店 下條恭四郎

百貨店業

北陸地方
株式會社宮市丸
所在地 金澤市片町
電話代表五〇〇一

株式會社丸越
所在地 金澤市青草町三四ノ三
電話(代表)四三〇〇番

株式會社丸越
支店 高岡市御旅屋通リ

株式會社丸越
支店 石川縣小松町宇三丁目

株式會社丸越
支店 石川縣小松町宇三丁目

取締役 鷺田常次郎
同 大幡久七
同 久志井安平

だるま屋
所在地 福井市驛前大通リ
電話一七三〇番

中國地方
株式會社天滿屋
所在地 岡山市下之町七七

中之町分店
岡山市中之町
株式會社福屋

株式會社福屋
支店 廣島市八丁堀一三

株式會社福屋
支店 廣島市八丁堀一三

百貨店業

株式會社
 組 資本金 壹百萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 四、二〇〇坪(地階一階、
 地上六階)
 從業員 八〇〇名(男四五〇名、
 女三五〇名)
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 每月十五日、公休二回
 人事職制
 取締役社長 宮村吉藏
 取締役營業部長 平野靜資
 同 營業次長 高橋貞吉
 同 四階部長 伊富貴豊
 同 四階部長 村木太郎
 同 宣傳部長 喜與次郎
 同 管理部長 宮村勝一
 同 宮村堅一
 同 橋本逸雄
 同 赤塚久太郎

株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 約一六四名
 營業時間 午前八時半—午後十時
 株式會社
 組 資本金 五拾萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 五、三六〇坪(地下一階、
 地上八階塔屋共十一階)
 從業員總數 一、二〇〇名(內男五
 〇〇名、女七〇〇名)
 株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 約一六四名
 營業時間 午前八時半—午後十時

株式會社
 組 資本金 壹百萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 四、二〇〇坪(地階一階、
 地上六階)
 從業員 八〇〇名(男四五〇名、
 女三五〇名)
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 每月十五日、公休二回
 人事職制
 取締役社長 宮村吉藏
 取締役營業部長 平野靜資
 同 營業次長 高橋貞吉
 同 四階部長 伊富貴豊
 同 四階部長 村木太郎
 同 宣傳部長 喜與次郎
 同 管理部長 宮村勝一
 同 宮村堅一
 同 橋本逸雄
 同 赤塚久太郎

九四八

出納課長 岩尾良吉
 受渡課長 村塚榮吉
 人事部 宗地忠一
 合資
 株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

株式會社
 組 資本金 壹拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

九四八

出納課長 岩尾良吉
 受渡課長 村塚榮吉
 人事部 宗地忠一
 合資
 株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

株式會社
 組 資本金 壹拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

百貨店業

株式會社
 組 資本金 壹百萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 四、二〇〇坪(地階一階、
 地上六階)
 從業員 八〇〇名(男四五〇名、
 女三五〇名)
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 每月十五日、公休二回
 人事職制
 取締役社長 宮村吉藏
 取締役營業部長 平野靜資
 同 營業次長 高橋貞吉
 同 四階部長 伊富貴豊
 同 四階部長 村木太郎
 同 宣傳部長 喜與次郎
 同 管理部長 宮村勝一
 同 宮村堅一
 同 橋本逸雄
 同 赤塚久太郎

株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 約一六四名
 營業時間 午前八時半—午後十時
 株式會社
 組 資本金 五拾萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 五、三六〇坪(地下一階、
 地上八階塔屋共十一階)
 從業員總數 一、二〇〇名(內男五
 〇〇名、女七〇〇名)
 株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 約一六四名
 營業時間 午前八時半—午後十時

株式會社
 組 資本金 壹百萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 四、二〇〇坪(地階一階、
 地上六階)
 從業員 八〇〇名(男四五〇名、
 女三五〇名)
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 每月十五日、公休二回
 人事職制
 取締役社長 宮村吉藏
 取締役營業部長 平野靜資
 同 營業次長 高橋貞吉
 同 四階部長 伊富貴豊
 同 四階部長 村木太郎
 同 宣傳部長 喜與次郎
 同 管理部長 宮村勝一
 同 宮村堅一
 同 橋本逸雄
 同 赤塚久太郎

株式會社
 組 資本金 壹百萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 四、二〇〇坪(地階一階、
 地上六階)
 從業員 八〇〇名(男四五〇名、
 女三五〇名)
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 每月十五日、公休二回
 人事職制
 取締役社長 宮村吉藏
 取締役營業部長 平野靜資
 同 營業次長 高橋貞吉
 同 四階部長 伊富貴豊
 同 四階部長 村木太郎
 同 宣傳部長 喜與次郎
 同 管理部長 宮村勝一
 同 宮村堅一
 同 橋本逸雄
 同 赤塚久太郎

株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 約一六四名
 營業時間 午前八時半—午後十時
 株式會社
 組 資本金 五拾萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 五、三六〇坪(地下一階、
 地上八階塔屋共十一階)
 從業員總數 一、二〇〇名(內男五
 〇〇名、女七〇〇名)
 株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 約一六四名
 營業時間 午前八時半—午後十時

株式會社
 組 資本金 壹百萬圓(全額拂込濟)
 總坪數 四、二〇〇坪(地階一階、
 地上六階)
 從業員 八〇〇名(男四五〇名、
 女三五〇名)
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 每月十五日、公休二回
 人事職制
 取締役社長 宮村吉藏
 取締役營業部長 平野靜資
 同 營業次長 高橋貞吉
 同 四階部長 伊富貴豊
 同 四階部長 村木太郎
 同 宣傳部長 喜與次郎
 同 管理部長 宮村勝一
 同 宮村堅一
 同 橋本逸雄
 同 赤塚久太郎

株式會社
 組 資本金 貳拾萬圓
 總坪數 一、〇〇〇坪
 從業員 二〇〇名
 營業時間 午前八時—午後九時半
 定休日 なし

百貨店業

株式會社

株式會社

九四九

百貨店業

重役 代表社員(店主)古賀三郎
 專務取締役 古賀勝利
 常務取締役 古賀勝利
 各部々長及主任は各重役兼務

株式 九洲百貨店
 所在地 八幡市中央區新町
 代表電話 八幡九番
 創設 昭和七年十月
 株式會社
 資本金 貳拾萬圓(全額拂込)
 總延坪 一、二〇〇坪(地下二階、
 地上六階)
 従業員 三〇〇名(男七〇名、女
 二三〇名)
 營業時間 午前九時—午後九時半
 定休日 毎月二回

取締役社長 原田都美治
 取締役 山本福松
 同 下川英太郎
 同 望戶卓兒
 同 田中太郎
 同 瓜生直三
 監査役 田中太郎
 同 瓜生直三

人事職制
 營業部
 營業部長(兼) 山本福松
 吳服第一係主任 和田喜一郎
 同 石居秀次郎

吳服第二係主任 廣田辰次郎
 雜貨第一係主任 明渡隆一
 雜貨第二係主任 榎部榮太郎
 同 安宮璋一
 雜貨第三係主任 森本信一
 雜貨第四係主任 森本信一
 食料品係主任 森本信一
 御得意係主任 安部泰祐
 宣傳係主任(兼) 安部泰祐
 事務部
 事務部長 片山忠雄
 會計係主任 喜多崎耕助
 出納係主任(兼) 片山忠雄
 庶務係主任(兼) 喜多崎耕助
 調査係主任(兼) 片山忠雄

株式會社トキハ
 所在地 大分市南新町
 電話代表五〇番
 創立 昭和十一年四月一日
 株式會社
 資本金 五拾萬圓(拂込) 貳拾五
 萬圓
 總延坪 一、二五〇坪
 従業員總數 四二〇名(內男一
 〇〇名、女三二〇名)
 營業時間 午前九時—午後九時
 定休日 公休二回

專務取締役 平井直吉
 常務取締役 中村貞吉

同 取締役 片桐正愛
 同 監査役 片桐善三
 同 監査役 二宮俊英
 同 取締役 片桐正愛
 同 監査役 片桐善三
 同 監査役 二宮俊英

株式會社一丸
 所在地 大分市竹町七六四
 電話(代表)一五・一六番
 創業 寬永元年
 株式會社設立 昭和十一年十一月
 株式會社
 資本金 參拾五萬圓(全額拂込)
 總延坪 九八〇坪(四階建)
 従業員 二三〇名(內男一三〇名、
 女一〇〇名)
 營業時間 午前九時—午後九時
 定休日 なし

人事職制
 取締役社長 一九伍兵衛

九五〇
 專務取締役 一九源一郎
 取締役 一九德二郎
 同 長役 一九忠三郎
 同 次長 佐藤惣三郎
 同 店內總務 佐藤惣三郎
 同 庶務課長 蘆原岩五郎
 同 人事課長 池永四郎
 同 第一課用品雜貨部長(兼) 一九源一郎
 同 第二課吳服部長(兼) 一九源一郎
 同 第三課毛織物課長(兼) 孫一
 同 第四課家具一式課長 佐藤幸磨
 同 第五課食料品次長 山田慎吾
 同 商品監理課長 廣瀬三生
 同 食堂部主任 安部 昊

丸三デパート
 所在地 宮崎市旭通り一ノ五
 電話代表四番
 創業 明治三十八年四月
 株式會社
 總延坪數 三二〇坪
 従業員 三八名(男二〇名、女一
 八名)
 營業時間 午前九時—午後十時

職制

支店主 熊原莊次
 支店配人 熊原一太郎
 吳服部長 增元榮次
 洋品部長 森岡貞吉
 家具部長 渡邊常三
 會計部長 渡邊太正

株式會社千徳
 所在地 熊本市安巳橋通り四五
 創設 明治三十九年
 開業 大正五年
 株式會社
 資本金 百萬圓
 總延坪數 二、四〇〇坪(五階建一部
 七階)
 従業員 五〇〇名(內男二八〇名、
 女二二〇名)
 營業時間 午前九時—午後九時
 定休日 毎月十七日店員三回

重役
 取締役社長 千場惣四郎
 專務取締役 大森慶藏
 常務取締役 徳永徳治郎
 同 徳永徳治郎
 同 千場利之
 同 宮正己
 監査役 二宮正己
 同 千場利之

人事職制
 營業部長 徳永鹿男
 販賣部長 鹿鹿男
 百貨店業

吳服部長 岡山芳雄
 營業副部長 伴野岩次
 人事課長 廣重辨次
 庶務課長 白石眞規
 雜貨課長 吉田義人
 食料品部長 吉田義人

銀丁百貨店
 所在地 熊本市花畑町九〇
 創設 昭和四年十月一日
 株式會社
 資本金 一、八五〇坪
 従業員總數 三七〇名
 營業時間 午前九時—午後十時半
 定休日 月二回

人事職制
 店長 鈴木彌三郎
 食部部長 鈴木彌三郎
 吳服部長 島野幸治
 雜貨部長 島野幸治
 洋傘部長 島野幸治
 洋傘部長 島野幸治
 半幹部長 高杉仙次郎
 同 鹽山松次郎

株式代陽百貨店
 所在地 熊本縣八代町本町
 創設 昭和十二年九月十五日
 株式會社
 資本金 (公稱)十萬圓(拂込)五

萬圓
 總坪數 五五三坪
 従業員總數 七〇名
 營業時間 午前九時—午後十時
 定休日 二回

株式會社岡政
 所在地 長崎市東濱町六四
 代表電話四〇八番
 創設 昭和九年五月
 株式會社
 資本金 五拾萬圓
 總延坪 一、二〇〇坪(地上四階)
 従業員 三〇〇名(內男一五〇名、
 女一五〇名)
 營業時間 午前九時—午後九時
 定休日 毎月二十二日

取締役社長 岡部清一
 重役 取締役社長 岡部清一

同 監査役 岡部清一
 同 監査役 岡部清一
 同 監査役 岡部清一

株式會社山形屋
 所在地 鹿兒島市金生町三九
 代表電話一五〇〇番
 創設 寶曆年間
 株式會社
 資本金 貳百萬圓(拂込額百參拾
 萬圓)
 總延坪數 四、一九五坪(地下一
 階、地上塔屋共八階)
 従業員 七〇〇名
 營業時間 午前八時半—午後六時
 定休日 毎月十五日
 半、冬六時

重役
 專務取締役 岩元徳藏
 常務取締役 岩元勇次郎
 同 岩元武經
 同 岩元清八郎
 同 岩元良三郎
 同 岩元修一郎
 同 岩元達三
 同 徳田禎次
 同 久保喜藤次
 監査役 久保喜藤次
 同 久保喜藤次
 營業部長 岩元徳藏
 本部長 岩元徳藏
 九五一

百貨店業

地上三階)

從業員 四〇〇名
營業時間 午前九時—午後九時
人事職制
店主 岸田正記
事務理事 岸田正次
常務理事 岸田誠記
理事 渡邊忠雄
秘書 堀通明
營業部長 堀久間寅市
總經理 佐久間寅市
會計課長 鈴木眞一
宣傳課長 池上爲次
大阪任入事務所
所長(兼)堀通明
株式會社 滿蒙毛織百貨店
所在地 滿洲國奉天市浪速通十七
開設 昭和六年十二月
組織 株式會社
資本金 七拾萬圓(全額拂込済)
分店 南八條
出張所 安東、新京、ハルビン、齊々哈爾

從業員 約三百五十名
人事職制
重役
取締役社長 椎名義雄

常務取締役 平野長秀
兼事務部長 岸田正次
兼總務部長 岸田誠記
百貨店部長 堀通明
取捨部長 堀久間寅市
取捨主任 西藤右衛門
同 橋本新太郎
同 伏原渡一
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎
同 橋本新太郎

九五四

重役

株式會社 丸商百貨店
所在地 滿洲國哈爾濱市地段街
創業 昭和十一年十一月一日、
同十二年二月二日株式組
織となす
資本金 五拾萬圓(半額拂込済)
重役
取締役社長 相見幸八
取締役 荒木幸七郎
同 中村房市
同 澤田佐市
同 前田利男
同 福富芳太郎
同 若松甚之助
同 谷口益太郎
同 池田喜代松
同 池田喜代松
同 池田喜代松
同 池田喜代松
同 池田喜代松
同 池田喜代松
同 池田喜代松
同 池田喜代松

主要經濟團體

△日本經濟聯盟會

所在地 東京市麹町區丸ノ内二丁目二ノ一
電話 丸ノ内(23) 三六三三
會長 男爵 稻畑誠之助
顧問 原富太郎、藤山久、藤賀長文、有賀三、菊池久、土方久、井村孝、磯田成、磯田成、池田成、堀啓次、小倉正、大橋新太郎、大久保利賢、門野重九郎、各務鎌吉、片岡安

△社團 日本工業俱樂部
所在地 東京市麹町區丸ノ内一丁目二ノ一
電話 丸ノ内(23) 一五四六
理事 高島誠一、相良忠道、相良忠道、相良忠道、相良忠道、相良忠道、相良忠道、相良忠道、相良忠道、相良忠道

七〇 五三二四 五五一
八 各務鎌吉、有賀長文
評議員顧問 山本博次郎、藤原啓次郎
評議員會長 植村澄三郎
評議員理事 大橋新太郎、新太、新太、新太、新太、新太、新太、新太、新太、新太

△日本商工會議所
所在地 東京市麹町區丸ノ内三ノ一
電話 丸ノ内(23) 三五三六
會長 男爵 青木菊雄
理事 伊藤次郎、大倉喜七郎、日比谷平左衛門、福井菊三郎、森村市左衛門、安田善五郎

九五五

主要經濟團體

副理事 依田信太郎
常務委員(十九會議所)
小樽、青森、新潟、福井、...

△全國產業團體聯合會
所在地 東京市麹町區丸ノ内一丁
理事 森廣藏(安田)...

對外經濟團體一覽

Table with columns for organization name, location, and representative. Includes groups like 國際文化協會, 亞細亞協會, etc.

主要經濟團體

△關東產業團體聯合會
所在地 東京市麹町區丸ノ内一丁
理事 野田勢次郎...

△東京銀行集會所
所在地 東京市麹町區丸ノ内一丁
理事 中川末吉...

△東京手形交換所
所在地 東京市麹町區丸ノ内一丁
理事 野田哲造(住友)...

主要經濟團體

諸產業團體一覽

Table listing various industry associations such as 化學工業協會, 關東産業團體聯合會, 工業組合中央會, etc., with columns for name, address, and representative.

日本經濟聯盟會, 日本倉庫協會, 日本工業俱樂部, etc. List of Japanese economic organizations and their details.

△經濟團體聯盟 日本經濟聯盟、日本商工會議所、全國産業團體聯合會、手形交換所、聯合會、地方銀行協會、生命保險...

貿易商要覽

三井物産株式會社

Details for 三井物産株式會社 including location (東京市日本橋區室町二ノ一), capital (1,000,000,000), and a list of branch offices.

三菱商事株式會社

Details for 三菱商事株式會社 including location (東京市麴町區丸ノ内三ノ四), capital (3,000,000,000), and a list of branch offices.

同 武藤松次
同 河手捨二
同 六月、十二月

東洋棉花株式會社

所在地 大阪市東區高麗橋三丁目
設立 大正九年四月
資本 二五、〇〇〇、〇〇〇圓
最近株主配當率 年一割一厘強

重役氏名
取締役社長 權野健三
常務取締役 塚田公夫
取締役 戸川濱男
同 石田禮助
同 太田靜男
同 笹倉貞一
同 己斐平二
同 國松祐次
同 淺山伊三郎
同 齋藤六郎
同 大下眞吉
同 嶋專造
同 永田泰吉
同 犬塚勝之丞
同 仲谷芳雄
同 山崎一保
同 相談役

伊藤忠商事株式會社

所在地 大阪市東區安土町二丁目

設立 明治二十五年十一月
營業品目 棉花、蠶糸、羊毛、苧
並ニ綿糸布、絹布等其各
種製品

資本 一、二七五、〇〇〇圓
拂込金 六、八八二、〇〇〇圓
積立金 四、〇〇〇、〇〇〇圓
最近三期ノ株主配當率、四分

重役氏名
取締役社長 南郷三郎
常務取締役 加藤末雄
取締役 日置保彦
同 中井榮三郎
同 八木清太郎
同 堀口清次郎
同 木下清次郎
同 瀧川儀作
同 野田吉兵衛
同 武内和吉
同 支店及出張所、支店長並ニ出張所
支店 東京 越ヶ谷壽藏
大連 田中茂光
奉天 森福三郎
上海 東門源次郎
漢口 門多義道
青島 大野健藏

江商株式會社

所在地 大阪市北區中之島二丁目
設立 大正六年一月

營業品目 棉花、綿糸、綿布、生
糸、人絹糸、人絹布ノ賣
買輸出
資本 公稱 一八、〇〇〇、〇〇〇圓
拂込 一五、〇〇〇、〇〇〇圓
株數 舊(五〇〇) 五〇、〇〇〇株
新(五〇〇) 一〇〇、〇〇〇株
株主 一七六
決算期 三月
支店及出張所 支店 上海、孟買
出張所 神戸、東京、福井、青島

大連、香港、カラチ、甲
谷陀、スマラン、スラバ

重役氏名

會長 野瀬七郎
常務取締役 竹内利治
同 北川與平
取締役 吉田本二
監査役 田附政次郎
大株主 持株數
北川 同族 二九、二三〇
藤井 保全 一八、七五九
東洋紡績 一八〇、〇〇〇
阿部市太郎 二一、一五三
田附商店 一三、五〇二
總會 五月

株式會社岩井商店

所在地 大阪市東區北濱四丁目
設立 大正元年十月
營業品目 (輸入) 鐵鋼、金物、機
械、硝子、藥品、染料、護
謨、油、織絨、織物、洋
紙、穀物、種子、肥料、石
炭、木材、鑽石等
(輸出) 絹、人絹及綿織
物、毛織物、金物、藥品、
セメント、ペイント、油
類、肥料、木製品、セル
貿易商要覽

ロイド製品、刷毛、護謨
製品、食器及物等

重役氏名

取締役社長 岩井雄二郎
取締役 大田富三郎
同 平野亮平
同 下田伊三郎
同 尾上梅太郎
同 外山瑩三
同 千田重義
支店長及出張所長 五五〇名
職員數 (男女共)

株式會社兼松商店

所在地 神戸市神戶區伊藤町一
九番屋敷
設立年月 大正七年三月
資本 公稱 七、〇〇〇、〇〇〇圓
積立金 一、〇〇〇、〇〇〇圓
最近三期ノ株主配當率 (昭和十二年二月末現在)
第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

高島屋飯田株式會社

所在地 東京市京橋區銀座西二丁
目一番地
設立 大正五年十二月
電話 橋一、三二一、三三

營業品目 陸海軍官廳御用品、織
物、毛糸、羊毛、機械、金
物、紡織用品、雜貨、輸出
商品
資本 公稱 五、〇〇〇、〇〇〇圓
拂込 三、五〇〇、〇〇〇圓
積立金 一、〇〇〇、〇〇〇圓
最近三期ノ株主配當率 (昭和十二年二月末現在)
第一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

貿易商要覽

飯田直次郎
 同 太田有二郎
 同 山中政三郎
 同 石原直道
 同 飯田新太郎
 同 小野傳治郎
 同 竹田量之助
 支店及出張所名、所在地
 支店長出張所長氏名
 大阪支店 大阪市東區橫堀一丁目
 支店 十一番地
 取締役支配人 喜多村三木造
 神戸支店 神戸市葺合區磯上通四丁目一
 常務取締役 後藤忠治郎
 支配人 西山 孝
 名古屋出張所
 名古屋市中區廣小路通六丁目三住友ビル内
 支配人 澤井 稔
 海外支店出張所
 ロンドン、シドニー、メルボルン、ブエノスアイレス、新京、奉天
 株式会社安宅商會
 所在地 大阪市東區今橋五丁目四
 設立 大正八年十一月十八日
 資本金 七、〇〇〇、〇〇〇圓
 決算期 三月、九月

總株數 一四、〇〇〇株
 重役氏名
 社長 安宅彌吉
 專務取締役 茶谷保三郎
 常務取締役 西川與一郎
 取締役 越田幸吉
 同 川村幸次
 同 黒田仙吉
 監査役 黒田仙吉
 同 鐵村、銅材、鉛、錫、亜鉛、アルミ其他金物類、石炭、肥料、セメント、苛性曹達其他藥品、毛糸、毛織物、木材、パルプ、機械、工作機械、綿、絹毛紡織機械、針布、ボイラ、浄水装置
 本店支配人 竹内松之助
 支店 東京市麹町區丸の内八重洲ビル内
 支店長 神田正吉
 名古屋市中區廣小路六ノ三
 支店長代理 松田賢一
 倫敦市イー・シー・三マールレーン五九
 大連市山縣通り二
 上海市江西路一七〇
 又 株式会社
 所在地 大阪市東區南久太郎町二

設立 丁日十三
 大正十年四月
 資本金 三、〇〇〇、〇〇〇圓
 總株數 六萬株(新株二萬株)
 決算期 十一月
 重役氏名
 取締役 阿部市太郎
 同 阿部藤造
 同 有井勘一
 同 古我辰吉
 同 川口捨雄
 同 津吉熊雄
 監査役 阿部保太郎
 支店所在地 上海、天津、關東、奉天、大連、京城、東京
 神戸、ボンベイ、バンコック、パタビヤ、ヴエノスアイレス
 大同貿易株式會社
 所在地 神戸市神戶區浪花町五七
 設立 大正九年九月一日
 資本金 四、〇〇〇、〇〇〇圓
 總株數 八〇、〇〇〇株
 決算期 五月、十一月
 重役氏名
 取締役會長 伊藤孝太良
 專務取締役 田中 寛
 取締役 宮崎彦一郎
 同 小島 政一

九六二
 同 中村直三郎
 同 今橋昇一
 同 岡武雄
 監査役 伊藤竹之助
 同 小竹次六郎
 同 荒田銀之助
 輸出織物部長 井上太四郎
 輸出織物支店部長 加藤義之
 支店所在地 マニラ、セブ、イロイロ、スラバヤ、スマラン、セリボン、パタビヤ、バンコック、ベノスアイレス、カルカッタ、大連、漢口、東京
 イリス商會
 所在地 獨逸國漢堡市ミューンケベルグ街八番地
 設立 安政年間
 資本金 (本邦分) 邦貨約一百萬圓
 二相當ス
 決算期 毎年十二月末
 重役氏名
 ローベルト・コープス
 ルードルフ・ヒルマン
 ワルテル・ベツケル
 川 路 俊 徳
 支店及出張所
 (イ)支店總數 七ヶ所
 (ロ)支店所在地 伯林、東京、大阪、横濱、神戸、大連

昭和棉花株式會社

奉天、
 所在地 大阪市北區中之島二丁目
 設立 昭和二年十二月
 營業品目 棉花ジュート其他輸入綿糸布、人絹糸布、羊毛製品、其他雜品輸出
 資本金(拂込済) 一、〇〇〇、〇〇〇圓
 決算期 毎年一回 八月三十一日
 株式數 二〇、〇〇〇株
 最近ノ株主配當率 年一割八分
 重役氏名
 專務取締役 杉本信一
 常務取締役 ウィントン
 取締役 尾崎芳雄
 同 寺田元之助
 同 駒村資正
 同 佐藤富士男
 同 豊島久七
 監査役 尾崎三之助
 相談役員 尾崎三之助
 各課長或ハ各係長氏名
 棉花掛主任 駒村 資正
 輸出品掛主任 佐藤 富士男
 秘書庶務掛 田中 敬孝
 社員總數 七〇名
 職員總數 三一名
 支店及出張所
 貿易商要覽

(イ)支店總數
 (ロ)出張所
 (ハ)支店出張所々所在地及支店長出張所長氏名
 東京出張所 東京市日本橋區通二丁目二ノ二きん藤ビル
 主任 牧 榮助
 加藤物産株式會社
 所在地 神戸市神戶區北長狭通三丁目六十一
 設立 昭和十一年十二月一日
 營業品目 貿易商
 資本金 二、〇〇〇、〇〇〇圓
 (全額拂込済)
 總株數 四〇、〇〇〇株
 決算期 十一月末(年一回)
 重役氏名
 取締役社長 加藤源次
 常務取締役 清水彌吉
 同 今井忠一
 同 小野慶太郎
 同 小野信吉
 監査役 須田專一郎
 同 大原 巖一
 大信貿易株式會社
 所在地 神戸市神戶區浪花町六四
 設立 大正十年四月一日
 電三宮二七七五―八

營業品目 直輸出入商
 資本金 公稱三五〇、〇〇〇圓
 全額拂込済
 決算期 十月
 株式數 七、〇〇〇株
 重役氏名
 代表取締役 柳原恒彦
 取締役支配人 高田 鯛造
 取締役 外岡 兼七
 同 西谷 正吉
 支店 大阪
 出張所 名古屋
 株式會社龜井商店
 所在地 横濱市中區住吉町二ノ一
 九 電長者町四六三―一
 四・一五―〇
 營業品目 各種輸出貨物
 資本金 公稱一、〇〇〇、〇〇〇圓
 拂込 六五〇、〇〇〇圓
 積立金 一二五、〇〇〇圓
 最近配當率 年一割
 重役氏名
 取締役社長 龜井信次郎
 專務取締役 龜井 盛
 取締役 中 澤 幸盛
 同 大塚彌太郎
 同 山藤金四郎
 同 小出 盛吉
 本店支配人 中 澤 幸盛

神戸支店 神戸市葺合區八幡通二ノ一
 支店長 龜井 琢
 東京出張所 東京市日本橋區大傳馬町二丁目
 所長 龜井重信
 大阪出張所 大阪市東區瓦町四丁目
 所長 吉野甚平
 大連出張所 大連市山縣通五ノ五
 所長 若 生 要
 札幌出張所 札幌市北一條西四丁目
 所長 野村長次郎
 足利出張所 足利市通二丁目
 所長 小林源一郎
 紐育出張所 450 Seventh Ave.
 New York
 所長 杉野庄三郎
 合名會社德永峯一商店
 所在地 神戸市葺合區磯邊通四丁目四二番地
 設立 昭和九年六月十日
 決算期 十一月
 支店 大阪市東區瓦町三ノ一五
 横濱市中區太田町二ノ六
 株式會社竹馬商店
 所在地 神戸市神戶區元町通三丁
 九六三

貿易商要覽

設立 大正五年七月十六日
資本金 二〇〇〇、〇〇〇圓
重役氏名 取締役社長 竹馬準三郎
專務取締役 竹馬清之助
取締役 竹馬準之助 杉山冬生 田保彌太郎 小幡九郎 松山正二 榎谷龜彦 竹馬清之助 竹馬準之助 杉山冬生 田保彌太郎 小幡九郎 松山正二 榎谷龜彦

株式會社鶴谷商會
所在地 神戸市神戶區京町七五
設立 昭和八年二月十一日
資本金 公稱一、〇〇〇、〇〇〇圓
重役氏名 取締役 鶴谷忠治 榎谷正雄 松田浦介 榎谷充造 榎谷正雄 松田浦介 榎谷充造

重役氏名 佐藤梁一 藤本英卓 筒井英夫
出張所 橫濱
所在地 神戸市神戶區磯邊通四丁目七四
設立 大正十二年九月十五日
重役氏名 渡部雄平

三共商會
所在地 神戸市神戶區八幡通五丁目二二
設立 大正十二年九月
重役氏名 榎並充造 西川莊三 多賀三重彦 古川末一 居山順 中西定藏 高杉太重

銀行要覽

日本銀行
所在地 東京市日本橋區本石町二丁目二番地ノ一
設立 明治十五年十月
資本金 公稱六千萬圓
重役氏名 總裁 結城豐太郎 副總裁 津島壽一 理事 山內靜吾 司城元義 平瀨愛雄 堀越鐵藏 關屋貞三 今北策之助 濱岡五雄 川上直之助 青木信光

日本興業銀行
支店及出張所 支店總數 大阪支店外十六店
所在地 東京市麴町區丸ノ内二丁目九ノ内云一六番
設立 明治三十五年三月
資本金 公稱五〇〇、〇〇〇圓
重役氏名 總裁 寶來市松 副總裁 河上弘一 小竹茂一 田中直一 二荒芳德 菅野榮三郎

日本勸業銀行
所在地 東京市麴町區山下町電銀座三三三ノ五・四六五・九
設立 明治三十年六月
資本金 公稱一、一五〇、〇〇〇圓
重役氏名 總裁 石井光雄 副總裁 大橋有吉 近藤加多丸 田邊正次 佐野信二 野口信二

朝鮮銀行
所在地 京城府南大門通三丁目
設立 大正六年十二月
資本金 公稱一、〇〇〇圓
重役氏名 總裁 宮澤源吉 副總裁 伊谷以知二郎 理事 原邦造 酒井忠正 大野榮三 平山龍夫 賀賀夫

銀行要覽

三菱銀行
本社 東京市麴町區丸ノ内二丁目五番地
設立年月 大正八年八月
電話丸ノ内三三三三、三三三二

內國課長 田原良吉
外國課長 山口堅吉
檢查課長 高木健吉
調查課長 高橋鍊吉

新井宿一丁目二七〇番地
虎之門支店 東京市赤坂區葵町二番地
京橋出張所 東京市京橋區築地四丁目二番地

支店長、出張所長氏名
大連出張所 關東州大連市山縣通一六五番地

第一銀行

本社所在地及電話番號
東京市麴町區丸ノ内一丁目一番地
設立年月 明治六年
資本金 五千七百五十萬圓(全額拂込済)

總計算課長 糸川成章
庶務課長 杉田富夫
文書課長 信原義夫

丸之内支店 宮本武雅
京橋支店 内田勝也
淺草支店 井上勝治

西區支店(支店長)本莊正
船場支店 船橋茂
本町支店 二宮敏夫

安田銀行
設立 大正十二年五月七日

銀行要覽

茨木支店 三島郡茨木町大... 京都支店 京都府京都市下京區四條通烏...

福井支店 福井市佐久良下町... 金澤支店 金澤市南町... 鳥取支店 鳥取縣鳥取市新町...

尾道支店 廣島縣尾道市十四日町... 廣島支店 廣島縣廣島市平田屋町... 山口支店 山口縣玖珂郡柳井町大字柳井...

坪井支店 同上通町... 高瀬支店 玉名郡高瀬町高瀬字八... 八代支店 八代郡八代町字東本町...

第一百銀行

所在地 東京市日本橋區通一丁目... 設立 明治十三年三月二十五日... 營業 普通銀行業...

銀行要覽

頭取 關根善作... 常務取締役 河合鐵三... 取締役 吉田良三...

同次長 岡尾一夫... 支店總數 八八... 出張所數 二五... 主要支店所在地及支店長...

十五銀行

本社所在地及電話番號 東京市日本橋區木挽町八丁目... 設立年月 明治十年五月... 營業 一般銀行業...

各支店出張所所在地及支店長出張所長氏名... 新橋支店(支店長) 村井大... 丸之内支店 島崎謙吉...

昭和銀行

本社所在地及電話番號 東京市日本橋區室町三丁目... 九七三

銀行要覽

二丁目十一番地 堀川支店 西區鹽町四丁目二番地 古渡支店 西區古渡町二丁目二五番地 門前町支店 中區門前町五丁目六一番地 新榮町支店 中區新榮町三丁目二九番地 矢場町支店 中區矢場町五丁目切五番地 鶴舞町支店 中區鶴舞町一丁目一五番地 日置橋支店 中區西日置町字市三〇番地 大津町支店 東區大津町五丁目五番地 大曾根支店 東區森下町六番地 熱田支店 南區熱田旗屋

町一六二番地 尾頭橋支店 南區西古渡町字水深十四番地 東京支店 東京府東京市日本橋區通一丁目五番地 堀留支店 日本橋區堀留町一丁目九番地 八丁堀支店 京橋區西八丁堀二丁目五番地 上野支店 下谷區東黒門町二二番地 四谷支店 四谷區忍町一一二番地 江戶川支店 小石川區小日向水道町三三番地 千住支店 足立區千住一丁目五六番地 大阪支店 大阪府大阪市東區本町二丁目三四番地 新町支店 西區新町南通三

丁目三一番地 日本橋支店 南區日本橋筋三丁目三〇番地 京都支店 京都府京都市下京區四條通室町西八月鉾町六二番地 七條支店 下京區東仲筋通七條上ル文覺町四〇二、四〇三番地 一宮支店 愛知縣一宮市本町通二丁目一番地 津島支店 海部郡津島町大字津島九一六番地 枇杷島支店 春日井郡西枇杷島町大字下小田井東六軒町一八番地 新川支店 西春日井郡新川町大字土器野新田字本山一四九番 半田支店 知多郡半田町字中村五三番地 豐橋支店 豐橋市本町四十番戶

九七六 岡崎支店 岡崎市龍田町二三番地 津支店 三重縣津市大門町七一番屋敷 四日市支店 四日市市藏町二番屋敷 富田一色支店 三重縣三郡富田原町大字富田一色五〇五番地 靜岡支店 靜岡縣靜岡市中町二七番地 濱松支店 濱松市傳馬町一二六番地 岐阜支店 岐阜縣岐阜市神田町五丁目七番地 七軒町支店 七軒町八番地 大垣支店 大垣市郭町一〇五番地 多治見支店 土岐郡多治見町字東小路一、四六九番地 柳橋支店 牧野出張所 愛知縣名古屋市中區牧野町字六ノ内二六番地 大曾根支店 清水出張所

同 東區清水町四丁目八、九、十番地 大曾根支店 代官町出張所 同 東區堅代官町二四番地 熱田支店 熱田傳馬町出張所 同 南區熱田傳馬町二丁目二番地 大阪支店 鹽町出張所 大阪府大阪市南區鹽町通三丁目一〇番地 京都支店 寺町出張所 京都府京都市下京區寺町通松原下ル植松町七三九番地 一宮支店 南出張所 愛知縣一宮市傳馬通二丁目二〇番地 半田支店 成岩出張所 同 知多郡成岩町字北家下七番地 豐橋支店 下地出張所 同 豐橋市下地町字東一二六番地 四日市支店 出張所 三重縣四日市市堅町二、五八〇番地

資本金 一百萬圓 全額拂込済 預金 總額 二〇、八六〇千圓 貸出 總額 一〇、〇一六千圓 株主配當 年六分 重役 取締役社長 伊藤松之助 取締役 佐々部 晚穂 常務取締役 久野眞苗 取締役 伊藤鏡次郎 取締役 鬼頭幸七 監査役 伊藤鈴三郎 監査役 柏原孫左衛門 伊藤次郎左衛門 相談役 伊藤次郎左衛門 本店各課長 營業部長 天野邦雄 同次長 岩崎義徳 部長代理 吉田鈴吉 庶務課長 友松延治 支店長 南大津町 高橋 今 瀧子出張所 伊藤 豐一

拂込金 五〇、〇〇〇、〇〇〇圓 株數 舊株(1000) 300,000 新株(500) 400,000 株主 三、一三三 支店出張所 八一 近年成績 七分配當繼續 重役 會長 八代則彦 常務取締役 大平賢作 取締役 岡橋 林 同 大島 堅造 同 十龜 盛次 同 住友吉左衛門 取締役 堀啓次郎 同 小倉正恒 同 今村幸男 常任監査役 廣瀬助一 監査役 植野繁太郎 同 吉田眞一 大株主 住友合資 三四八、六六一 住友吉左衛門 三一、〇〇〇 天野合名 一、〇〇〇 山本藤助 六、〇五〇 鈴木盛太郎 五、六〇二 中田伸直 五、三五〇 決算 六月 十二月

總會 九月 三月 三和銀行 本社所在地 大阪市東區今橋三丁目 電話番號北濱 四四一 設立年月日 昭和八年十二月 資本金 公稱 一億七千二百萬圓 拂込 七千二百二十萬圓 決算期 六月 十二月 株式數 新株(第一新株) 平萬株 同(第二新株) 李萬株 舊株(百四萬四千株) 最近株主配當率 年七分 重役氏名 頭取 中根貞彦 常務取締役 森信敬三 同 佐野政清 同 松野龍雄 監査役 田中 三崎伊太郎 各課長氏名 人事課長 入江眞雄 文書課長 鹿島富太郎 庶務課長 弘津次郎 主計課長 山本石松 審査課長 茂木金藏 經濟調查課長 渡邊綱一 信用調查課長 坂卷友義 計畫課長 加藤貞國 經理課長 九七七

伊藤銀行

所在地 名古屋市中區御幸町一丁目 電本 一〇一〇

資本金 七〇、〇〇〇、〇〇〇圓

銀行要覽

官廳、學校、試驗場、検査所

銀行局

局長 入野武雄
普通銀行課長 小宮正雄
特別銀行課長 山際正道
庶民金融課長 岸喜二雄
検査課長 星野喜代治
調査課長 廣瀬經一

爲替局

局長 上英三
第一管理課長 菅村道太郎
第二管理課長 石井茂樹
外資課長 長谷川安次郎

預金部資金局

局長 廣瀬豐作
運用部長 山路鎮夫
監理部長 栗原久吉
資金課長 富原時夫
運用課長 高野修吉
監理課長(兼) 栗原久吉
考査課長 高瀬武寧

營繕管財局

局長(兼) 石渡莊太郎
總務部長 江口順一
總務課長 森本靖男
國有財産課長 橋本昂藏

工務部長

造幣局

局長 山田龍雄
總務部長 杉村正雄
製造部長 柴田武正
検査部長 小松原久治
工作場長 高村成行
鑄造場長 中馬信良
精製場長 大村高行
勳章製作場長 岡村馨
東京出張所長 岡村馨

專賣局

局長 荒井誠一郎

稅關

局長 元尾光輝
橫濱稅關長 中村孝次郎
神戸稅關長 高橋周三郎
大阪稅關長 玉井德三郎
長崎稅關長 川谷又平
門司稅關長 岡公勝
函館稅關長 川谷又平

稅務監督局

局長 東京稅務監督局長 中邦
大阪 同 應道

關稅調查會

委員長 瀧正雄
對滿事務局長 青木一男
外務省通商局長 松本謙一
外務省次官 堀内介
社會局長 大村清夫
大藏省次官 太田孝一
大藏省主稅局長 石渡莊太郎
大藏省參事官 中村三之丞
農林省農務局長 井野碩哉
農林省農務次官 小澤八彌
農工省農務局長 木暮武夫
農工省農務次官 村瀨直夫
商工省農務局長 小島新三郎
商工省農務次官 八角三三郎
拓務省殖產局長 萩原三三郎
拓務省殖產局長 植野鐵三郎
貴族院議員 西野圭三郎
同 橋本圭三郎
同 有松友光

關稅調查會

委員長 瀧正雄
對滿事務局長 青木一男
外務省通商局長 松本謙一
外務省次官 堀内介
社會局長 大村清夫
大藏省次官 太田孝一
大藏省主稅局長 石渡莊太郎
大藏省參事官 中村三之丞
農林省農務局長 井野碩哉
農林省農務次官 小澤八彌
農工省農務局長 木暮武夫
農工省農務次官 村瀨直夫
商工省農務局長 小島新三郎
商工省農務次官 八角三三郎
拓務省殖產局長 萩原三三郎
拓務省殖產局長 植野鐵三郎
貴族院議員 西野圭三郎
同 橋本圭三郎
同 有松友光

外務省

外務書記官 小林龜久雄
大藏省主務局長 水野伊太郎
大藏書記官 大矢半次郎
同 松山宗治
同 入江將昂
同 尾關玄昂
同 田中順朝
同 秋元順朝
同 大藏事務官 平田敬一
同 大藏技師 栗山正雄
同 農林書記官 岡本敏郎
同 農林技師 湯本元成
同 農林技師 間部彰威
同 農林技師 本郷壽次郎
同 農林技師 平野久次郎
同 農林技師 增本吉保
同 農林技師 增本吉保

東亞局

局長 石射猪太郎
第一課長 上村伸一
第二課長 佐藤信太郎
第三課長 花輪義敬

歐亞局

局長 東郷茂徳
第一課長 加瀬俊一
第二課長 山路章一
第三課長 吉田丹一郎

亞米利加局

局長 吉澤清次郎
第一課長 石井種樹
第二課長 塚本種樹
第三課長 隈部種樹

通商局

局長 松島鹿夫
第一課長 小林龜久雄
第二課長 重松宜雄
第三課長 新野克己
第四課長 千葉葉一

情報部

局長 三谷隆信
第一課長 大久保利隆
第二課長 杉原荒太
第三課長 大久保利隆

調查部

局長(兼) 堀内謙一
第一課長 永田安吉
第二課長 永田安吉
第三課長 安東義吉
第四課長 井後藤貞夫
第五課長 井後藤貞夫

全國紡織關係學校教授一覽

東京帝國大學 工學部
(擔任科目) 紡績學 應用化學
(教職名) 講師 渡邊周
教授 厚木勝基

京都帝國大學 工學部

京都市左京區吉田町
紡績機 講師 藤野清久
工業化學 教授 喜多源逸
林產化學 同 志方益三

大阪帝國大學 工學部

大阪市北區東野田町
紡績機 講師 松村清久
人造纖維 同 藤野清久
紡績機 教授 丸澤常哉
人造纖維 助教授 八濱義和

九州帝國大學 工學部

福岡縣箱崎町
紡績機 教授 奥村省三
纖維工業 同 栗山拾三
タール工業 同 織田經二

東京工業大學

東京市目黒區大岡山
紡績機 校長 中村幸之助
教授 齊藤俊吉
紡績機 同 棚橋啓三

早稻田大學

理工學部 東京市澁橋區戸塚町
講師 市川 濃一
教授 小栗 捨藏
講師 牧 銳夫

京都高等工藝學校

京都市左京區松ヶ崎御所海道町
校長 村上 宇一
教授 古川 鴻一
教授 松村 清久

福井高等工業學校

福井縣吉田郡西藤島村
校長 太田代唯六
教授 宮岡宇一郎

米澤高等工業學校

米澤市中馬口勢町
校長 大場 成實
教授 村山 精助

桐生高等工業學校

桐生市天神町
校長 西田博太郎
教授 松浦 今吉

京都高等蠶絲學校

京都市上京區大將軍坂田町
校長 村松 舜祐
教授 森本 武夫

紡織原料 助教 大住 吾八
紡織構造學 同 太田 勤治
編組學 同 中原 虎男
人造纖維化學 講師 祖父江 寬
色學 同 宮下 孝雄
工場設備 同 渡邊 周
染織統制 同 吉岡 直富
紡績學第三 同 佐竹 規方
同第四 同 鈴木 鈴馬
有機化學 教授 眞島 利行
染料化學 同 上野 繁藏
色染化學 助教 菱山 衡平
有機化學 同 林 茂助
機械工學 教授 關口八重吉
機械學 同 淺川 權八
水力機械 同 松本 容吉
蒸氣機關 同 石川 政吉
材料強弱學 同 山田良之助
工作機械特論 同 佐々木重雄
機械工作法 同 海老原敬吉
機械力學 同 原 正健
機械設計 同 川田 正秋
工業化學第一部 同 田中 芳雅
同第二部 同 內田 壯
工業化學測定法 同 松井元太郎
應用化學第二部 同 金丸 誠
工業化學無機 同 清水 誠
工業分析 同 野田 稻吉
講師 小林良之助

英大小 助教 寺崎 正雄
圖案 講師 水野 誠
色染通論 教授 大島徳左衛門
色染 同 木全 春彦
精練漂白 助教 鈴木 義鎔
實習及實驗 講師 山口長十郎
紡績機械 教授 萩野 廣三
同 萩野 靜二

織維實驗工學 教授 森 平三郎
織物構造學 同 相田祐次郎
紡績 同 松島 久一
色學 助教 神山房次郎
編組 同 根岸榮三郎
紡績機械製圖 同 根岸榮三郎
工業簿記 講師 堀越勇次郎
有機化學 同 大金 光
無機化學 教授 吉田善一郎
精練漂白 同 岩本 健二
浸染 同 天野 清一
紡績原料 同 後藤 富章
色染機械 同 高橋 富雄
無機化學 同 山田 保雄
色染化學 同 加賀山猪三郎
紡績化學 同 中里新太郎
有機化學 同 鈴木 賢三
人造纖維 同 根岸 道治

京城高等工業學校

京城府東區町
校長 齊藤幸太郎
教授 村松 宗次
助教 神戶 美
講師 古馬 恒治
助教 長野 久

金澤高等工業學校

金澤市上野本町
校長 青戸 信賢
教授 榑場 重男
助教 割澤善次郎
講師 上田 嘉助

明治專門學校

戶畑市中原
校長 鶴見 一之
講師 市川 濟一

京都高等蠶絲學校

京都市上京區大將軍坂田町
校長 村松 舜祐
教授 森本 武夫
講師 堀 政吉
助教 齊藤 在達
講師 美和 正忠

上田蠶絲專門學校

上田市常入
校長 岡 徳治郎
教授 古谷 榮藏
同 金子 英雄
同 清水 寛孝
講師 石倉新十郎
助教 日崎 三郎
同 野口新太郎
同 萩原 清治
同 香山 清和
講師 小林忠一郎
同 小林 尙一

濱松高等工業學校

濱松市廣澤町
校長 安達 禎
教授 住山 敏雄
同 塚本 玄門
同 西岡新太郎
同 原 直治郎
講師 田代 勲
同 藤井 光雄

工業學校(染織關係)一覽

Table with columns: 學校名, 所在地, 科目, 校長. Lists various industrial schools and their details.

神戸高等工業學校

神戸市須磨區水笠通
校長 古宇田 實
講師 大塚 親

廣島高等工業學校

廣島市千田町
校長 古宇田 實
講師 大塚 親

仙臺高等工業學校

仙臺市南六軒丁
校長 松本岩太郎
助教 佐々木俊男
講師 上村 久造

官廳、學校、試驗場、検査所

官廳、學校、試驗場、檢査所

Table listing industrial schools and testing grounds. Columns include: 學校名 (School Name), 所在地 (Location), 科目 (Subjects), 校長 (Principal). Entries include schools like 三重縣工業試驗場, 滋賀縣工業試驗場, etc.

工業試驗場一覽

Table listing industrial testing grounds. Columns include: 名稱 (Name), 所在地 (Location), 科目 (Subjects), 場長 (Director). Entries include 東京府立染織試驗場, 東京工業試驗所, etc.

Table listing textile inspection offices. Columns include: 名稱 (Name), 所在地 (Location), 科目 (Subjects), 場長 (Director). Entries include 京都染織試驗場, 神奈川縣立工業試驗場, etc.

織物檢査所一覽

Table listing textile inspection offices. Columns include: 名稱 (Name), 所在地 (Location), 所長及主任 (Director and Chief). Entries include 大阪輸出絹織物檢査所, 泉南支所, etc.

名稱	官廳、學校、試驗場、検査所	所在地	所長及主任
同	蒲郡支所	愛知縣寶飯郡蒲郡町	越智 俊規
同	岐阜輸出絹織物検査所	岐阜市本莊	高木 頼三
同	竹ヶ鼻支所	岐阜縣羽島郡竹ヶ鼻町	五十嵐 録郎
同	福島輸出絹織物検査所	福島縣伊達郡川俣町	過足 國治
同	小高支所	同 相馬郡小高町	氏家 幹二
同	鶴岡輸出絹織物検査所	鶴岡市家中新町	齋藤 辰五郎
同	米澤支所	米澤市門東町	石山 昇
同	福井輸出絹織物検査所	福井市井出町	岡本 善之
同	勝見支所	福井市吉野上町	天谷 諭
同	勝山支所	福井縣大野郡勝山町	吉波 健吉
同	鯖江支所	同 今立郡鯖江町	石崎 友次
同	毛矢支所	福井市毛矢町	三上 豊
同	武生支所	福井縣南條郡武生町	木野内 速
同	金澤輸出絹織物検査所	金澤市長町川岸	中村 林治
同	高岡支所	同 高岡町	杉山 直長
同	小松支所	石川縣美加郡小松町	山根 善治
同	羽咋支所	同 羽咋郡羽咋町	荒瀬 正義
同	大聖寺支所	同 江沼郡大聖寺町	梁澤 次三郎
同	二天田支所	同 河南村	山根 善治
同	富山輸出絹織物検査所	富山縣上新川郡堀川町	萩原 博
同	高岡支所	同 高岡市横田	金崎 與太郎
同	上市出張所	同 中新川郡香杉村	福村 榮松
同	石動出張所	同 西礪波郡石動村	早坂 禮二
同	愛知縣毛織物検査所	愛知縣經濟部商工課内	相杜 正太郎
同	名古屋支所	名古屋市中區北切町天神山	松山 米光
同	一宮支所	愛知縣中島郡大和村	吉田 茂夫
同	津島支所	愛知縣津島町	伊勢 弘之
同	石川縣織物検査所	金澤市殿町	和氣 武雄

名稱	所在地	項目	所長及代表者
同	關東	日本綿織物工業組合聯合會所屬検査所	九九〇
同	關東	東京市京橋區京橋一丁目二ノ七	東 陸
同	關東	福井縣足羽郡社村小山谷二八號四〇	北 海
同	關東	濱松市馬込町三六六	東 海
同	關東	名古屋市中區區宮町一丁目八ノ一	尾 京
同	關東	名古屋市中區區宮町一丁目八ノ一	中 京
同	關東	名古屋市中區區宮町一丁目八ノ一	尾 三
同	關東	大阪市東區博勞町二丁目一五第一徵兵館	京 阪
同	關東	大阪市東區博勞町三丁目一五第一徵兵館	東 泉
同	關東	大阪市東區博勞町三丁目一五第一徵兵館	北 泉
同	關東	大阪市東區博勞町二丁目一五第一徵兵館	阪 泉
同	關東	和歌山市七番町七	南 泉
同	關東	兵庫縣多可郡西脇町	和 泉
同	關東	兵庫縣深安郡神邊町	兵 庫
同	關東	廣島縣深安郡神邊町	中 國
同	關東	今治市大字藏敷神ノ木通六八六	四 國
同	關東	久留米市津福本町一二九ノ一	九 州
同	關東	同	和氣 武雄
同	關東	同	伊勢 弘之
同	關東	同	吉田 茂夫
同	關東	同	松山 米光
同	關東	同	相杜 正太郎
同	關東	同	早坂 禮二
同	關東	同	福村 榮松
同	關東	同	金崎 與太郎
同	關東	同	萩原 博
同	關東	同	山根 善治
同	關東	同	梁澤 次三郎
同	關東	同	荒瀬 正義
同	關東	同	山根 善治
同	關東	同	杉山 直長
同	關東	同	中村 林治
同	關東	同	木野内 速
同	關東	同	三上 豊
同	關東	同	石崎 友次
同	關東	同	吉波 健吉
同	關東	同	天谷 諭
同	關東	同	岡本 善之
同	關東	同	石山 昇
同	關東	同	齋藤 辰五郎
同	關東	同	氏家 幹二
同	關東	同	過足 國治
同	關東	同	五十嵐 録郎
同	關東	同	高木 頼三
同	關東	同	越智 俊規

紡織研究所一覽

重要經濟法令及省令

貿易組合法

(昭和十二年八月十三日)
法律第七十四號

第一章 貿易組合
第一節 總則
第一條 貿易組合は輸出組合及輸入組合の二種とす
第二條 貿易組合は貿易の振興を圖る爲共同の施設を爲すを以て目的とす
第三條 貿易組合は法人とす
第四條 貿易組合は其の名稱中に其の種類に従ひ輸出組合又輸入組合たる文字を用ふべし
貿易組合に非ざるものは其の名稱中に輸出組合、輸入組合又は貿易組合なる文字を用ふる事を得ず
第五條 主務大臣は本法に依る職權の一部を地方長官に委任することを得
第六條 本法に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て重要經濟法令及省令

第三者に対抗することを得ず
第七條 本法に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後二週間以内に之を登記すべし
登記すべき事項にして主務大臣の認可を要するものは其の認可書の到達したる時より登記の期間を起算す
第八條 非訟事件手続法第四百四十一條乃至第五百一十一條ノ六、第五百四十四條乃至第五百五十八條及第六百六十五條並に産業組合法第五條、第六條、第九十六條、第九十七條又第四百四條の規定は貿易組合に之を準用す
第九條 同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者又は同一市場を目的として商品の輸出を業とする者は輸出組合を設立することを得
得但し特別の事情ある時は取扱商品と異なる重要な輸出品の輸出を業とする者を以て之を設立する事を得
前項の重要輸出品は主務大臣之を指定す
第十條 同一又は重複する地區に於て二箇以上の同種の輸出組合を設立することを不得但し特別の事情あるときは此の限に在らず
第十一條 輸出組合は左の事業を行ふことを得
一、組合員の營業に關する統制
二、組合員の取扱商品の委託輸出、輸出の幹施、保管、選別、包裝、荷造、其の他組合員の營業に關する共同施設
三、海外市場の調査、新販路の開拓其の他組合の目的を達するに必要なる施設、組合は前項の事業の外組合員の取扱商品の買取輸出、組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付、組合員の爲にするその營業上の債務又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことを得
第一項に掲ぐる組合の施設は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして命令の定むる所に依り之を利用せしむることを得
第十二條 營業上の弊害を豫防し若し矯正する爲又は貿易の振興上必要ありと認むるときは主務大臣は輸出組合に對し必要なる施設を命ずることを得
第十三條 輸出組合は定款の定むる所に依り其の經費を組合員に分賦することを得
第十四條 輸出組合は定款の定むる所に依り定款違反者に對し過怠金を課することを得
第十五條 輸出組合定款の定むる所に依り組合員の營業に關する統制を行ふ場合に於ては總會の議決を経て之に關する規定を定め主務大臣の認可を受くべし其の規程

を變更せんとする場合亦同じ

第十六條 輸出組合第十一條第一項第一號の事業に關する定款の規定又は前條の規程を定め又は變更せんとする場合に於て總會の可決せざりしときと雖も貿易の振興上組合員の營業の統制を圖る必要あるときは主務大臣の認可を受け總會を開き總組合員の三分の一以上にして其の輸出高が總組合員の輸出高の三分の二以上を占むる組合員の同意を以て之が議決を爲すことを得但し第九條第一項但書の規定に依り設立したる組合に在りては取扱商品毎に各總組合員の三分の一以上にして其の輸出高が總組合員の輸出高の三分の二以上の同意あることを要す

第十七條 輸出組合第十五條の規定に基き組合員の輸出數量、輸出價格其他命令の定むる事項に付決定を爲したるときは遲滞なく之を主務大臣に届出づべし
主務大臣必要ありと認むるときは前項の決定の變更又は取消を爲すことを得
第十八條 營業上の弊害を豫防し若は矯正する爲又は貿易の振興上特に必要ありと認むるときは主務大臣は輸出組合の組合員、其の

組合の組合員に非ずして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者又は其の組合の組合たる資格を有せざる者にして其の組合の地區内に於て其の組合の組合員の取扱商品とも同種の商品を販賣の目的を以て輸出を爲すもの若は其の組合の組合員と同一市場を目的として商品を販賣の目的を以て輸出を爲すものに對し其の組合の統制に従ふべきことを命ずることを得

第十九條 前條の規定に依り主務大臣輸出組合の統制に従ふべきことを命じたる場合に於て其の統制に従ひ輸出すべき商品の輸出を爲さんとする者は命令の定むる所に依り其の商品が其の統制に従ひて輸出せらるるものなることに付行政官廳の檢閲を受くべし
第二十條 主務大臣第十八條の規定に依り輸出組合の統制に従ふべきことを命じたる場合に於て其の統制に従ひ輸出すべき商品の輸出に關し取締上必要ありと認むるときは當該官吏をして保税地域内に於て又は店舗、倉庫、工場其他の場所に臨檢し物品、帳簿其他の物件を檢査せしむることを得、第一項の場合に於て當該官吏第二十

八條の規定に依る命令又は前條の規定に違反して商品の輸出を爲し又は輸出を爲さんとしたる者ありと認むるときは被疑者若は參考人を尋問し又は犯罪の事實を證明すべき物件を搜索し若は之が差押を爲すことを得
臨檢、尋問、搜索及差押に關しては間接國稅犯則者處分法を準用す
第二十一條 同一種類の重要輸出品の輸出を業とする者を以て設立せる輸出組合又は其の組合員は其の營業に關する重要物産同業組合法に依る同業組合に加入せず又は之より脱退することを要す
第二十二條 輸出組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の過半数の同意を得て創立總會を開き定款其他必要な事項を定め役員を選出し主務大臣の認可を受くべし但し第九條第一項但書の場合に於ては取扱商品毎に各組合員たる資格を有する者の過半数の同意を得ることを要す
前項の同意を得ること能はざるときは雖も特別の事由ある場合に於ては主務大臣の認可を受け創立總會を招集することを要す
第二十三條 創立總會に於ける

議決及役員選舉は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲す、但し第九條第一項但書の場合に於ては取扱商品毎に各設立者の三分の二以上の同意あることを要す
第二十四條 設立同意者は創立總會に於て代理人を以て其の議決權を行ふことを得
前項の代理人は設立同意者たることを要す但し法人たる設立同意者は其の業務を執行する役員又は支配人を代理人と爲すことを得
代理人は代理權を證する書面を差出すべし
第二十五條 輸出組合の定款には左の事項を記載すべし但し第二十八條の規定に依る輸出組合に在りては第七號乃至第九號第四十五條の規定に依る輸出組合に在りては第六號乃至第九號及第十五條に掲ぐる事項は之を記載することを要せず

一、目的
二、名稱
三、地區
四、事務所
五、組合員たる資格に關する規定
六、組合員の加入及脱退に關する事項
第七號及第十五號に掲ぐる事項
二、事務所
三、出資の總口數及拂込みたる出資の總額
四、第三十條の規定に依る輸出組合に在りては各組合員の氏名又は名稱、住所及保證金額
五、成立の年月日
六、理事及監事の氏名及住所
前項に掲ぐる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし但し前項第三號に掲ぐる事項に付ては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後一月以内に登記を爲すことを得
第三十二條 組合員は總組合員の五分の一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其他の招集の事由を記載したる書面を理事に提出し、理事が正當な事由なくして前項の規定に依る請求ありたる後二週間以内に總會招集の手續を爲さざる時は請求者は主務大臣の認可を受け之を招集することを要す
第三十三條 輸出組合には理事及監事を置くべし
理事及監事は總會に於て組合員又は組合員たる法人の業務を執行す

る規定

七、出資一口の金額及其の拂込みの方法
八、剩餘金の處分及損失分擔に關する規定
九、準備金の額及其の積立の方法
十、組合員の權利義務に關する規定
十一、事業及其の執行に關する規定
十二、役員に關する規定
十三、會議に關する規定
十四、會計に關する規定
十五、存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由
第二十六條 輸出組合は設立の認可ありたる時又は第四十五條第二項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す
第二十七條 組合員は出資一口以上を有すべし
組合員の有すべき出資口數は五十口を超ゆることを得ず但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り之を増加することを得
第二十八條 第十一條第一項第二號及第二項の事業を行はざる輸出組合に在りては定款の定むる所

に依り組合員をして出資を爲さしめざるものと爲すことを得
第二十九條 組合員の責任は第十三條の規定に依る費用負擔の外其の出資額を限度とす
第三十條 輸出組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の責務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其出資額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負担するものと爲すことを得
第三十一條 輸出組合は出資の第一回の拂込みありたる後二週間以内に各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし但し第二十八條の規定に依る輸出組合又は第四十五條の規定に依る輸出組合に在りては其の成立後二週間以内に之を爲すべし
登記すべき事項左の如し第二十八條の規定に依る輸出組合に在りては第三號及第四號に掲ぐる事項並に第二十五條第七號に掲ぐる事項第四十五條の規定に依る輸出組合に在りては第三號及第四號に掲ぐる事項並に第二十五條第七號及第十五項に掲ぐる事項は之を登記することを要せず
一、第二十五條第一號乃至第三

役員の中より選任す但し組合設立當時の理事及監事は創立總會に於て第二十二條第一項の場合に在りては設立同意者又は設立同意者たる法人の業務を執行する役員のうちより、第四十五條第一項の場合に在りては組合員たる資格を有する者又は組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員のうちより之を選任すべし
特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
第一項の規定に依る役員の外定款の定むる所に依り他の役員を置くことを得
第三十四條 第十一條第一項第一號の事業を行ふ輸出組合にして全國を地區とするもの若は第十八條の規定に依る命令ありたるもの又は第四十五條の規定に依る輸出組合の理事の選任及解任は主務大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず
組合が前項の規定の適用を受くるに至りたる場合に於て現に其の職に在る理事は其の選任に付前項の規定に依る認可を受けたものと

九九三

看做す、第一項に掲ぐる組合の理事の選任に付ては前條第三項の規定に依る認可を受けることを要せず

第三十五條 組合員は總會に於て各一箇の議決権を有す但し定款の定むる所に依り一人に付議決権の十分の三を超えざる範圍内に於て出資口數に應じ二箇以上の議決権を有せしむることを得

第三十六條 組合員は代理人を以て議決権を行ふことを得此の場合に於ては之を出席と看做す前項の代理人は組合員たることを要す但し法人たる組合員は其の業務を執行する役員又は支配人を代理人と爲すことを得

代理人は代理權を證する書面を組合に差出すべし

第三十七條 經費を組合員に分賦する輸出組合に在りては其の經費の收支豫算及分賦收入方法は總會の議決を経べし但し組合設立當時の經費の收支豫算及分賦收入方法は創立總會に於て之を議決すべし

前項の總會の議決は總組合員の半數以上出席し其の議決權の四分の三以上を以て之を爲すべし但し定款に別段の定めあるときは此の限に

在らず 第三十八條 組合員たる資格を有する者輸出組合に加入せんとするときは組合は正當の理由なくして其の加入を拒むることを得ず

第三十九條 組合員は命令の定むる所に依り一定の期間前に豫告を爲し輸出組合の承諾を得たる場合には事業年度の終りに於て脱退することを得

組合は正當の理由なくして前項の承諾を拒むることを得ず

第四十條 検査を行ふ輸出組合に在りては検査員を置くべし検査員の選任及解任は主務大臣の認可を受くべし

第四十一條 輸出組合は検査員の服務に關する規定を定め主務大臣の認可を受くべし

第四十二條 主務大臣必要ありと認むるときは検査員の選任又は解任を爲すことを得

第四十三條 主務大臣必要ありと認むるときは輸出組合に對し經費の收支豫算、其の分賦收入方法、定款又は第十五條の規程の變更を命ずることを得

第四十四條 輸出組合の事業若しは財産の狀況に依り其の事業の繼續を困難なりと認むる時又は組合の行爲が法令定款若しは主務大臣の命令に違反したるとき若しは公益を害する虞あるときは主務大臣は左の處分を爲すことを得

一、總會の決議の取消
二、役員の解任
三、事業の停止
四、解散

第四十五條 主務大臣貿易の統制を圖り國民經濟の健全なる發達を期する爲めに必要ありと認むるときは命令の定むる所に依り地區及組合員たる資格を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し輸出組合の設立を命ずることを得

前項の規定に依り設立を命ぜられたる者主務大臣の指定する期限迄に設立の認可を申請せざるときは主務大臣は定款の作成其の他設立に關し必要な處分を爲すことを得

第四十六條 前條第一項の規定に依り輸出組合の設立を命ぜられたるときは創立總會を開き定款其の他必要な事項を定め役員を選任し設立の認可を申請すべし

前項の創立總會に於ける議決及役員を選任は出席者の三分の二以上

の同意を以て之を爲す 第四十七條 主務大臣第四十五條第二項の規定に依り定款を作成したるときは輸出組合の理事及監事を命ず、前項の理事は遅滞なく總會を招集すべし

前項の總會に於ては組合設立當時の經費の收支豫算及分賦收入方法を議決すべし

第三十七條第二項の規定は前項の議決に之を準用す

第四十八條 第四十五條の規定に依る輸出組合は第十一條第一項第二號及第二項の事業を行ふことを得ず

第四十九條 第四十五條の規定に依る輸出組合成立したるときは其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者は其の組合の組合員とす

第五十條 第四十五條の規定に依る輸出組合は其の組合員をして出資を爲さしむることを得ず

第五十一條 第四十五條の規定に依る輸出組合は合併を爲すことを得ず

第五十二條 設立の登記は理事及監事の全員の申請に因りて此を爲すべし申請書には定款及創立總會又は總會の決議録の謄本、組合

の設立ありたることを證する書面出資の總口數を證する書面、出資の第一回の拂込ありたることを證する書面並に理事及監事の資格を證する書面を添附すべし、但し第四十五條の規定に依る輸出組合にして主務大臣の處分に因り成立したるもの又は第二十八條の規定に依る輸出組合に在りては出資の總口數を證する書面及出資の第一回の拂込ありたることを證する書面は之を添附することを要せず

第五十三條 事務所の新設移轉其他登記事項の變更の登記は理事又は清算人の申請に因りて之を爲すべし但し合併又は出資一口の金額若しは保證金額の減少に因る變口の登記は理事及監事の全員より之を爲すべし

申請書には申請人の資格を證する書面及登記事項の變更を證する書面を添附すべし但し前に登記の申請を爲したる申請人が同一登記所に前項の申請を爲す場合に於ては

重要經濟法令及省令

其の資格を證する書面を添附することを要せず出資一口の金額又は保證金額の減少の登記申請書には前項に規定する書面の外本法に依り報告を爲したること及異議を述べたる債權者ある場合に於ては之に對し辨濟を爲し又は擔保を供したることを證する書面を添附すべし

第五十四條 解散の登記は合併に因る解散の場合に於ては解散したるとき他の理事及監事の全員、其の他の場合に於ては清算人の申請に因りて之を爲すべし

申請書には解散の理由を證する書面及理事が清算人たらざる場合に於ては申請人の資格を證する書面を添附すべし

前條第三項の規定は合併に因る解散の登記の申請に之を準用す

輸出組合が命令に因りて解散したるときは登記は主務大臣の囑託に因りて登記を爲すべし

第五十五條 清算終了の登記は清算人の申請に因りて之を爲すべし

第五十六條 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項第三項、第四十八條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十

五條、第五十九條、第六十條、第六十一條第一項、第六十二條第六十四條、第六十六條、第七十條及第七十三條乃至第八十三條、非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條の二、第三十八條乃至第三十八條、第三百三十八條、第三百七十五條、第三百七十八條、第三百七十九條並に産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條の二、第三十三條、第三十四條の二、第三十五條、第三十六條、第三十八條の二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、第六十一條乃至第六十二條(第六十一條第四號を除く)、第六十三條第一項、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條、第七十四條の二、第七十七條第三項及第七十八條の規定、第二十八條の規定に依る輸出組合に付ては産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條

第五十三條乃至第五十八條、第六十二條第二項但書、第六十八條及第七十七條第三項の規定を、第四十五條の規定に依る輸出組合に付ては産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第二十四條、第二十六條乃至第三十一條の二、第三十三條、第三十四條の二、第三十五條、第三十六條、第三十七條、第三十八條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、第六十一條乃至第六十二條(第六十一條第四號を除く)は輸出組合に之を準用す但し民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間とあるは二週間とし産業組合法中地方長官又は監督官廳とあるは主務大臣とす

第三節 輸入組合

第五十七條 同一種類の重要輸入品の輸入を業とする者又は同一市場よりの商品の輸入を業とする者は輸入組合を設立することを得但し特別の事情あるときは取扱商品を異にする重要輸入品の輸入を業とする者を以て之を設立することを得

前項の重要輸入品は主務大臣之を

九九

指定す

第五十八條 輸入組合は左の事業を行ふことを得
一、組合員の營業に關する統制
二、組合員の取扱商品の委託輸入輸入の斡旋其他組合員の營業に關する共同施設
三、海外市場の調査其他組合の目的を達するに必要なる施設

組合は前項の事業の外組合員に賣渡す目的を以て爲す其の取扱商品の輸入、組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付、組合員の爲にする其の營業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことを得
第一項に掲ぐる組合の施設は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして命令の定むる所に依り之を利用せしむることを得

第五十九條 前條第一項第二號及第二項の事業を行はざる輸入組合に在りては定款の定むる所に依り組合員をして出資を爲さしめざるものと爲すことを得
第六十條 第六十二條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依る輸入組合は第五十八條第一

項第二號及第二項の事業を行ふことを得ず
第六十一條 第五十八條第一項第一號の事業を行ふ輸入組合にして全國を地區とするもの若し第六十二條の規定に依り準用したる第六十八條の規定に依る命令ありたるもの又は第六十二條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依る輸入組合の理事の選任及解任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず

組合が前項の規定の適用を受けるに至りたる場合に於ては現に其の職に在る理事は其の選任に付前項の規定に依る認可を受けたるものと看做す
第一項に掲ぐる組合の理事の選任に付ては第六十二條の規定に依り準用したる第三十三條第三項の規定に依る認可を受けることを要せず
第六十二條 第二節の規定は輸入組合に之を準用す

第二章 貿易組合聯合會
第六十三條 貿易組合聯合會は輸出組合聯合會、輸入組合聯合會及輸出入組合聯合會の三種とす
第六十四條 貿易組合聯合會は所屬の貿易組合及貿易組合聯合會の共同の目的を達成するを以て目的とす
第六十五條 貿易組合聯合會は法人とす
第六十六條 貿易組合聯合會は其の名稱中に其の種類に從ひ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會又は輸出入組合聯合會たる文字を用ふべし

貿易組合聯合會に非ざるものは其の名稱中に輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會又は貿易組合聯合會なる文字を用ふることを得ず
第六十七條 輸出組合聯合會は輸出組合又は輸出組合聯合會を以て之を組織す
第六十八條 貿易組合聯合會を設立せんとするときは第七十一條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依り其の設立を命ぜられたるときは命令の定むる所に依り所屬の各組合及聯合會に於て選任したる創立委員を以て創立委員會を開き定款其他必要なる事項を定め役員を選任し主務大臣の認可を受けべし
第六十九條 創立委員會に於ける議決及役員を選任は創立委員總數の三分の二以上の同意を以て之を爲す
第二十四條の規定は創立委員に之を準用す
前二項の規定は第七十一條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依る貿易組合聯合會に付ては之を適用せず
第七十條 貿易組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合及聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し聯合會設立當時の監事及監事は創立委員會に於て之を選任すべし
特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任する事を得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第七十一條 貿易組合に關する規定は第十六條及第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第三十八條のこの規定を除くの外貿易組合聯合會に之を準用す但し第十一條及第五十八條中組合員とあるは所屬の組合、聯合會及組合員

の共同の目的を達成するを以て目的とす
第六十五條 貿易組合聯合會は法人とす
第六十六條 貿易組合聯合會は其の名稱中に其の種類に從ひ輸出組合聯合會、輸入組合聯合會又は輸出入組合聯合會たる文字を用ふべし

貿易組合聯合會に非ざるものは其の名稱中に輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出入組合聯合會又は貿易組合聯合會なる文字を用ふることを得ず
第六十七條 輸出組合聯合會は輸出組合又は輸出組合聯合會を以て之を組織す
第六十八條 貿易組合聯合會を設立せんとするときは第七十一條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依り其の設立を命ぜられたるときは命令の定むる所に依り所屬の各組合及聯合會に於て選任したる創立委員を以て創立委員會を開き定款其他必要なる事項を定め役員を選任し主務大臣の認可を受けべし
第六十九條 創立委員會に於ける議決及役員を選任は創立委員總數の三分の二以上の同意を以て之を爲す
第二十四條の規定は創立委員に之を準用す
前二項の規定は第七十一條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依る貿易組合聯合會に付ては之を適用せず
第七十條 貿易組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合及聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し聯合會設立當時の監事及監事は創立委員會に於て之を選任すべし
特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任する事を得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第七十一條 貿易組合に關する規定は第十六條及第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第三十八條のこの規定を除くの外貿易組合聯合會に之を準用す但し第十一條及第五十八條中組合員とあるは所屬の組合、聯合會及組合員

項を定め役員を選任し主務大臣の認可を受けべし
第六十九條 創立委員會に於ける議決及役員を選任は創立委員總數の三分の二以上の同意を以て之を爲す
第二十四條の規定は創立委員に之を準用す
前二項の規定は第七十一條の規定に依り準用したる第四十五條の規定に依る貿易組合聯合會に付ては之を適用せず
第七十條 貿易組合聯合會の理事及監事は總會に於て所屬の組合及聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し聯合會設立當時の監事及監事は創立委員會に於て之を選任すべし
特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任する事を得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第七十一條 貿易組合に關する規定は第十六條及第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第三十八條のこの規定を除くの外貿易組合聯合會に之を準用す但し第十一條及第五十八條中組合員とあるは所屬の組合、聯合會及組合員

第四、成立の年月日
五、理事及監事の氏名及住所
前項に掲ぐる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし但し前項第三號に掲ぐる事項に付ては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後二月以内に登記を爲すことを得
第七十九條 貿易組合中央會には理事及監事を置くべし
第八十條 貿易組合中央會の理事及監事は總會に於て會員たる貿易組合又は貿易組合聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事の選任方法は勅令の定むる所に依る特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第八十一條 第六條乃至第八條第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條の規定は貿易組合中央會に之を準用す但し第八條の規定に依り準用したる非訟事件手續法第四百一十一條並に第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第十一

とし、第十八條中其の組合員に非ずして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者又は其の組合の組合員たる資格を有せざる者にして其の地區内に於て其組合の組合員の取扱商品と同種の商品を販賣の目的を以て輸出をなす者若し其の組合の組合員と同一市場を目的として商品を販賣の目的を以て輸出を爲す者とは所屬の組合又は聯合會たる資格を有する組合又は聯合會とし、第三十四條及第六十一條中全國とあるは道府縣の區域を越ゆる區域とす

第三章 貿易組合中央會
第七十二條 貿易組合中央會は貿易組合及貿易組合聯合會の普及發達及聯絡を圖るを以て目的とす
第七十三條 貿易組合中央會は法人とす
第七十四條 貿易組合中央會は其の名稱中に貿易組合中央會たる文字を用ふべし
貿易組合中央會に非ざるものは其の名稱中に貿易組合中央會なる文字を用ふることを得ず

第七十五條 貿易組合中央會は全國を通じて一箇とし其の設立は主務大臣の認可を受けべし
中央會の設立に關し必要なる事項

重要經濟法令及省令

は勅令を以て之を定む

第七十六條 貿易組合中央會は貿易組合又は貿易組合聯合會を以て之を組織す
第七十七條 貿易組合中央會の定款には左の事項を記載すべし

- 一、目的
二、名稱
三、事務所の所在地
四、會員の加入及脱退に關する規定
五、會員の権利義務に關する決定
六、資産に關する規定
七、事業及其の執行に關する規定
八、役員に關する規定
九、會議に關する規定
十、存置の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又事由
第七十八條 貿易組合中央會設立の認可ありたるときは其の事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし
登記すべき事項左の如し
一、前條第一號、第二號第十號に掲ぐる事項
二、事務所
三、資産の總額

第四、成立の年月日
五、理事及監事の氏名及住所
前項に掲ぐる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし但し前項第三號に掲ぐる事項に付ては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後二月以内に登記を爲すことを得
第七十九條 貿易組合中央會には理事及監事を置くべし
第八十條 貿易組合中央會の理事及監事は總會に於て會員たる貿易組合又は貿易組合聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事の選任方法は勅令の定むる所に依る特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第八十一條 第六條乃至第八條第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條の規定は貿易組合中央會に之を準用す但し第八條の規定に依り準用したる非訟事件手續法第四百一十一條並に第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第十一

は理事及監事を置くべし
第八十條 貿易組合中央會の理事及監事は總會に於て會員たる貿易組合又は貿易組合聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事の選任方法は勅令の定むる所に依る特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第八十一條 第六條乃至第八條第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條の規定は貿易組合中央會に之を準用す但し第八條の規定に依り準用したる非訟事件手續法第四百一十一條並に第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第十一

は理事及監事を置くべし
第八十條 貿易組合中央會の理事及監事は總會に於て會員たる貿易組合又は貿易組合聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事の選任方法は勅令の定むる所に依る特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第八十一條 第六條乃至第八條第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條の規定は貿易組合中央會に之を準用す但し第八條の規定に依り準用したる非訟事件手續法第四百一十一條並に第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第十一

は理事及監事を置くべし
第八十條 貿易組合中央會の理事及監事は總會に於て會員たる貿易組合又は貿易組合聯合會の理事又は監事の中より之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事の選任方法は勅令の定むる所に依る特別の事由あるときは理事又は監事は前項に該當せざる者より之を選任することを得此の場合に於ける選任は主務大臣の認可を受けるに非ざれば其の效力を生ぜず
第八十一條 第六條乃至第八條第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第五十二條乃至第五十六條の規定は貿易組合中央會に之を準用す但し第八條の規定に依り準用したる非訟事件手續法第四百一十一條並に第五十六條の規定に依り準用したる産業組合法第十一

條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十三條の二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條の規定を除く
第四章 罰則
第八十二條 左の場合に於ては貿易組合貿易組合聯合會又は貿易組合中央會の理事、監事又は清算人を十圓以上五百圓以下の過料に處す

- 一、本法に依り行政官廳の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる時
二、本法に依る登記を爲すことを怠り又は不正の登記を爲したるとき
三、本法に依る届出を爲すことを怠り又は不正の届出を爲したるとき
四、行政官廳又は總會若し總代會に對し不實の申立を爲し又事實を隠蔽したるとき
五、本法に依り行政官廳の徴する報告を差用さず又は其の検査を拒み其他行政官廳の命令又は處分に從はざる時

重要經濟法令及省令

六、本法に依る總會又は總代會の招集を怠りたる時
七、本法に依り事務所に備置く書類を備へざるとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず若し不正の記載を爲したるとき又は正當な理由なくして其の閲覧を拒みたる時
八、本法に違反して組合員又は所屬の組合若し聯合會の持分を拂戻したるとき
九、本法に違反して組合又は聯合會が組合員若し所屬の組合又は聯合會の持分を取得し又は質權の目的として之を受けたる時
十、本法に違反して破産の宣告を請求せざるとき
十一、本法に違反して出資一口の金額若し保證金額を減少し脱退したる組合員若し所屬の組合若し聯合會の責任期間の短縮を爲し又は組合若し聯合會の合併を爲したるとき
十二、本法に依る公告を爲すことを怠り又は不正の公告を爲したるとき
十三、清算の場合に於て本法に違反して辨濟を爲し又は財産の分配を爲したるとき

十四、法令又は定款に違反して剩餘金を處分したるとき
十五、組合、聯合會又は中央會の目的に非ざる營利事業を爲したるとき
第八十三條 第四條第二項、第六十六條第二項又は第七十四條第二項規定に違反したる者は十圓以上五百圓以下の過料に處す
第八十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に之を準用す
第八十五條 第十八條の規定は第六十二條又は第七十一條の規定に依り準用する(第六十二條又は第七十一條の規定に依る行政官廳の命令に違反したる者又は其の命令に違反して商品の輸出若し輸入を爲さんとしたる者は千圓以下の罰金に處す)
第七十一條の規定に依り準用する(第六十二條又は第七十一條の規定に依る行政官廳の命令に違反したる者又は其の命令に違反して商品の輸出若し輸入を爲し又は爲さんとしたる者又前項に同じ)
前二條の場合に於ては犯人の所有し又は所持する商品を沒收することを得若し其の全部又は一部を沒收することを得ざる時は其の價額を追徴することを得
第八十六條 輸出又は輸入を業

とする者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の從業者が其の業會に關し前條の罰を犯したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず
第八十七條 第八十五條の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限にあらざる
第八十八條 正當な理由なくして第二十條の規定(第六十二條又は第七十一條の規定に依り準用する場合を含む)に依り當該官吏の臨檢、検査、搜索又は差押を拒み妨げ又は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す
第八十九條 貿易組合又は貿易組合聯合會の證券若し検査證を不正に使用したる者、行使の目的を以て證券若し検査證を偽造若し偽造したる者又は偽造若し偽造の證券若し検査證を使用したる者は三年以下懲役又は千圓以下の罰金に處す
第九十條 貿易組合又は貿易組

合聯合會の理事、監事若し清算人又は検査員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若し約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す
前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收することを能はざるときは其の價額を追徴す
第九十一條 前條第一項に掲ぐる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す
前項の罰を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除することを得
第九十二條 第八十九條に掲ぐる罰は刑法第三條の例に、第九十條に掲ぐる罰は刑法第四條の例に従ふ
附則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む
輸出組合法は之を廢止す
舊法に依り設立せられたる輸出組合又は輸出組合聯合會にして本法施行の際現に存するものは本法に依る輸出組合又は輸出組合聯合會

と看做す

本法施行の際貿易組合、貿易組合聯合會又は貿易組合中央會に非ずして其の名稱中に輸出組合、輸入組合、貿易組合、輸出組合聯合會、輸入組合聯合會、輸出組合聯合會、貿易組合聯合會、又は貿易組合中央會なる文字を用ふるものは本法施行後六月以内に其の名稱を變更することを要す
第八十三條の規定は前項の期間内之を前項に掲ぐるものに適用せず
舊法に依りて爲したる認可、處分、手續其の他の行爲は設立の認可を受くる外本法中之に相當する規定

貿易及關係産業の調整に關する法律

(昭和十二年八月十三日)
法律第七十三號

第一條 政府は左の各號の一に該當する場合に於て特に必要ありと認むるときは勅令の定むる所に依り貿易審議會の議を経て期間及物品を指定し輸出又は輸入の制限又は禁止を爲すことを得
一、貿易に關する條約又は之に

ある場合に於ては本法に依りて之を爲したるものと看做す
本法施行前舊法の罰則を適用すべかりし行爲に付ては仍舊法に依る登記稅法第十九條第七號中「輸出組合、輸出組合聯合會」を「貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會」に「輸出組合法」を「貿易組合法」に改む
印紙稅法案第四條第一項第十一號中「輸出組合又は輸出組合聯合會」を「貿易組合又は貿易組合聯合會」に改む
商工組合中央金庫法中「輸出組合」を「貿易組合」に「輸出組合聯合會」を「貿易組合聯合會」に改む

準すべきものに依り貿易を調節せんとする時
二、國際收支の適合を圖り又は特定國との輸出及輸入の均衡を圖る爲貿易を調節せんとする時
三、貿易業者の不當なる競争に

因り輸出品又は輸入品の海外市場に於ける價格の著しき下落又は騰貴其の他貿易上の弊害を生じ又は生ずるの虞ある場合に於て之を矯正し又は豫防せんとする時
四、國民經濟の健全なる發達を圖る爲重要物資の供給を適正ならしめんとする時
第二條 政府は前條の各號の一に該當する場合に於て輸出品若し輸入品に關する業を營む者又は輸出品若し輸入品に關する事業を行ふ組合若し輸入品に關する輸入品に付統制を行はしむる必要ありと認むるときは統制協議會をして其の統制に關し必要な重要事項を調査審議せしむることを得
第三條 政府は輸出品又は輸入品に關する統制に付輸出品若し輸入品に關する業を營む者又は輸出品若し輸入品に關する事業を行ふ組合の間の共同の利害を調整する爲必要ありと認むるときは統制協議會をして其の調整に關し必要な重要事項を調査審議せしむることを得
第四條 政府は前二條の場合に於て國民經濟の健全なる發達を圖る爲特に必要ありと認むるときは

重要經濟法令及省令

とを得
第九條 第四條の規定に依る命令に違反したる者は千圓以下の罰金に處す

第十條 第七條の規定に基きて發する勅令に依る報告を爲さず、虚偽の報告を爲し又は帳簿其の他の検査を拒み、妨げ若し是を隠したる者は五百圓以下の罰金に處す本法に基きて發する勅令に依り政府に提出する許可の申請書其の他の書類に虚偽の記載を爲したる者亦同じ

第十一條 輸出品若し輸入品に關する業を營む者又は輸出品若し輸入品に關する事業を行ふ組合は其の代理人、戸主、家族、雇人其の他の従業者が其の業務に關し前三條の罪を犯したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第十二條 本法の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第十三條 前二條の場合に於て

は懲役又は禁錮の刑に處することを得ず

第十四條 本法の罰則は本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人其の他の従業者が本法施行地外に於て爲したる行為にも之を適用す本法施行地に住所を有する人又は其の代理人、使用人其の他の従

重要産業統制法

第一條 重要なる産業を營む者生産又は販賣に關し命令の定むる統制協定を爲したる場合に於て同業者二分の一以上の加盟あるときは命令の定むる期間内に之を主務大臣に届出づべし之を變更廢止したるとき亦同じ

前項の産業の種類は統制委員會の議を経て主務大臣之を指定す

前項の規定に依り指定せられたる産業を營む者は命令の定むる事項を主務大臣に届出づべし

第二條 主務大臣前條の統制協定の加盟者三分の二以上の申請ありたる場合に於て當該産業の公正なる利益を保護し國民經濟の健全なる發達を圖る爲特に必要ありと認むるときは統制委員會の議を経て

第一條 重要なる産業を營む者生産又は販賣に關し命令の定むる統制協定を爲したる場合に於て同業者二分の一以上の加盟あるときは命令の定むる期間内に之を主務大臣に届出づべし之を變更廢止したるとき亦同じ

前項の産業の種類は統制委員會の議を経て政府之を指定す

第三條 政府第一條の統制協定又は第二條の規定に該當する者の生産若し販賣の數量、販賣價格若し之に影響を及ぼすべき取引條件

業者が本法施行地外に於て爲したる行為に付亦同じ

本法施行の期日は勅令を以て之を定む、本法は施行後五年間を限り其の效力を有す、前項の期間内に爲されたる本法に依り處罰せらるる行為に付ては本法の罰則は前項の期間經過後と雖も仍之を適用す

當該統制協定の加盟者又は其の協定に加盟せざる同業者に對して其の協定の全部又は一部に依るべきことを命ずることを得

第三條 主務大臣第一條の統制協定が公益に反し又は當該産業若し之と密接なる關係を有する産業の公正なる利益を害すと認むるときは統制委員會の議を経て其の變更又は取消を命ずることを得

第四條 主務大臣第一條の統制協定に對する監督上必要ありと認むるときは統制協定の加盟者に對し又は協定に加盟せざる同業者に對して第二條の規定に従ひ協定に依るべきことを命ぜられたる者に對し業務に關し検査を爲し又は報告を爲さしむることを得

第五條 本法に定むるもの、外統制委員會に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第六條 第一條第一項の規定に違反したる者は五百圓以下の料料に處す

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二項の料料に付之を準用す

第七條 重要なる産業を營む者左の各號の一に該當するときは千圓以下の罰金に處す

一、第二條の規定に依る主務大臣の命令に違反し當該統制に依らざる者

二、第三條の規定に依る主務大臣の命令に従はざる者

三、第四條の検査を拒み、妨げ若し是を隠し又は同條の規定に依り命ぜられたる報告を爲したる者は三百圓以下の罰金に處す

第九條 重要なる産業を營む者は其の代理人、戸主、家族、雇人其の他の従業者が其業務に關し第七條の罪を犯したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第十條 第七條の規定に依り重要なる産業を營む者に適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

昭和六年法律第四十號中改正法律

(重要産業統制法改正)

昭和六年法律第四十號中左の通知正す

第一條 第一條第一項中「同業二分の一以上の加盟あるときは」を「加盟者の員數が同業者の二分の一以上なるとき又は加盟者の生産高若し販賣高が同業者の生産高若し販賣高の二分の一以上なるときは」に、同條中「主務大臣」を「政府」に改む

第二條中「主務大臣」を「政府」重要經濟法令及省令

重要産業統制法施行令

第一條 昭和六年法律第四十號

第一條第一項の規定に依り届出づべき統制協定左の如し

一、生産制限又は操業短縮に關する協定

二、生産分野に關する協定

三、注文割當に關する協定

四、販賣價格其の他之に影響を及ぼすべき取引條件に關する協定

五、販路に關する協定

六、取引先の制限に關する協定

七、販賣數量に關する協定

八、共同販賣に關する協定

第二條 昭和六年法律第四十號第一條第一項の規定に依る届出を爲す場合に於ては産業の種類、協定事項及統制の組織を記載したる書面を主務大臣に提出すべし

重要經濟法令及省令

第三條 昭和六年法律第四十號 第一條第一項の規定に依る届出は 統制協定成立の日若しくは同條第二項の規定に依る指定の日又は變更廢止したる日より三週間内に之を爲すべし

第五條 昭和六年法律第四十號 第二條の規定に依る申請を爲さんとする者は申請書に其の事由を詳記し連署の上之を主務大臣に提出すべし

第七條 昭和六年法律第四十號 第二條の四第一項の規定に依る届出を爲す場合に於ては左に掲ぐる書面を主務大臣に提出すべし

第八條 昭和六年法律第四十號 第一條第一項第二條及第二條の四第一項第一號第一號第二號の書面に記載したる事項を變更したるときは變更したる日より三週間内に之を主務大臣に届出づべし

第一項の生産高又は販賣高は過去三年間の実績に依る

第九條 昭和六年法律第四十號 第四條の行政官廳は商工大臣所管の産業に在りては商工大臣及地方長官又は鑛山監督局長、農林大臣所管の産業に在りては農林大臣及地方長官、逓信大臣所管の産業に在りては逓信大臣及逓信局長とす

統制法指定産業

- 綿絲紡績業
絹絲紡績業
人造絹絲製造業
洋紙(印刷用紙、筆記用紙、圖書用紙、模造紙及新聞用紙、製造業板紙(五オンス以上のもの)、製造業カーバインド製造業
晒粉製造業
二硫酸製造業
酸素製造業
硬化油製造業
小麥粉製造業(日産能力五百バレル以上のもの)
銑鐵製造業(高爐を以て常時月額三千バレル以上の生産を爲すもの)
合金鐵製造業
棒鋼製造業(自製鋼塊を用ひて常時月額百バレル以上の生産を爲すもの)
山形鋼製造業(常時月額百バレル以上の生産を爲すもの)
鋼板製造業(常時月額百バレル以上の生産を爲すもの)
縮材製造業
銅又は眞鍮の壓延板(「セバ」又は「ノベ」と稱するものを除く)製造

工業組合法

第一條 工業者は其の工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て工業組合を設立することを得但し特別の事情あるときは二種以上の工業者を以て之を設立することを得
第二條 工業組合は法人とす
第三條 工業組合は左の事業を行ふことを得
一、組合員の製品、其の原料若しくは材料又は製造若しくは加工の設備に對する検査其の他必要な取締又は事業經營に對する制限
二、組合員の製品の加工又は販賣組合員の營業に必要な物の供給、共同設備の設置其の他組合員の營業に關する共同施設
三、組合員の營業に關する指導研究、調査其の他組合の目的を達するに必要な施設
組合は前項の事業の外組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付組合員の爲にする其の營業上の債務の保證又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことを得、第一項に掲げたる組合の施設は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして命令の定むる所に依り之を利用せしむることを得
第四條 工業組合は其の名稱中に工業組合なる文字を用ふべし但し第二十八條の三の規定に依る工業組合は統制工業組合なる文字を用ふべし工業組合に非ざるものは其の名稱中に工業組合なる文字を用ふることを得ず第二十八條の三の規定に依る工業組合に非ざるものは其の名稱中に統制工業組合なる文字を用ふることを得ず
第五條 工業組合は定款の定むる所に依り其の經費を組合員に分配することを得
第六條 工業組合は定款の定むる所に依り定款違反者に對し過意

金を課することを得

第六條の二 工業組合定款の定むる所に依り定款違反者に對し過怠金を課し又は其の違反に係る工業製品にして違反者の所有するものに付抑留其の他必要な處分を爲し特に必要あるときは没收を爲すことを得

第六條の三 工業組合前條の規程に基き製造又は加工の數量、販賣價格、加工料金其の他命令の定むる事項に付決定を爲したるときは遅滞なく之を行政官廳に届出づべし

第七條 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲又は工業の健全なる發達を圖る爲必要と認めるときは行政官廳は工業組合に對し必要な施設を命ずることを得

第八條 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲又は工業の健全なる發達を圖る爲必要と認めるときは行政官廳は工業組合に對し必要な施設を命ずることを得

第九條 工業組合は定款の定めたる事項に依り定款違反者に對し過怠金を課し又は其の違反に係る工業製品にして違反者の所有するものに付抑留其の他必要な處分を爲し特に必要あるときは没收を爲すことを得

以上あるときは各其の三分の二以上同意を得ることを要す

第十條 本法に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て第三者に對抗することを得ず

第十一條 本法に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後に二週間内に之を登記すべし

第十二條 工業組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要な事項を定役員を選任し行政官廳の認可を受くべし

第十三條 創立總會に於ける議決及役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲すべし

第十四條 設立同意者は創立總會に於て代理人を以て其の決議権を行ふことを得

第十五條 工業組合の定款には左の事項を記載すべし

- 一、目的
二、名稱
三、地區
四、事務所の所在地
五、組合員たる資格に關する規定
六、組合員の加入及脱退に關する規定

る規定

七、出資一口の金額及其の拂入の方法

八、剰餘金の處分及損失分擔に關する規定

九、準備金の額及其の積立の方法

十、組合員の権利義務に關する規定

十一、事業及其の執行に關する規定

十二、役員に關する規定

十三、會議に關する規定

十四、會計に關する規定

十五、存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由但し第二十八條のみ

の規定に依る工業組合に在りては第六號乃至第九號及第十

五號に掲げたる事項は之を記載することを要せず

第十五條の二 工業組合は設立の認可ありたる時又は第二十八條の三第二項の規定に依り定款の作成ありたる時成立す

第十六條 工業組合は出資の第一回の拂込ありたる後二週間内に各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし

但し第二十八條の三の規定に依る工業組合に在りては設立同意者又は設立同意者

重要經濟法令及省令

ときは行政官廳は工業組合の組合員又は其の組合員に非ずして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し其の組合の定むる取締又は制限に従ふべきことを命ずることを得

第十八條の二 前條の規定に依る命令ありたる場合に於て行政官廳取締上必要ありと認めるときは當該官吏をして工場、倉庫、店舗其の他の場所に臨檢し物品、帳簿其の他の物件を検査せしむることを得

第十九條 本法に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て第三者に對抗することを得ず

第二十條 本法に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後に二週間内に之を登記すべし

第二十一條 工業組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要な事項を定役員を選任し行政官廳の認可を受くべし

第二十二條 創立總會に於ける議決及役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲すべし

第二十三條 設立同意者は創立總會に於て代理人を以て其の決議権を行ふことを得

第二十四條 工業組合の定款には左の事項を記載すべし

- 一、目的
二、名稱
三、地區
四、事務所の所在地
五、組合員たる資格に關する規定
六、組合員の加入及脱退に關する規定

は其の成立後二週間以内に之を爲すべし

登記すべき事項左の如し但し第二十八條の三の規定に依る工業組合に在りては第三號第四號に掲げたる事項並に第十五號第七號及第十五號に掲げたる事項は之を登記することを要せず

一、前條第一號乃至第三號、第七號及第十五號に掲げたる事項

二、事務所

三、出資の總口數及拂込たる出資の總額

四、第十八條の二の規定に依る工業組合に在りては各組合員の氏名又は名稱、住所及保證金額

五、設立の年月日

六、理事及監事の氏名及住所

但し前項第三號に掲げたる事項に付いては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後一月内に登記を爲すことを得

第十七條 組合長は出資一口以上を有すべし

組合員の有すべき出資口數は五十口を超えることを得ず但し特別の

事由あるときは定款の定むる所に依り之を増加することを得

第十八條 組合員の責任は第五條の規定に依る費用負擔の外其の出資額を限度とす

第十九條の二 工業組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負擔するものと爲すことを得

第二十條 組合員は總組合の五分の一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其の招集の事由を記載したる書面を理事に提出して總會の招集を請求することを得

第二十一條 理事が正當の理由なくして前項の規定に依り請求ありたる後二週間内に總會招集の手續を爲さざるときは請求者は行政官廳の認可を受け之を招集することを得

第二十二條 工業組合には理事及監事を置くべし

理事及監事は總會に於て組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員中より之を選任す但し組合設立當時の理事及監事は創立總會に於て第十二條第一項の場合に在りては設立同意者又は設立同意者

以上あるときは各其の三分の二以上同意を得ることを要す

第十條 本法に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て第三者に對抗することを得ず

第十一條 本法に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後に二週間内に之を登記すべし

第十二條 工業組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要な事項を定役員を選任し行政官廳の認可を受くべし

第十三條 創立總會に於ける議決及役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲すべし

第十四條 設立同意者は創立總會に於て代理人を以て其の決議権を行ふことを得

第十五條 工業組合の定款には左の事項を記載すべし

- 一、目的
二、名稱
三、地區
四、事務所の所在地
五、組合員たる資格に關する規定
六、組合員の加入及脱退に關する規定

は其の成立後二週間以内に之を爲すべし

登記すべき事項左の如し但し第二十八條の三の規定に依る工業組合に在りては第三號第四號に掲げたる事項並に第十五號第七號及第十五號に掲げたる事項は之を登記することを要せず

一、前條第一號乃至第三號、第七號及第十五號に掲げたる事項

二、事務所

三、出資の總口數及拂込たる出資の總額

四、第十八條の二の規定に依る工業組合に在りては各組合員の氏名又は名稱、住所及保證金額

五、設立の年月日

六、理事及監事の氏名及住所

但し前項第三號に掲げたる事項に付いては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後一月内に登記を爲すことを得

第十七條 組合長は出資一口以上を有すべし

組合員の有すべき出資口數は五十口を超えることを得ず但し特別の

事由あるときは定款の定むる所に依り之を増加することを得

第十八條 組合員の責任は第五條の規定に依る費用負擔の外其の出資額を限度とす

第十九條の二 工業組合は定款の定むる所に依り組合財産を以て其の債務を完済すること能はざる場合に於て組合員の全員が其の出資額の外一定の金額(保證金額)を限度として責任を負擔するものと爲すことを得

第二十條 組合員は總組合の五分の一以上の同意を得て會議の目的たる事項及其の招集の事由を記載したる書面を理事に提出して總會の招集を請求することを得

第二十一條 理事が正當の理由なくして前項の規定に依り請求ありたる後二週間内に總會招集の手續を爲さざるときは請求者は行政官廳の認可を受け之を招集することを得

第二十二條 工業組合には理事及監事を置くべし

理事及監事は總會に於て組合員又は組合員たる法人の業務を執行する役員中より之を選任す但し組合設立當時の理事及監事は創立總會に於て第十二條第一項の場合に在りては設立同意者又は設立同意者

以上あるときは各其の三分の二以上同意を得ることを要す

第十條 本法に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て第三者に對抗することを得ず

第十一條 本法に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後に二週間内に之を登記すべし

第十二條 工業組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要な事項を定役員を選任し行政官廳の認可を受くべし

第十三條 創立總會に於ける議決及役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲すべし

第十四條 設立同意者は創立總會に於て代理人を以て其の決議権を行ふことを得

第十五條 工業組合の定款には左の事項を記載すべし

重要經濟法令及省令

條の二第一項、第三十五條、第三十六條、第三十八條の二乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十條、第六十條の二第六十二條第一項第四號を除く、第六十三條第一項、第六十三條の二乃至第六十五條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十條乃至第七十三條の三、第七十四條第一項、第七十四條の二第一項、第七十七條の第三項、第七十八條、第九十六條、第八十七條及第九十四條の規定第二十八條の三の規定に依る工業組合に付いては産業組合法第十條、第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四十四條第二項、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條第三號乃至第五號、第五十二條乃至第五十八條、第六十二條第一項第一號第三號、第六十三條の二第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條及第七十七條第三項の規定を除くは工業組合に付之を準用す但し民法第四十五條第三項及第四十八條第一項中一週間とあるは之を二週間とし産業組合法中主務大臣地方長官又は監督官廳とあるは之

行政官廳とす

第三十九條 左の場合に於ては工業組合の理事、監事又は清算人を十圓以上五百圓以下の過料に處す
一、本法に依り行政官廳の認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざるとき
二、本法に依り登記を爲すこと意り又は不正の登記を爲したるとき
三、本法に依る届出を爲すことを意り又は不正の届出を爲したるとき
四、行政官廳又は總會若し總會に對し不實の申立を爲し又は事實を隠蔽したるとき
五、本法に依り行政官廳の徴する報告を差出さず又は其の検査を拒み其の他行政官廳の命令又は處分に従はざるとき
六、本法に依る總會又は總代會の招集を怠りたるるとき
七、本法に依り事務所に備置すべき書類を備へざるとき、其の書類に記載すべき事項を記載せず若し不正の記載を爲したるとき又は正当の理由なくして其の閲覧を拒みたるるとき
八、本法に違反して組合員の持

分を拂戻したるとき

九、本法に違反して組合が組合員の持分を取戻し又は質權の目的として之を受けたるとき
十、本法に違反して破産の宣告を請求せざるとき
十一、本法に違反して出資一口の金額若し保證金額を減少し、第三十八條の規定に依り準用したる産業組合法第五十八條の責任期間の短縮を爲し又は組合の合併を爲したるとき
十二、本法に依る公告を爲すことを意り又は不正の公告を爲したるとき
十三、清算の場合に於て本法に違反して辨濟を爲し又は組合財産の分配を爲したるとき
十四、法令又は定款に違反して剩餘金を處分したるとき
十五、組合の目的に非ざる營利事業を爲したるとき
第四十條 第四條第二項(第三十三條の規定に依り準用する場合を含む)又は第三項(第三十三條の規定に依り準用する場合を含む)の規定に違反したる者は十圓以上二百圓以下の過料に處す
第四十一條 非訴事件手続法第

二百六條乃至二百八條の規定は

前二條の過料に付之を準用す
第四十二條 第八條の規定(第三十三條の規定に依り準用する場合を含む)に依る行政官廳の命令に違反したる者八千圓以下の罰金に處す
販賣の目的を以て前項の犯罪に係る工産品なることを知りて其の交付を受けたる者亦前項に同じし又は所持する工産品を没收することを得若しその全部又は一部を没收すること能はざるときは其の價額を追徴することを得
第四十二條の二 工産品に關する業を爲す者は其の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其の他の従業員が其の業務に關し前條の罪を犯したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免ることを得ず
第四十二條の三 第四十二條の罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其の他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第四十二條の四 正當の理由なくして

第四十二條の四 正當の理由なくして第八條の二の規定(第三十三條の規定に依り準用する場合を含む)に依る當該官吏の臨檢検査、搜索又は差押を拒み、妨げ又は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す
第四十三條 工業組合の證券若し検査證を不正に使用したる者、行使の目的を以て證券若し検査證を偽造若し變造の證券若し検査證を使用したる者は三年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處す
第四十四條 工業組合の理事、監事若し清算人又は検査員其の職務に關し賄賂を收受し又は之を要求若し約束したるときは二年以下の懲役に處す因て不正の行爲を爲し又は相當の行爲を爲さざるときは五年以下の懲役に處す
前項の場合に於て收受したる賄賂は之を沒收す若し其の全部又は一部を沒收すること能はざるときは其の價額を追徴す
第四十五條 前條第一項に掲げたる者に對し賄賂を交付、提供又は約束したる者は二年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す
前項の罰を犯したる者自首したるときは其の刑を減輕又は免除する

重要經濟法令及省令

ことを得

第四十六條 第四十三條に掲げたる罰は刑法第三條の例に、第四十四條に掲げたる罪は刑法第四條の例に従ふ
第四十七條 工業組合中央會は工業組合及工業組合聯合會の普及發達連絡を圖る目的を以て之を設立することを得
工業組合中央會は法人とす
第四十八條 工業組合中央會は其の名稱中に工業組合中央會なる文字を用ふべし
第四十九條 工業組合中央會は全國を通じて一箇とし其の設立は行政官廳の認可を受くべし
工業組合中央會の設立に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む
第五十條 工業組合及工業組合聯合會は工業組合中央會の會員と爲ることを得
前項以外の者と雖も定款の定むる所に依り工業組合中央會の會員と爲ることを得
第五十一條 工業組合中央會の定款には左の事項を記載すべし
一、目的
二、名稱
三、事務所の所在地
四、會員の加入及脱退に關する

規定

五、會員の權利義務に關する規定
六、資産に關する規定
七、事業及其の執行に關する規定
八、役員に關する規定
九、會議に關する規定
十、存立の時期又は解散の事由を定めたるときは其の時期又は事由
第五十二條 工業組合設立の認可ありたるときは主たる事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし
登記すべき事項左の如し
一、前條第一號、第二號及第十號に掲げたる事項
二、事務所
三、資産の總額
四、設立認可の年月日
五、理事及監事の氏名及住所
前項に掲げたる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし但し前條第三號に掲げたる事項に付ては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後二月以内に登記を爲すことを得
第五十三條 工業組合中央會には理事及監事を置くべし

第五十四條 工業組合中央會の

理事及監事は總會に於て會員たる工業組合若し工業組合聯合會の理事若し監事又は第五十條第二項の會員の中より之を選任す但し中央會設立當時の理事及監事の選任方法は勅令の定むる所に依る
第五十五條 第四條第二項、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十八條、第二十八條の二及第三十四條乃至第四十一條の規定は工業組合中央會に付之を準用す但し第三十八條の規定に依り準用したる非訴事件手続法第四十一條並に産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十三條の二、第六十四條、第六十六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條の規定を除く
附則
本法施行の期日は勅令を以て之を定む
第二十條の二第一項(第三十三條の規定に依り準用する場合を含む)に該當する工業組合又は工業組合聯合會の理事にして本法施行の際現に其の職に在る者は其の選

任に付同條に依り認可を受けたるものと看做す

工業組合法施行規則

第一條 工業組合を設立せんとするときは組合員たるべき者發起人と爲り左の事項を記載したる書面を以て組合員たる資格を有する者に對し設立の同意を求むべし

- 一、地區
二、組合員たる資格
三、出資一口の金額及其の拂込の方法
四、工業組合第十八條の二の組合に在りては保證金額を定むる方法
五、經費の一部を組合員に分賦せむとする組合に在りては其の分賦収入方法
六、事業計畫概要 設立の同意は前項の書面に記名捺印することによりて之を爲すべし發起人第一項の書面を作成したるときは遲滞なく之を主たる事務所設置豫定地の地方長官に届出づべし

- 一、特別の事由を記載したる書面
二、組合員たる資格を有する者及設立同意者の數を證する書面
二種以上の工業者を以て組合を設立せんとするときは前項第二號の書面は工業の種類別に之を記載すべし
第三條 工業組合法第十二條第一項の同意者ありたるるとき又は同條第二項の規定に依り認可ありたるときは發起人は遲滞なく創立總會を召集すべし
創立總會を召集するには少くも二週間前に會議の目的たる事項、日時及場所を設立同意者に通知すべし
第四條 組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法は創立總會の承認を経べし
第五條 創立總會を終結したるときは發起人は遲滞なく法定の設立同意者ありたることを證する書面を以て、創立總會の決議録の謄本左に掲ぐる事項を記載したる書面に添附し設立認可申請書を商工大臣に差出すべし
一、事業計畫
二、組合の負擔に歸すべき創立費及其の償却方法

- 費及其の償却方法
三、引受ありたる出資總口數
四、工業組合法第十八條の二の組合に在りては引受ありたる保證金額の總額
五、理事及監事の氏名及住所
六、經費の一部を組合員に分賦する組合に在りては其の經費の初年度の收支豫算及分賦収入方法
第五條の二 組合が借入金爲さんとするときは事業年度毎に總會又は總代會に於て一事業年度に於ける借入額の最高限度を議決すべし
前項の規定は組合が一事業年度に於ける一組合員に對して爲す貸付額の最高限度に付之を準用す
組合は前二項の規定に依り議決したる事項を遲滞なく地方長官に届出づべし
第五條の三 組合が組合員に非ざる者をして利用せしむることを得る施設は検査又は加工若は保管に關する設備其の他の共同設備とす
第五條の四 組合員の事業經營に對する制限に關する規定の認可申請書には其の制限を必要とする事由を記載したる書面を添附すべし

- 第六條 總代會は組合員百人以上の組合に非ざれば之を設くることを得ず
總代會は組合員中より選舉したる總代を以て之を組織す
總代會の定數、任期及選舉に關する規定は定款を以て之を定むべし
第七條 工業組合法第二十條第三項の規定に依り理事又は監事の選任の認可申請書には履歴書、總會又は創立總會若は總代會の決議録の謄本及其の選任の事由を記載したる書面を添附すべし
第八條 役員又は清算人の受くべき給與は定款又は總會、創立總會若は總代會の決議に依り之を定むべし
第九條 定款變更の認可申請書には總會又は總代會の決議録の謄本を添附すべし
定款の變更が出資一口の金額若は保證金額の減少又は工業組合法第三十八條の規定に依り準用したる産業組合法第五十八條の責任期間の短縮に關するものなるときは其の認可申請書には前項に掲げたる書面の外財産目録及貸借對照表を添附すべし
定款の變更が工業組合法第三十八

條の規定に依り準用したる産業組合法第五十八條第二項又は第六十八條第一項の場合に關するものなるときは其の認可申請書には總組合員の同意を證する書面を添附すべし
第十條 經費の一部を組合員に分賦する組合に於て其の經費の收支豫算及分賦収入方法を定めたるときは組合は遲滞なく之を地方長官に届出づべし
第十一條 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案に付總會又は總代會の承認ありたるときは組合は其の決議録の謄本を添附し遲滞なく之を地方長官に届出づべし
第十二條 剩餘金の配當は持分の全部若は一部又は取扱ひたる物の數量、價額若は事業の分量に對するの外之を爲すことを得ず
取扱ひたる物の數量、價額又は事業の分量に對し配當すべき剩餘金にして出資の拂込に充てざるものは拂込みたる出資額が出資總額の二分の一に満たざる場合に限り配當すべき剩餘金の二分の一を超ゆることを得ず
持分の全部若は一部に對する剩餘金配當の率は年六分を超ゆること
重要經濟法令及省令

を得ず但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り年一割迄之を増加することを許す
第十三條 新に組合に加入する者より加入金を徴收し又は新に出資口數を増加する日より増口金を徴收するときは其の金額は之を準備金に組入るべし脱退したる組合員に對し其の持分の一部を拂戻すべきことを定めたる場合に於て其の殘額に付き亦同じ
第十四條 組合員組合に對し脱退の承諾を求めむとするときは定款の定むる所に依り一定期間前に書面を以て脱退の豫告を爲すべし前項の期間は一年を超ゆることを得ず
第十五條 検査員の選任認可申請書には履歴書を添附すべし
第十六條 検査員の職務に關する規定中には服務規律及懲戒に關する規定を設くべし
検査員の職務の停止、給與の減額其他懲戒を爲さむとするときは地方長官の認可を受くべし
第十七條 總會の決議に依り解散の認可申請書には總會の決議録の謄本、財産目録及貸借對照表を添附すべし
第十八條 合併の認可申請書に

は總會の決議録の謄本、財産目録、貸借對照表、合併契約書の謄本及合併後存続する組合又は合併に因りて設立する組合の定款を添附すべし
第十九條 左の場合に於ては組合は遲滞なく之を地方長官に届出づべし
一、定款の施行に關する規則を定め又は之を改廢したるとき
二、事業經營に對する制限を廢止したるとき
三、事務所、理事、監事、清算人定款に定めたる事由の發生に因り解散又は清算終了の登記を爲したるとき
第二十條 工業組合法第八條の規定に依り組合員又は其の組合の組合員に非ずして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し其の組合の定むる取締又は制限に從ふべきことを命ずる場合に於ては商工大臣は豫め組合、其の從ふべき事項及組合の取締又は制限に從ふべき者の資格を指定し之を告示す
第二十一條 前條の規定に依り指定せられたる資格を有する者は其の指定に從ひ組合の取締又は制限に從ふことを要す但し特別の事

由に依り商工大臣の認可を受けたる者は此の限に在らず
第二十二條 第二十條の指定ありたる後組合に於て指定せられたる事項に關する定款の施行規則を變更せむとするときは地方長官の認可を受くべし
第二十二條の二 第一條、第五條の二、第十條、第十一條、第十五條、第十九條及第二十二條中地方長官とあるは全國を地區とする組合に在りては商工大臣とす
第二十三條 聯合會を設立せむとするときは所屬の各組合及聯合會の理事及監事より創立委員二名を選任すべし
工業組合法第二十九條第二項但書の聯合會を設立せんとするときは前項の創立委員の外工業者中より創立委員二名を選任すべし、工業者二名以内なるときは其の者を以て創立委員とす
第二十四條 創立委員會終了したるときは創立委員は定款、創立委員會の決議録の謄本、聯合會設立に關する所屬の組合及聯合會の總會又は總代會の決議録の謄本並に左に掲ぐる事項を記載したる書面を添附し商工大臣に聯合會の設立認可申請書を差出すべし

- 一、事業計畫
- 二、聯合會の負擔に歸すべき創立費及其償却方法
- 三、引受ありたる田舎の總口數
- 四、工業組合法第三十三條の規定に依り準用したる同法第十八條の二の聯合會に在りては引受ありたる保證金額
- 五、理事及監事の氏名住所
- 六、經費の一部を所屬の組合、聯合會及工業者に分賦する聯合會に在りては其の經費の初年度の收支豫算及分賦収入方法
- 七、工業組合法第二十九條第二項但書の聯合會に在りては所屬の工業者の氏名又は名稱及住所
- 第二十四條の二 聯合會に加入し又は脱退したるものあるときは聯合會は遲滞なく其の氏名又は名稱及住所を地方長官の地區が道府縣の區域を超ゆる聯合會に關する場合に在りては商工大臣に届出づべし

聯合會に關する場合に在りては商工大臣とす

第二十五條の二 工業組合中央會は毎年事業計畫及經費の收支豫算を定め遲滞なく之を商工大臣に届出づべし

第二十五條の三 第八條、第九條、第十一條、第十七條、第十九條及第二十四條の二の規定は工業組合中央會に付き之を準用す但し第十一條、第十九條及第二十四條の二中地方長官とあるは商工大臣とす

第二十六條 工業組合法第七條、第十二條第二項、第三十六條第四項及第四十九條第一項並第三十八條の規定に依り準用したる産業組合法第六十五條に於て行政官廳と稱するは商工大臣とす

工業組合法第六條の二、第十九條、第二十條、第二十五條乃至第二十八條及第三十二條並第三十八條の規定に依り準用したる民法第五十九條、産業組合法第二十四條、第三十九條、第六十條第二項、第六十條の二、第七十三條の二及第七十三條の三に於て行政官廳又は主務官廳と稱するは地方長官とす但し全國を地區とする組合、地區が道府縣の區域を超ゆる聯合會又は工

り商工大臣に差出すべき書面は地方長官を経由すべし

附則 本則は重要輸出品工業組合法施行の日より之を施行す

附則 (昭和六年商工) 省令第六號 本令は昭和六年法律第六十二號施行の日より之を施行す

附則 (昭和八年商工) 省令第三號 本令は昭和八年法律第二十號施行の日より之を施行す

商業組合法

第一條 商業者は其の商業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て商業組合を設立することを得但し特別の事情あるときは二種以上の商業者を以て之を設立することを得

前項の商業者の範圍に關し必要な事項は勅令を以て之を定む

第二條 商業組合は法人とす

第三條 商業組合は左の事項を行ふことを得

一、組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其の他組合員の營業に關する共同施設

二、組合員の營業に關する統制

三、組合員の營業に關する指導、研究、調査其の他組合の目的を達するに必要なる施設

組合は前項の事業の外組合員に對し其の營業に必要な資金の貸付又は組合員の貯金の受入を併せ行ふことを得

第一項に掲げたる組合の施設は組合員の利用に支障なき場合に限り組合員に非ざる者をして命令の定むる所に依り之を利用せしむることを得

由を定めたるときは其の時期又は事由

第十六條 商業組合は出資の第一回拂込ありたる後二週間以内に各事務所の所在地に於て設立の登記を爲すべし

登記すべき事項左の如し

- 一、前條第一號乃至第三號、第七號及第十五號に掲げたる事項
- 二、事務所
- 三、出資の總口數及拂込みたる出資の總額
- 四、第十九條の組合に在りては各組合員の氏名又は名稱、住所及保證金額
- 五、設立認可の年月日
- 六、理事及監事の氏名及住所

前項に掲げたる事項中に變更を生じたるときは其の登記を爲すべし但し前項第三號に掲げたる事項に付いては毎事業年度末日の現在に依り事業年度終了後一月以内に登記を爲すことを得

第十七條 組合員は出資一口以上を有すべし

組合の有すべき出資口數は五十口を超ゆることを得但し特別の事由あるときは定款の定むる所に依り之を増加することを得

とを得

第四條 商業組合は其の名稱中に商業組合なる文字を用ふべし商業組合に非ざる者は其の名稱中に商業組合なる文字を用ふることを得

第五條 商業組合は定款の定むる所に依り其の經費の一部を組合員に分賦することを得

第六條 商業組合は定款の定むる所に依り定款違反者に對し過怠金を課することを得

第七條 商業組合は定款の定むる所に依り組合員の營業に關する統制を行ふ場合に於ては之に關する規程を定め行政官廳の認可を受くべし其の規程を變更せんとする組合亦同じ

第八條 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲必要と認めるときは行政官廳は商業組合に對し必要な施設を命ずることを得

第九條 營業上の弊害を豫防し又は矯正する爲特に必要と認めるときは行政官廳は商業組合の組合員又は其の組合員に非ずして其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し其の組合の統制に従ふべきことを命ずることを得

第十條 本法に依り登記すべき事項は登記前に在りては之を以て第三者に對抗することを不得

第十一條 本法に依り登記すべき事項は其の事實の生じたる後二週間以内に之を登記すべし

登記すべき事項にして行政官廳の認可を要するものは其の認可書の到達したる時より登記の期間迄起算す

第十二條 商業組合を設立せんとするときは豫め地區を定め其の地區内に於て組合員たる資格を有するもの、過半数の同意を得て創立總會を開き定款其の他必要な事項を定め役員を選任し行政官廳の認可を受くべし但し組合員たる資格を有する者の營業の種類二以上あるときは各其の過半数の同意を得ることを要す

前項の同意を得ること能はざるときは雖も特別の事由ある場合に於ては行政官廳の認可を受け創立總會を招集することを得

第十三條 創立總會に於ける議決及役員を選任は設立同意者の三分の二以上の同意を以て之を爲す但し設立同意者の營業の種類二以上あるときは各其の三分の二以上の同意あることを要す